

# 世田谷区環境基本計画（案）

平成27年1月  
世田谷区



はじめに

---

# 目 次

---

第 1 章	計画の基本事項	1
1-1	環境基本計画策定にあたっての基本的視点	
1-2	計画の目的等	
1-3	計画期間	
1-4	「環境」のとらえ方と対象とする範囲	
第 2 章	世田谷区の環境の現状と課題	
2-1	人口・社会の動向	
2-2	みどりとみず	
2-3	エネルギー	
2-4	地球温暖化	
2-5	都市環境	
2-6	生活環境	
2-7	ごみ減量・資源循環	
第 3 章	世田谷区のめざす環境像	
第 4 章	計画の目標と方針	
基本目標 1	みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります	
基本目標 2	自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と 創出をめざします	
基本目標 3	環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	
基本目標 4	地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します	
基本目標 5	快適で暮らしやすい生活環境を確保します	
第 5 章	重視すべき主要な取組み	
第 6 章	実現の方策～環境について学び、環境に配慮した行動を実践する～	
6-1	区民の役割	
6-2	事業者の役割	
6-3	区の役割	
6-4	環境行動指針	

# 第1章 計画の基本事項

## 1-1 環境基本計画策定にあたっての基本的視点

### (1) 区を取り巻く状況

世田谷区は、平成8年に「世田谷区環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を推進してきました。その後、平成12年、17年、22年に計画を見直し、社会情勢や世田谷区を取り巻く環境の変化などに応じて施策を展開してきました。

平成22年の見直しでは、喫緊の課題である地球温暖化対策の強化を図るため、「低炭素社会への移行」を基本目標の一つに据えるとともに、地球温暖化への対応を通じて持続可能な社会をめざすことを重点施策としました。また、区民、事業者、区の具体的な行動につながる計画とするため行動指針を環境基本計画に示しました。

しかし、その後の5年間で世田谷区を取り巻く環境は、さらに大きく変化しています。

平成23年3月11日の東日本大震災における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の災禍は、想定を超えた災害に対する既存の社会システムの脆さをあらわにしました。また、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すこと、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していくことの必要性を多くの国民に意識させるきっかけとなりました。

深刻な環境問題である地球温暖化の進行も続いています。主要な温室効果ガスである二酸化炭素の濃度は、国内で平成25年以降、400ppmを超えています<sup>1</sup>。平成25年9月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書第1作業部会報告書<sup>2</sup>によると、大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）は、過去80万年間で前例のない水準まで増加しています。また、世界の平均気温が今世紀末には現在（1986 - 2005年）と比較して最大4.8℃上昇するという予測が示され、対策の緊急性、重要性はこれまで以上に高まっています。

### (2) 国、東京都の状況

国が平成24年4月に閣議決定した第四次環境基本計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけました。また、平成26年4月には、新しいエネルギー基本計画が策定され、「安定供給（エネルギー安全保障）」、「効率性の向上による低コストでのエネルギー供給（経済効率性）」、「環境への適合」及び「安全性」を基本的視点として、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の実現をめざすことが示されました。

<sup>1</sup> 国内3か所の観測地点の月平均値。気象庁報道発表資料「日本を含む北西太平洋域の二酸化炭素濃度の状況」（平成26年5月26日）による。

<sup>2</sup> 「IPCC第5次評価報告書 第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 気象庁訳」による。

東京都においても、平成24年5月に「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針～節電の先のスマートエネルギー都市へ～」が策定され、賢い節電・省エネ、低炭素・自立分散型エネルギーの利用拡大、エネルギーマネジメントによる需給の最適制御を進め、低炭素・快適性・防災力の3つを同時に実現するスマートエネルギー都市をめざしていくことが示されました。

### (3) 策定にあたっての基本的視点

区内では、都市化のさらなる進行に伴い、みどりが減少しています。また、地球温暖化にヒートアイランド現象も加わり、真夏日・猛暑日の増加や、時間100ミリを超える豪雨とこれによる被害の発生などの問題も生じています。さらに、大気汚染や水質汚濁、騒音、まちの美化など、身近な生活環境問題への対策も、引き続き必要とされています。

こうした状況の中、平成25年9月に策定した「世田谷区基本構想」は、「環境に配慮したまちをつくる」を9つのビジョンの一つに掲げ、環境と共生し、調和したまちづくり、みずとみどりの質と量の向上、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用を進めていくこととしています。また、平成26年3月に策定した「世田谷区基本計画」では、3つの基本方針の一つに「環境と調和した地域社会の実現」を掲げ、区民、事業者、行政が主体的に環境への取組みを進めていくことを示しました。

#### 環境と調和した地域社会の実現

みずとみどりに恵まれた良好な生活環境を守り、次の世代に伝えるとともに、都市の新たな魅力や活力を創出するため、一人ひとりの暮らし方や都市機能のあり方を見直します。

生活を支える環境・エネルギーへの取組みや災害への備えを、区民、事業者、行政それぞれが主体的に進めることにより、環境と調和のとれた、復元力を持った地域社会をつくりまします。

(「世田谷区基本計画」より)

このような社会状況の変化、喫緊の課題に対応し、環境施策を総合的かつ計画的に進めるため、次の基本的視点を踏まえ、新たな環境基本計画を策定します。

#### 策定にあたっての基本的視点

「世田谷区基本構想」のビジョンの一つに示される「環境に配慮したまちをつくる」の内容及び「世田谷区基本計画」の基本方針に示された「環境と調和した地域社会の実現」等の内容を踏まえた計画とする。

世田谷区を取り巻く自然環境、生活環境の保全をはじめ、地球規模での環境問題も視野に入れた、区の環境施策全般を総合的かつ計画的に推進するための計画とする。

東日本大震災後の様々な社会的な課題を踏まえ、再生可能エネルギーの活用をはじめとしたエネルギーの効率的な利用や、環境に配慮したライフスタイルへの転換なども含めた環境に関する総合的な計画とする。

## 1-2 計画の目的等

この計画は、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下、「環境の保全等」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。

環境の保全等に関する目標を実現するためには、区民・事業者・区による自主的かつ積極的な行動が必要です。そのため、世田谷区環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全等に関する目標の実現のため、区民、事業者及び区が環境の保全等に関して配慮すべき事項である「世田谷区環境行動指針」についても、この計画に含むものとして策定します。

なお、この計画は、区が定める「世田谷区基本計画」や「世田谷区新実施計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」、「一般廃棄物処理基本計画」、「みどりとみずの基本計画」等、他の行政計画と補完・連携し合うものとして位置づけられるものです。

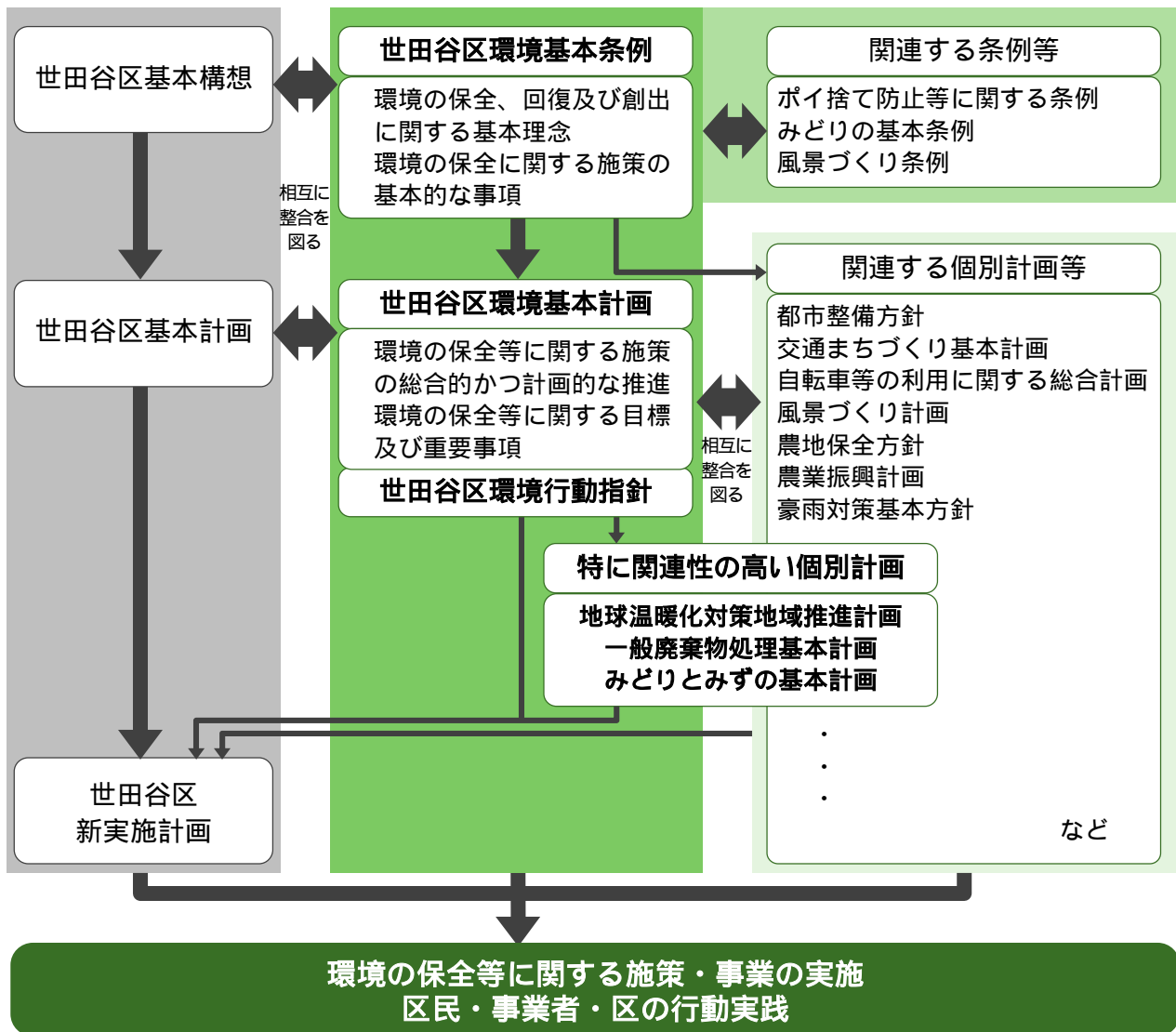


図 - 1 世田谷区環境基本計画の位置づけ

### 1-3 計画期間

計画期間は、平成27年度～平成36年度の10年間とします。また、原則として中間年で改定するとともに、社会情勢の変化により適宜見直しを行います。

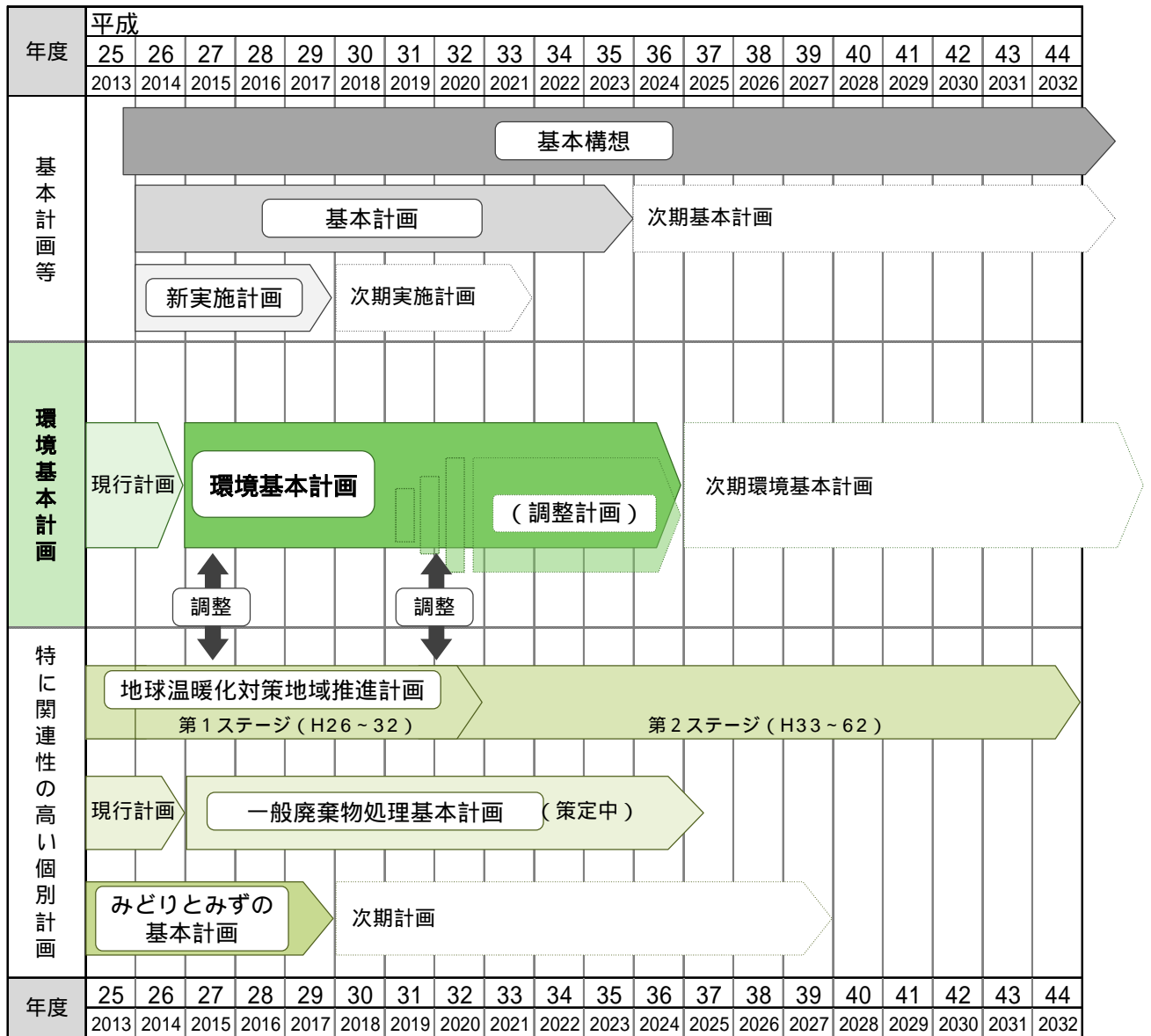


図 - 2 計画期間



## 1-4 「環境」のとらえ方と対象とする範囲

世田谷区環境基本条例では、環境の保全等を図るにあたって、施策の策定及び実施によって確保すべき事項を次のように定めています。

<p>世田谷区環境基本条例</p> <p>第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(1) 公害の防止</p> <p>(2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等</p> <p>(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保</p> <p>(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全</p> <p>(5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備</p> <p>(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量</p> <p>(7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等</p>
--

環境とは、人や生物のあらゆる活動の共通の基盤となるものです。このような環境については、個人の身近な日常生活のレベルから、地域、都市、地球環境のレベルまで幅広くとらえ、日常生活や事業活動など様々な人間活動・社会活動により環境に影響を与える現象や都市の社会資本や住宅の整備、防災や都市の安全性、快適性に関連する要素も環境施策の視野に入れて考えるものとします。

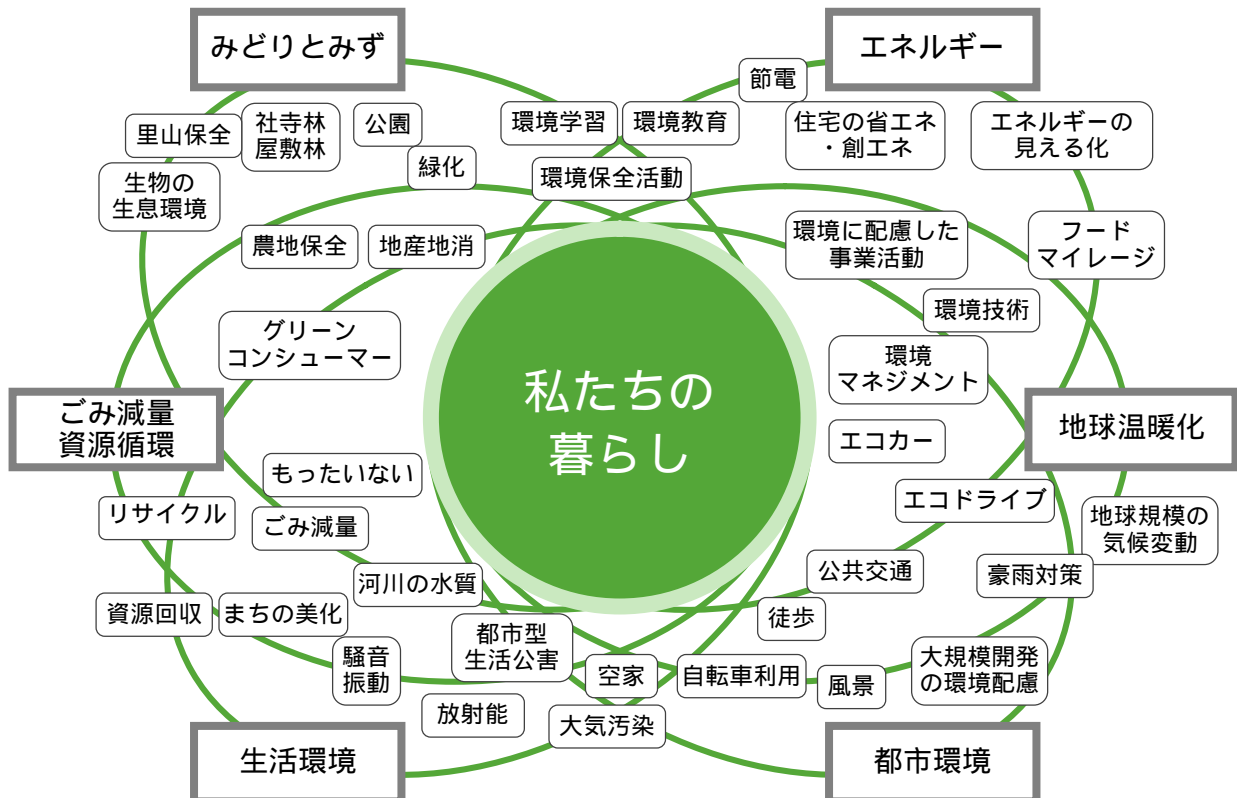


図 - 3 「環境」のとらえ方と対象とする範囲

## 第2章 世田谷区の環境の現状と課題

### 2-1 人口・社会の動向

#### (1) 人口の動向

世田谷区の人口は大正期から急激に増加し、昭和50年代に約77万人となつてからは横ばい傾向となりました。昭和62年の794,639人をピークに一旦減少傾向を示しましたが、平成8年以降は緩やかな増加に転じ、平成26年1月1日現在、852,707人(外国人を除く)、世帯数は440,266世帯(日本人のみ世帯)となっており、人口・世帯数は東京23区で最も多い状況です。

また、平成22年国勢調査によると単独世帯の割合が増加しており、49.8%と最も多く、全国の割合の32.4%と比べ高くなっています。

人口構成の変化(割合)は、平成7年と比べ、年少(0~14歳)人口については11.5%と横ばいですが、その一方で、高齢者(65歳以上)人口は13.5%から19.3%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

平成25年度に実施した将来人口推計によると、区の人口は、平成25年の845,922人から、平成35年には873,332人(外国人を含むと889,899人)まで増加します。その後も増加傾向が続き、平成50年には883,009人(外国人を含むと900,446人)となる見込みです。

年齢階層別では、年少人口は、推計期間中(平成35年まで)は増加傾向にあり、当面、少子化は進まないものの、その後、減少傾向に転じる見込みです。高齢者人口については一貫して増加が進むと見込まれます。なお、生産年齢人口については、概ね横ばいの水準が維持される見込みです。

今後も人口増加を踏まえつつ、子どもから高齢者まで安心して暮らすことのできる、良好な生活環境を維持していくことが求められています。

#### (2) 社会の動向

この20年の間にバブル経済の崩壊による景気の低迷と長期にわたるデフレ経済を経験しました。その一方で、グローバル化や高度情報化の進展、急速に進む少子高齢化、家族形態の多様化や人と人のつながりの希薄化、格差の拡大による深刻な問題などの社会状況の大きな変化に直面してきました。特に、平成23年3月の東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の災禍は、一人ひとりの生き方や地域社会のあり方の土台を揺さぶることになりました。その流れの一つとして、エネルギーの利用のあり方や、ライフスタイルへの意識が大きく変わる中で、環境と共生した持続可能な社会を構築していくことが求められています。

---

世田谷区では、平成25年度から住民基本台帳に基づく人口について外国人を含んだ数値を掲載しているが、人口推計については、「世田谷区将来人口の推計」(世田谷区 平成26年2月)において、日本人のみと外国人の将来人口推計で異なる手法を用い、別途推計していることから、本計画では、外国人を除いた数値を記載している。

平成27年1月現在で、区の総人口は推計値を上回る増加傾向にあり、引き続き人口動向を注視し検討している。

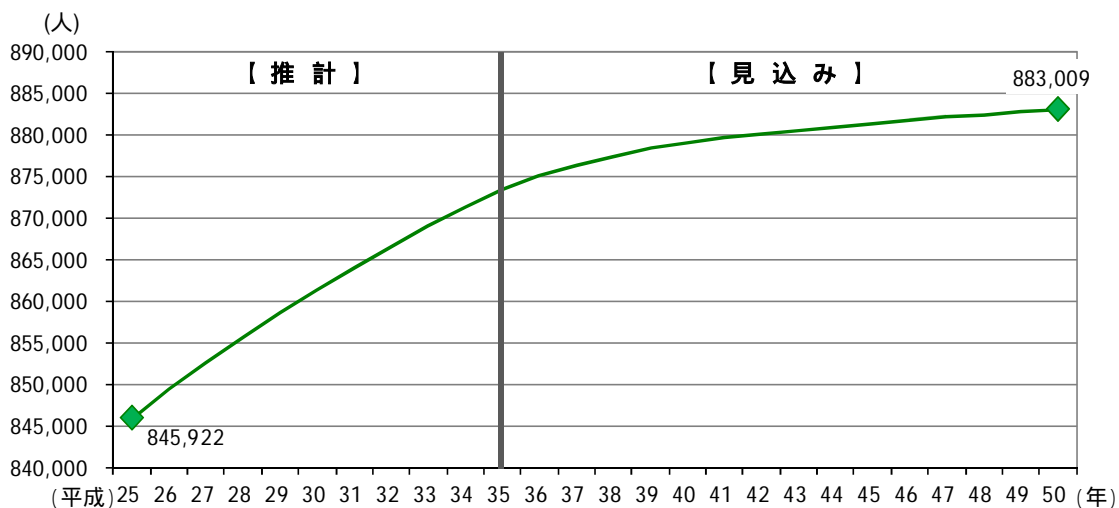


図 - 4 総人口の推移

平成25年の人数を  
100とした場合の値

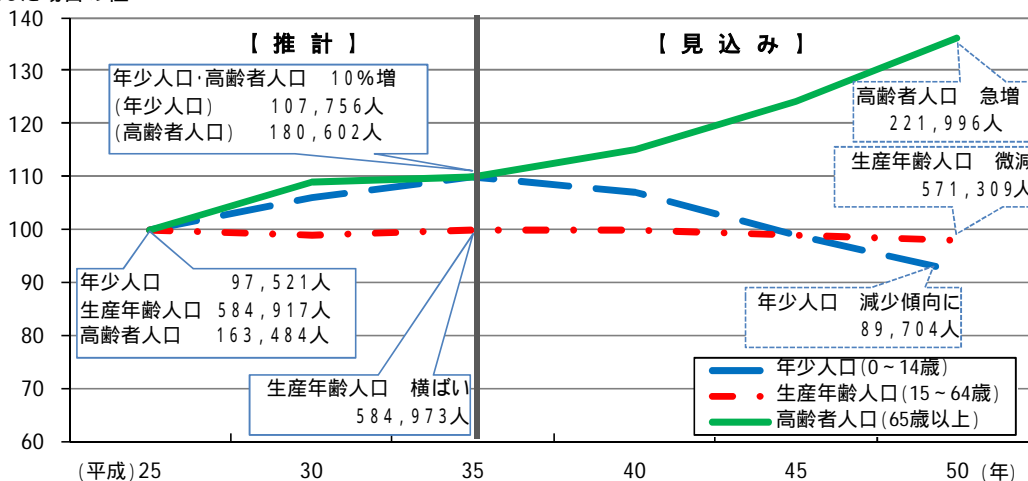


図 - 5 平成25年を100とした年齢階層別人口の推移

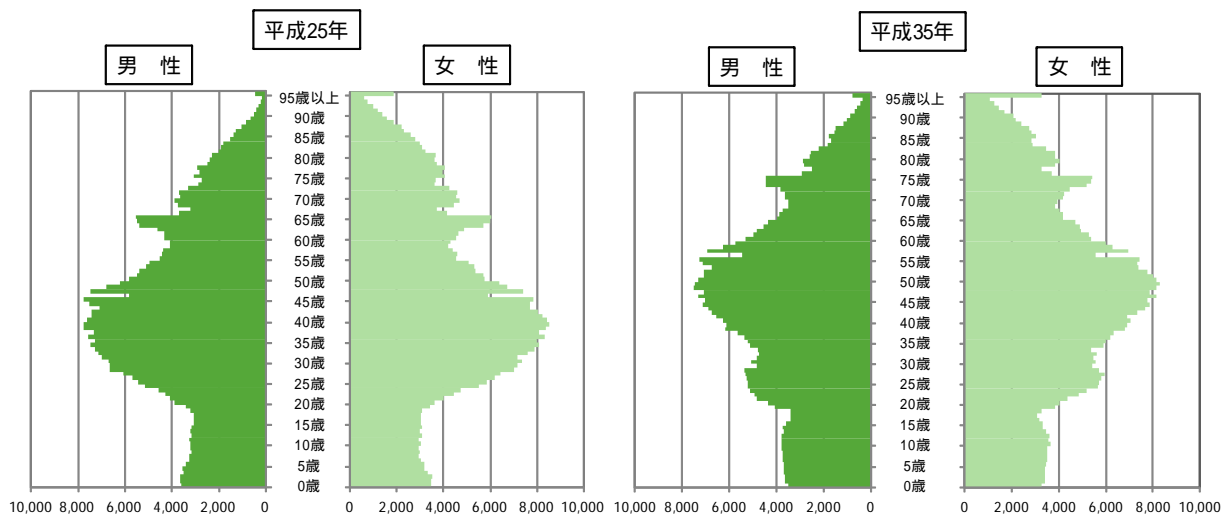


図 - 6 人口ピラミッド

(出典) 図 - 4 ~ 6 : 世田谷区将来人口の推計

## 2-2 みどりとみず

---

### (1) 現状

世田谷区は多摩川の浸食により形成された国分寺崖線をはさみ、武蔵野台地と多摩川低地に分かれており、崖線沿いの樹林地や点在する社寺林、屋敷林、西部地域に多い農地などにより、一般にみどりの多いまちというイメージが定着しています。中でも、国分寺崖線の斜面地一帯にはみどりが多く、湧水も豊富で、貴重な自然が残されていることから、「世田谷のみどりの生命線」ともいわれています。また区内には野川、仙川などの中小河川が流れ、23区内では貴重な自然の渓谷である等々力渓谷があるなど、水の豊かな環境を有しています。

明治期までの世田谷の風景は武蔵野台地に広がる畑や点在する雑木林、中小河川と用水、寺社の境内地の樹林や農家と屋敷林といった農村の特徴を備えていました。その後、宅地化の進行に伴い、都市近郊農村から住宅都市へと変貌する中で、比較的ゆったりとした敷地の宅地があり、住宅地の中に農地が残るといった、世田谷区の特徴的なまちの景観が形成されてきました。

都市化が進み人口が増加することに合わせ、自然のみどりが減少してきた代わりに、街の中に公園の整備が進められました。特に砧公園や祖師谷公園、駒沢公園などの規模の大きな公園には、まとまったみどりが残されているほか、住宅地の中の公園にも大きな樹木が育ち、まちに潤いを与えています。また、区民による庭や道路沿いの緑化が、緑豊かな住宅地の形成に寄与しています。

さらに、みどりやみずは、多様な生物が生息する空間としても重要な役割を果たしています。

平成23年度の区のみどり率は24.6%で平成18年度からの5年間で約1%減少しています。また、みどりの減少に合わせて自然面も少なくなり、雨水の浸透しにくい土地利用が増加したことで、地下水の水量の減少傾向も見られます。

### (2) 課題

区内の公園の面積は増加している一方で、宅地化により、自然のみどりや農地は減少しています。世田谷区のみどりの6割は私有地のみどりであり、相続に伴う宅地の細分化や開発事業等のために減少していることから、保全・創出に向けた取り組みをさらに進めることが必要です。

同時に、日常生活の中で目にふれるみどりや身近に感じられるみどりを増やしていくことや、量の確保に加え、多様な生物が生息する空間を創出していくことも必要です。

また、みどりの保全等を通じて、雨水の浸透を図り、水循環を保全することも必要です。

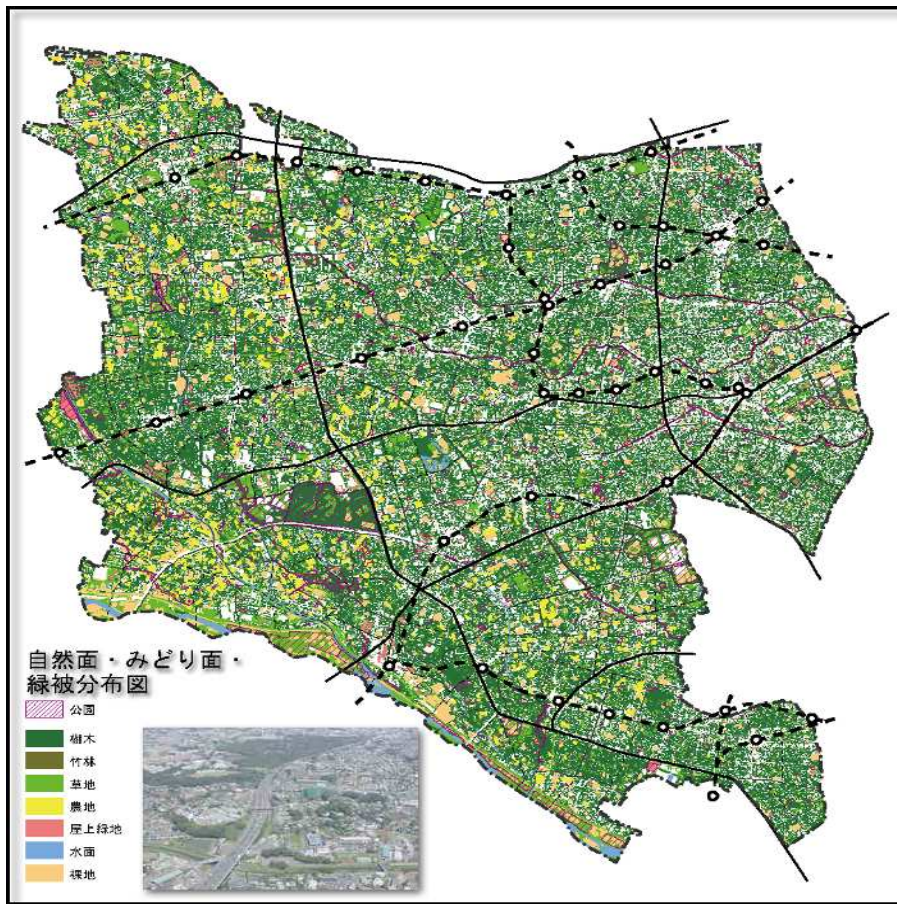
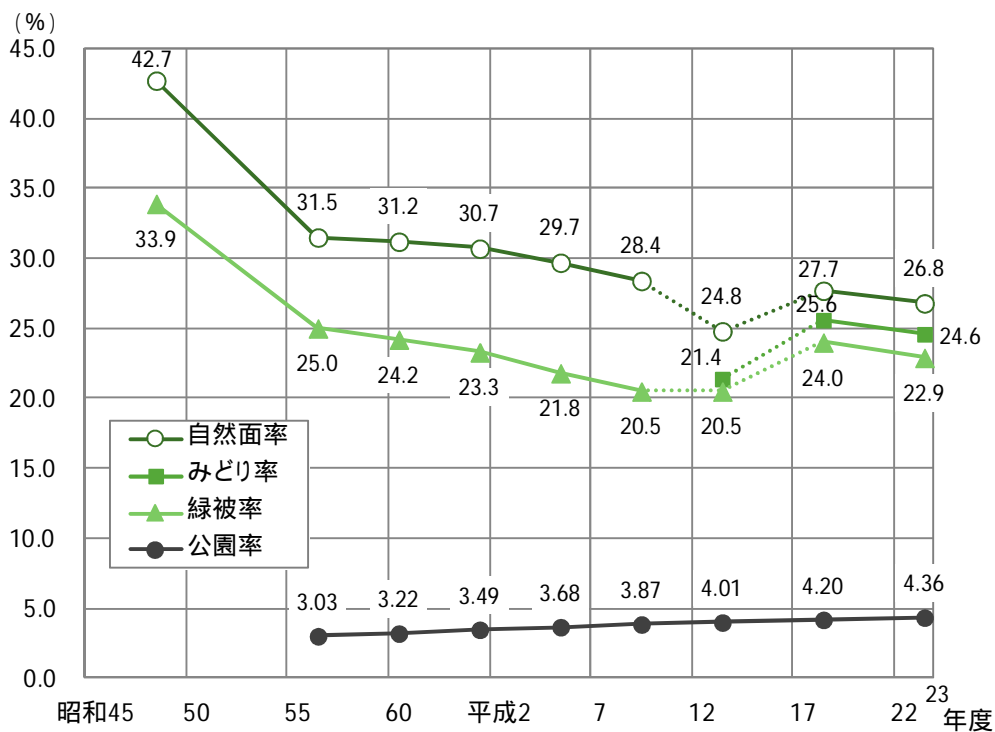


図 - 7 自然面・みどり面・緑被分布図



測定方法の変更により、平成13年の自然面率、みどり率、緑被率が計算上低くなっています。平成18年からは測定精度の向上により、それ以前の値より高い値となっています。

図 - 8 自然面、みどり率、緑被率、公園率の推移

(出典) 図-7・8：世田谷の土地利用2011

## 2-3 エネルギー

### (1) 現状

東日本大震災とその後の原発事故により、エネルギー利用のあり方やライフスタイルへの意識が大きく変わってきました。こうした中で、将来の世代に負担をかけないよう環境と共生し、調和したまちづくりが求められています。

原発が稼動しない状況により、電力の供給が不安定となる中で、省エネルギーの意識が高まりました。震災前と後では区内のエネルギー消費量は減っていますが、電力の排出係数が増えているため、結果として二酸化炭素排出量は増加しています。化石燃料による火力発電の増加は、二酸化炭素排出量の増加を招くこととなり、地球環境への影響が懸念されます。

私たちの暮らしにエネルギーは欠かすことのできないものですが、温室効果ガスを削減し、環境負荷を抑えた社会を構築するためには、「省エネ」と同時に再生可能エネルギーの活用などによる「創エネ」の双方を進めることが重要となっています。

平成23年度に策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」では、「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち 世田谷」をめざし、平成32(2020)年度までに区全域の二酸化炭素排出量を、平成2(1990)年度比10%削減することを目標として、省エネルギー・創エネルギーについての施策に取り組むこととしています。東日本大震災後、世田谷区内の電灯・電力販売量は減少していますが、都市ガス販売量は人口・世帯数の増加を背景に増加しています。平成23年度の二酸化炭素排出量は、火力発電の増加の影響により前年度から増加し、2,964千トンでした。平成2年度との比較では17.5%増加しています。

区は、省エネルギー対策として、区民の省エネルギー行動を推進するとともに、エネルギーを使用する機器の高効率化や建物の断熱性の向上などの住まいの省エネルギー化につながる設備面からの対策にも取り組み始めています。また創エネルギーについて、太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの活用を促進していくこととしています。

### (2) 課題

世田谷区の二酸化炭素排出量は、民生家庭部門が約5割、民生業務部門が約3割を占めており、家庭や事業所におけるエネルギー使用が大きく影響しています。そのため、特に家庭や事業所において一層の省エネルギー対策を進めるとともに、環境負荷が少ないエネルギーとして再生可能エネルギーの活用をさらに促進していくことが必要です。

また、限られたエネルギーを効率的に利用するために、再生可能エネルギーを生産する地域と連携することや、身近なところで生み出すエネルギーを上手に活用することなど、多様なエネルギーの活用を進めることが必要です。

---

電力会社の二酸化炭素排出係数のことを意味し、1 kWhの電気供給あたりどれだけの二酸化炭素を排出しているかを示す数値です。



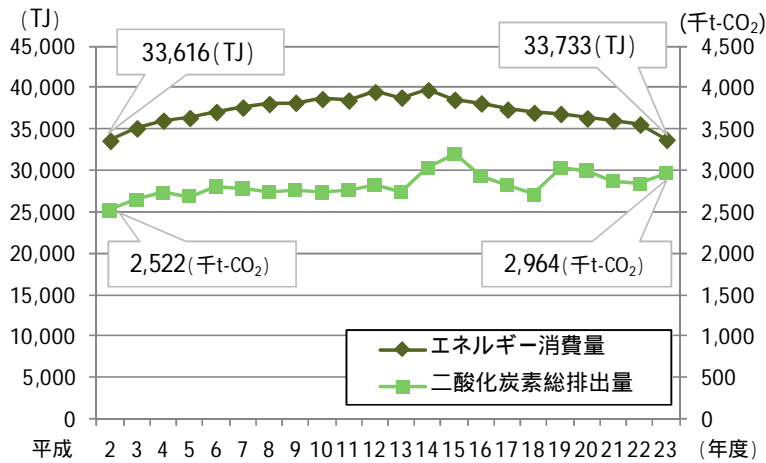


図-9 世田谷区のエネルギー消費量および二酸化炭素排出量の推移

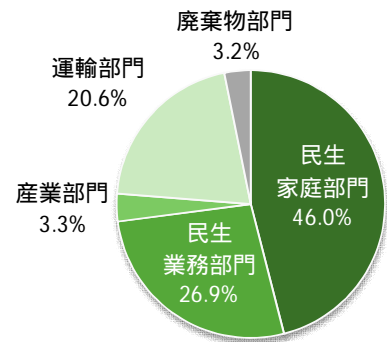


図-10 世田谷区の部門別二酸化炭素排出量の割合(平成23年)

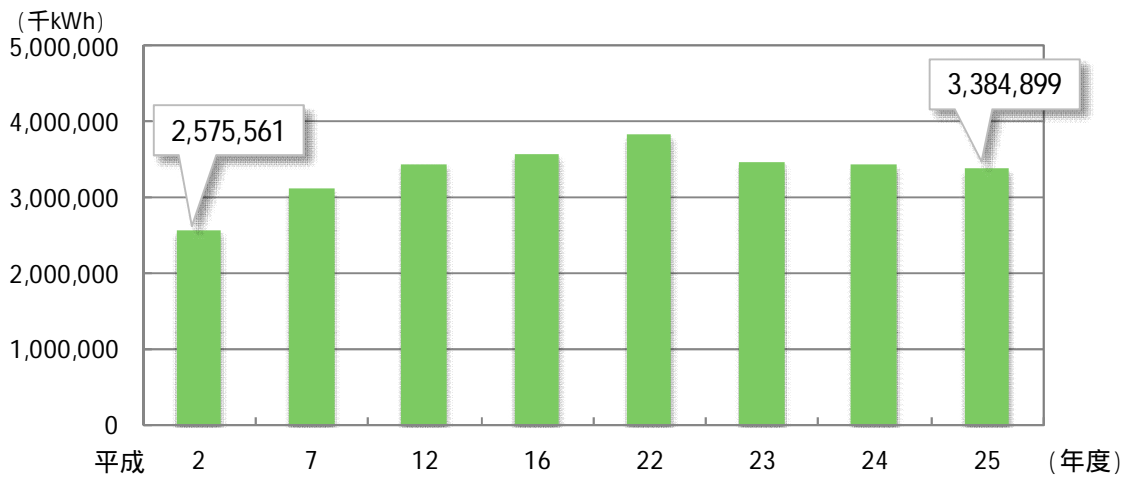


図-11 世田谷区の電灯・電力販売量実績

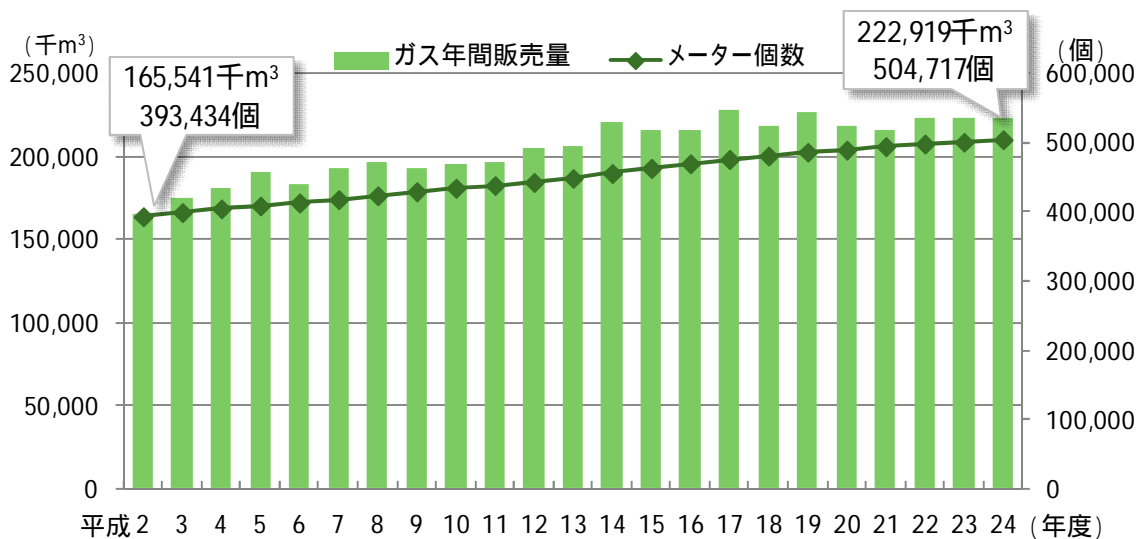


図-12 世田谷区の都市ガス年間販売量・メーター個数

(出典) 図-9・10 : オール62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」  
 図-11 : 東京電力株式会社データより作成  
 図-12 : 統計書 平成25年総合編

## 2-4 地球温暖化

---

### (1) 現状

人間活動、特に産業革命以降、石炭や石油といった化石燃料が大量に使用され、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになりました。その結果、地球が過度に温暖化することとなり、近年になるほど温暖化は加速しています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によると、今世紀末には世界平均地上気温が現在（1986-2005年）と比較して最大4.8℃上昇すると予測されています。これに伴い、今世紀末までにほとんどの陸域で極端な高温がより頻繁になることが確実に見込まれています。また、極端な大雨がより頻繁となる可能性が非常に高いとされています。

地球温暖化は私たちの暮らしにも、すでに深刻な影響を及ぼしつつあり、夏の気温上昇による熱中症リスクの増大、台風の勢力の増大、局地的な集中豪雨の発生とそれに伴う都市型水害の増加、地域固有の生態系への影響などが生じています。

世田谷区内においても、ヒートアイランド現象の影響も加わり、真夏日・猛暑日の日数が増えています。真夏日や熱帯夜の日数の増加は、熱中症や睡眠障害の増加、感染症の流行域拡大等との関連も指摘されています。また、時間100ミリを超える豪雨が発生するなど、豪雨による被害も生じています。

### (2) 課題

地球温暖化を緩和するためには、温室効果ガス排出量の大幅かつ持続的な削減が必要となります。そのために、家庭や事業所における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用促進に加え、まちづくりの中で省エネルギーの取組み、交通網の整備等を進め、地域全体で環境負荷の低減を図ることが必要です。

また、地球温暖化に伴う気候変動への適応策として、雨水流出抑制、治水対策などの豪雨対策を進めるとともに、気温上昇のもう一つの要因であるヒートアイランド現象を緩和するため、道路の熱対策、みどりとみずの保全、風通しのよいまちをつくるなど、熱をためないまちづくりも必要です。



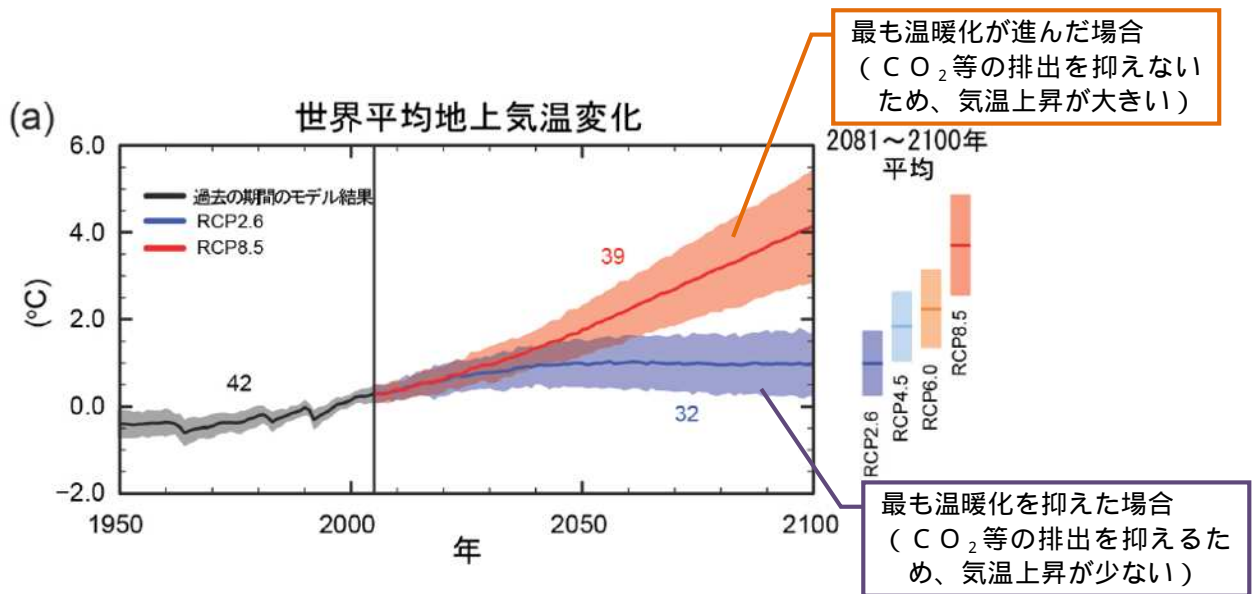


図 - 1 3 1950年から2100年までの気温変化(観測と予測)

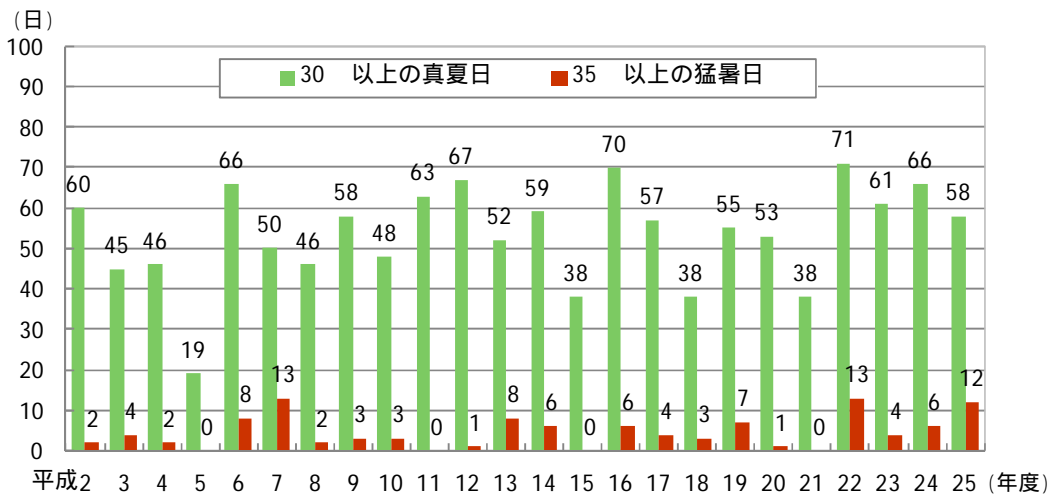


図 - 1 4 世田谷区の30 以上の真夏日・35 以上の猛暑日の推移

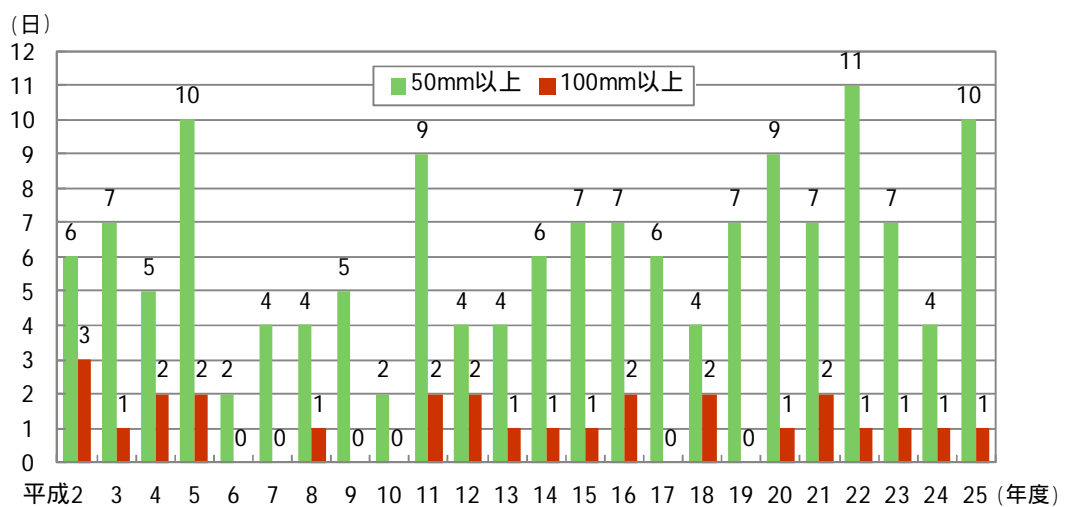


図 - 1 5 世田谷区の50mm以上・100mm以上の降水日数の推移

(出典) 図-13: IPCC第5次評価報告書 WG1 Figure SPM.7(a)をもとに、環境省資料を参照して説明を加筆

図-14・15: 気象庁気象データより作成

## 2-5 都市環境

---

### (1) 現状

世田谷区が農村から東京近郊の住宅地へと様相を変えていくのは、大正から昭和初期にかけてであり、鉄道開通を契機に住宅地が形成され始め、関東大震災後に人口が急激に増え、市街化が進みました。昭和初期には区画整理が進められ、終戦後は区内の軍事施設の跡地が住宅団地などへ転換し、その後、高度経済成長期を経て市街化が進み、東京オリンピックを契機に道路やインフラといった都市基盤の整備が一挙に進みました。

このように市街化が進む中でも、特に区の西部を中心に農地が残されてきました。また、区画整理などにより形成された住宅地には比較的大きな敷地の宅地が形成されるなど、住宅都市世田谷の特徴ある風景が形成されてきました。

その一方で、基盤が未整備で狭い道路が多く、木造住宅が密集する地域もあり、防災面を強化する街づくりが課題となっています。

世田谷区の土地利用は、宅地のうち約74%が住居系で占められ、住宅都市としての特徴を色濃くしています。新たな市街地形成や基盤整備が落ち着きを見せる中で、駅周辺の活性化や利便性向上などのため、三軒茶屋駅や二子玉川駅、祖師ヶ谷大蔵駅周辺では市街地再開発事業が行われるとともに、経堂駅や成城学園前駅、下北沢駅周辺などでは鉄道の連続立体交差事業に併せて拠点となる駅周辺の街づくりが行われています。その一方で、宅地の細分化が進行しており、宅地化による農地の減少などが、近年課題となっています。

また、近年、大規模な低未利用地におけるマンションなどへの土地利用転換が行われるケースも目立つようになりました。さらに、建築基準法の改正による地下住宅部分の容積率の緩和や建築技術の向上などにより、傾斜地や住宅地におけるマンション等の建築計画が増加し、周辺住民と事業者の間でトラブルとなるケースもあり、大規模な建築や開発事業に際しての環境配慮が、ますます重要となっています。

### (2) 課題

世田谷区では、都市計画道路の整備率が依然として低く、また一部の地域では細街路が残り、老朽木造家屋が密集し、建替えが進まない状況があり、防災面の向上が求められています。

また、宅地の細分化、建物棟数密度の上昇、宅地化の進行などに伴う農地の減少が続いており、良好な住宅都市とするため、みどりとやすらぎのある住みやすいまちづくり、世田谷らしい風景の保全に努め、地域特性を活かした魅力あるまちづくりが必要です。特に、開発事業等の指導にあたり、計画段階から十分な環境配慮を求めていくことが必要です。

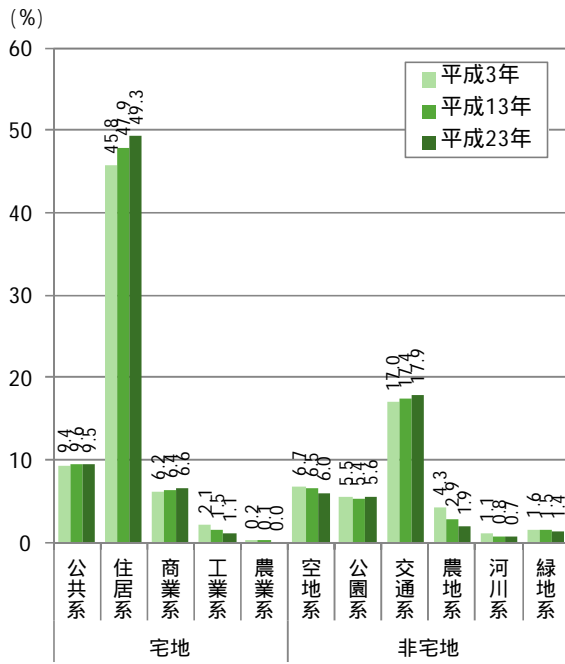


図 - 16 土地利用構成の推移

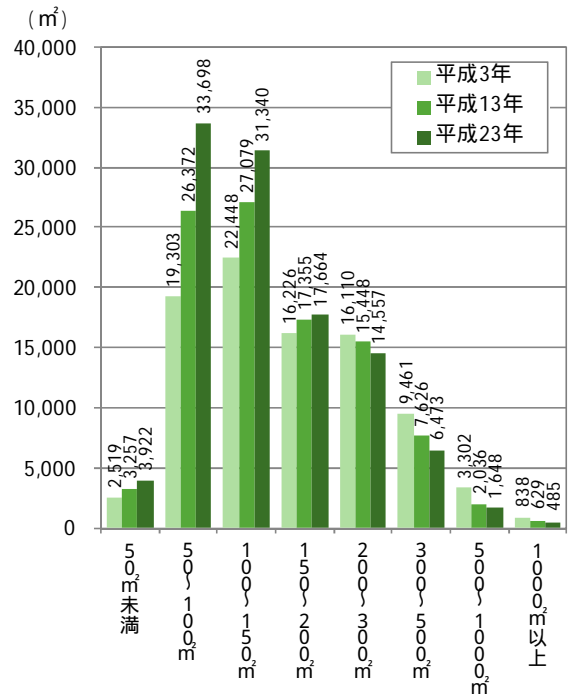


図 - 17 敷地規模別宅地数（専用住宅）

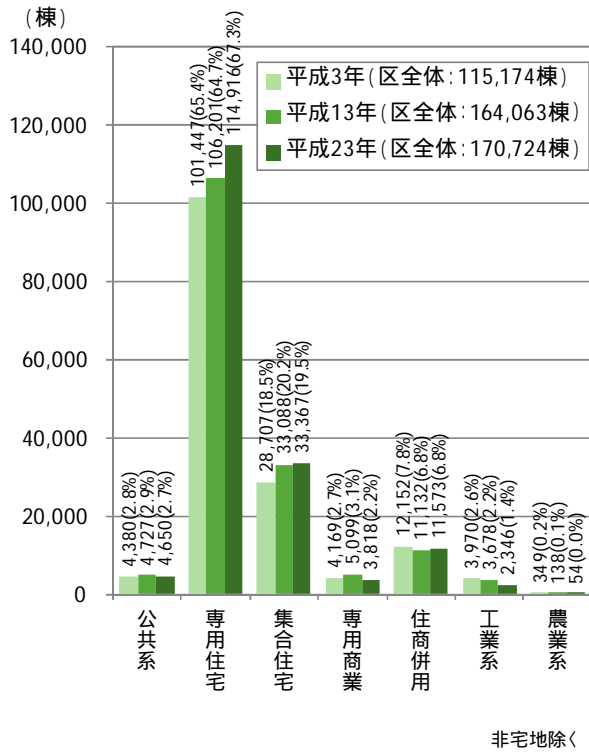


図 - 18 建物棟数の推移

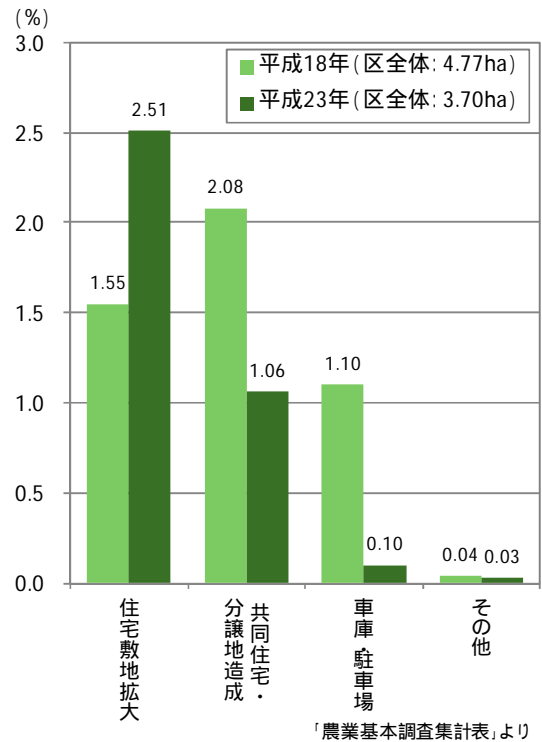


図 - 19 農地の転用目的

(出典) 図 - 16 ~ 19 : 世田谷の土地利用 2011

## 2-6 生活環境

---

### (1) 現状

公害は、従来対策の重点が置かれてきた「典型7公害」(騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・地盤沈下・土壌汚染)のほかに、アスベスト、ダイオキシン類など、新たな公害が認識されるようになってきました。

測定統計を見ると、大気汚染に関しては、法令等の規制により、光化学オキシダントを除く、二酸化いおう( $SO_2$ )、一酸化炭素(CO)および浮遊粒子状物質(SPM)等について、低減、改善がみられます。水質汚濁については、区内河川の生物化学的酸素要求量(BOD)が、長期的に見ると減少傾向にあります。

区民の多様な生活様式や事業活動に起因する騒音などについての苦情も多く見られます。

ごみのポイ捨てや路上喫煙、落書きも、快適で暮らしやすい生活環境の確保における重要な問題です。路上などの公共の場所への空き缶や吸い殻のポイ捨ては、まちの環境美化を阻害しています。路上での喫煙は、吸い殻のポイ捨ての原因となるだけでなく、他の歩行者の迷惑になるものです。落書きも、まちを汚す大きな問題です。

環境美化について、区は平成9年にポイ捨て防止等に関する条例を制定し、空き缶、たばこの吸い殻のポイ捨て、犬のふんの後始末、落書き行為の防止に取り組んでいます。たばこについては、歩きたばこの苦情・相談が寄せられるようになったことから、平成16年に条例を改正し、歩行中に喫煙しないことを区民の責務と定めるとともに、区内8カ所を路上禁煙地区と定め、地区内での禁煙や歩行喫煙防止の啓発を実施しています。

また、カラスなどの鳥獣による生活環境への被害する区民からの苦情も寄せられています。

### (2) 課題

大気、水質は改善傾向にありますが、監視・測定を継続するとともに、今後も改善に向けた一層の取り組みが必要です。また、健康被害を引き起こすダイオキシン類などの化学物質やアスベストなどの新たな公害への対応も必要です。

区民からの苦情が寄せられている、騒音、ごみ・たばこのポイ捨て、カラスなどの鳥獣による生活環境への被害についても継続的な対策が必要です。

管理不全な状態の空家は、近隣の生活環境に深刻な影響を与えることもあり、国では「空家対策の推進に関する特別措置法」を制定しました。区でも、こうした空家等について対応していくことが求められています。

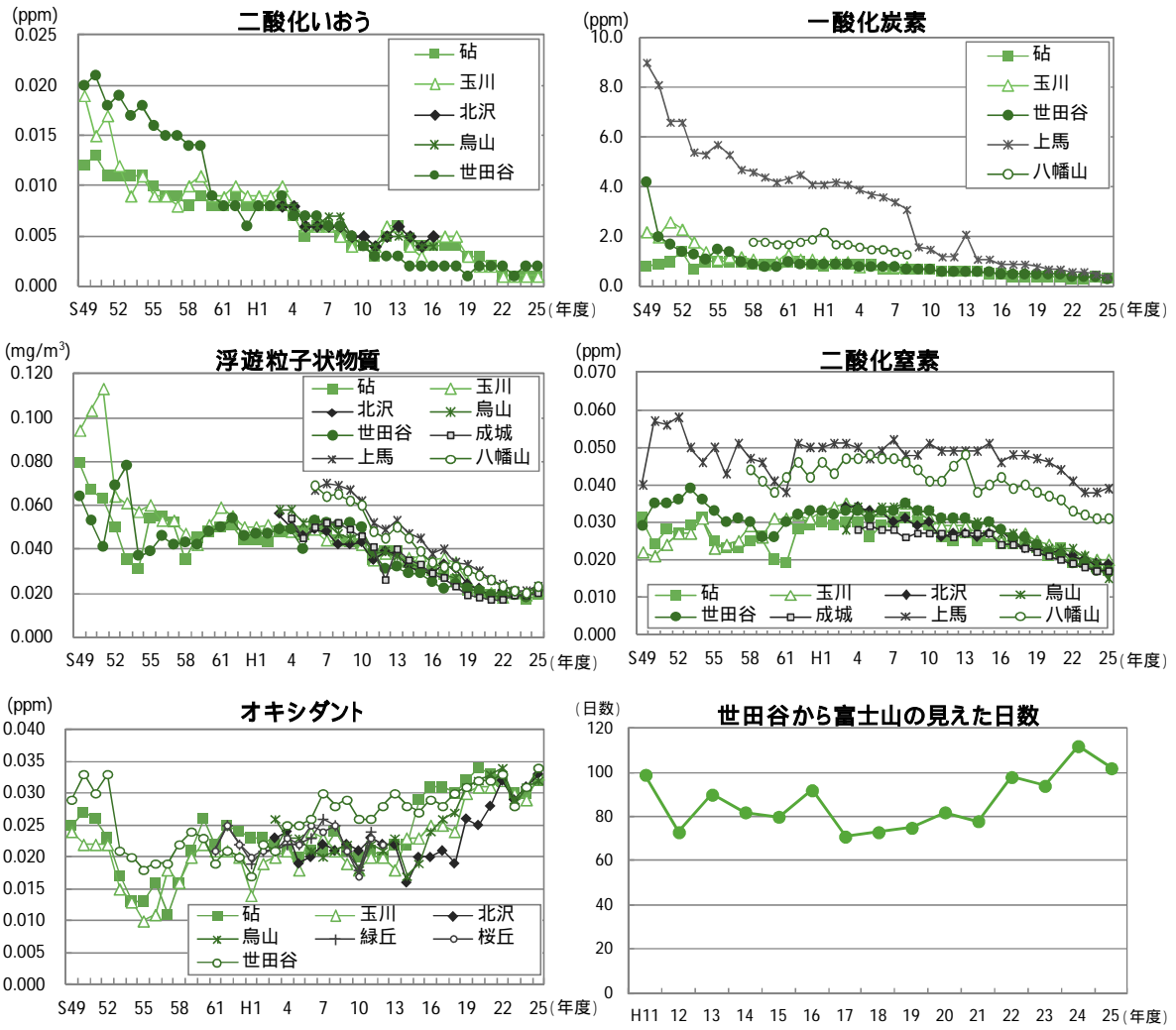


図 - 20 大気汚染物質の経年変化及び富士山の見えた日数

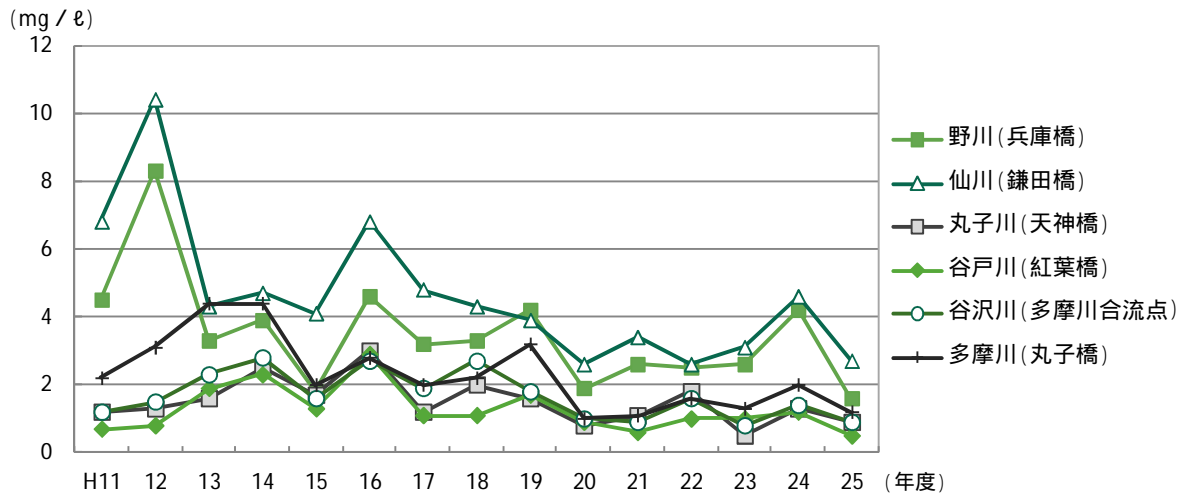


図 - 21 河川のBODの経年変化

(出典) 図-20・21: せたがやの環境 平成26年度

## 2-7 ごみ減量・資源循環

---

### (1) 現状

ごみ問題については、ごみを「適正に処理する」、さらには「リサイクルする」というだけではなく、ごみの発生そのものを少なくすることの重要性が社会に認識され、循環型社会形成推進基本法が制定されるなど、ごみは資源・エネルギーの一つとして認識されるようになりました。また、「持続可能な社会」の実現のため、ごみの減量や資源の有効活用に取り組むことはますます重要となっています。

こうした背景のもと、国による循環型社会形成の取組みが進められる中で、自治体における資源分別を前提としたごみ処理の取組みが定着してきました。

世田谷区では、平成12年度に清掃事業が東京都から23区へ移管されたことにより、以前より区が担ってきたリサイクル事業と併せて、ごみ収集についても区が行うこととなりました。

区のごみ減量、リサイクル推進の取組みにより、清掃事業移管前の平成11年度と比較し、ごみ収集量は約33%減少、資源回収量は、約2.4倍に増加となるなど、成果を上げていますがここ数年、ごみの収集量は微減している状況です。また、平成20年10月から、不燃ごみのプラスチック、ゴム、皮革類を可燃ごみに分別変更を開始し定着してきています。

区民意識調査において、近年、区民の困りごととして「ごみ出しマナー・分別回収」を挙げる割合が減少し、区が積極的に取り組む事業として「清掃・資源リサイクルの推進」を挙げる割合も減少しています。区の清掃事業への信頼が増し、ごみ・資源回収についての区民の意識が定着してきていると推測されます。

### (2) 課題

東京都の最終処分場の容量には限界があるため、さらなるごみ減量へ向けて、これまでの取組みを継続・拡充するとともに、区民・事業者主体による取組みを促進し、ごみの発生・排出抑制をさらに推進することが必要です。

また、資源の有効活用を進めるため、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源化可能物の分別徹底に向けた取組みを推進するとともに、小型家電などに含まれる有用金属等の資源化を拡充することも必要です。

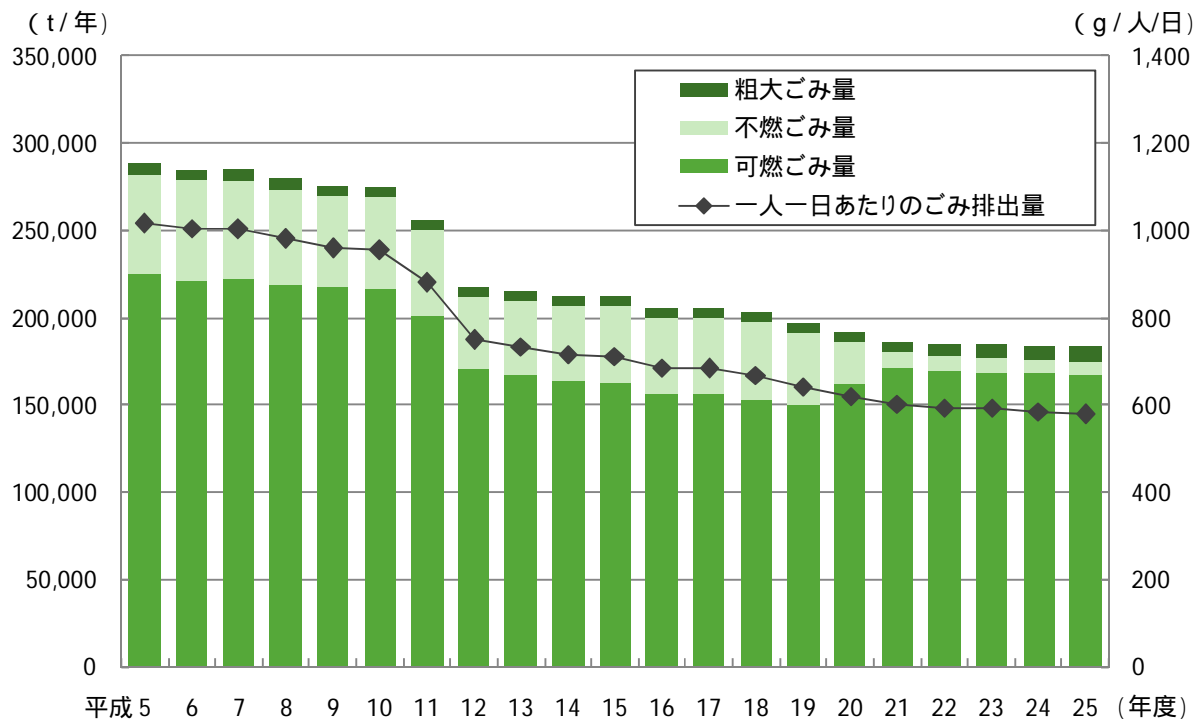


図 - 2 2 ごみ収集量の推移

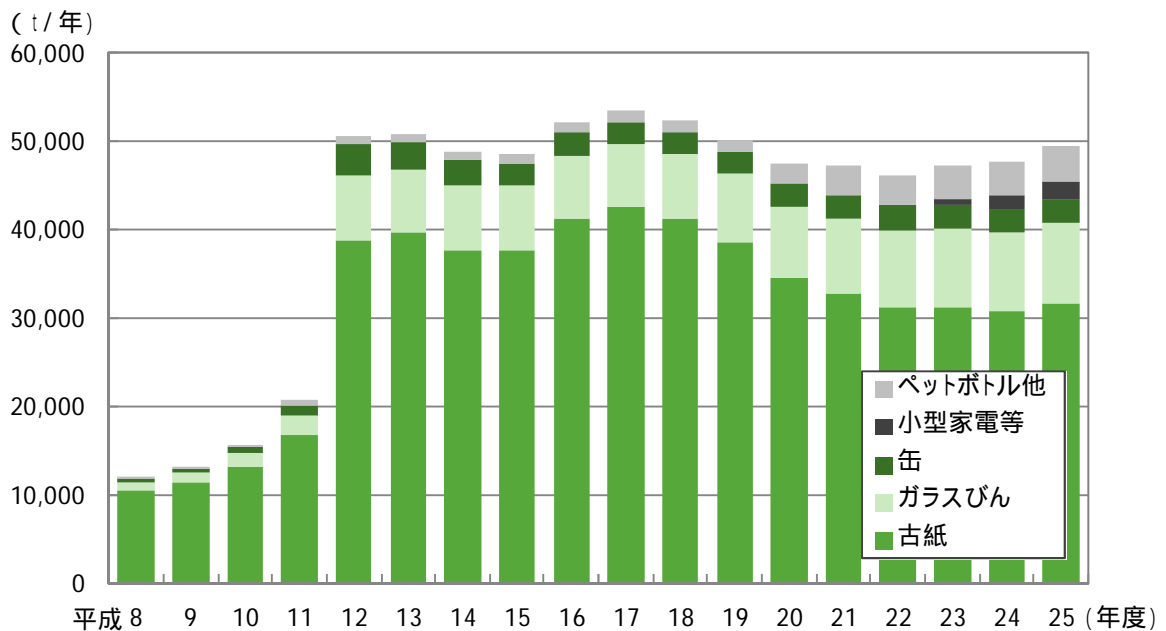


図 - 2 3 資源回収量の推移

(出典) 図-2 2 ・ 2 3 : 世田谷区清掃・リサイクル事業 2 0 1 4

### 自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる ～環境共生都市せたがや～

みどりとみずに恵まれた世田谷区は、都内でも最も多くの人暮らし住宅都市として発展してきました。しかし、宅地化の進展により身近な自然は失われつつあり、地球規模で進行する温暖化も深刻さを増すなど、私たちの生活を取り巻く環境は様々な課題に直面しています。

今日の世田谷区の環境をつくり出したのは、他のだれでもなく、ここ世田谷に暮らし私たち自身です。そして、この環境をより良いものとし、次の世代に引き継いでいくことは、今に生きる私たちの責務です。

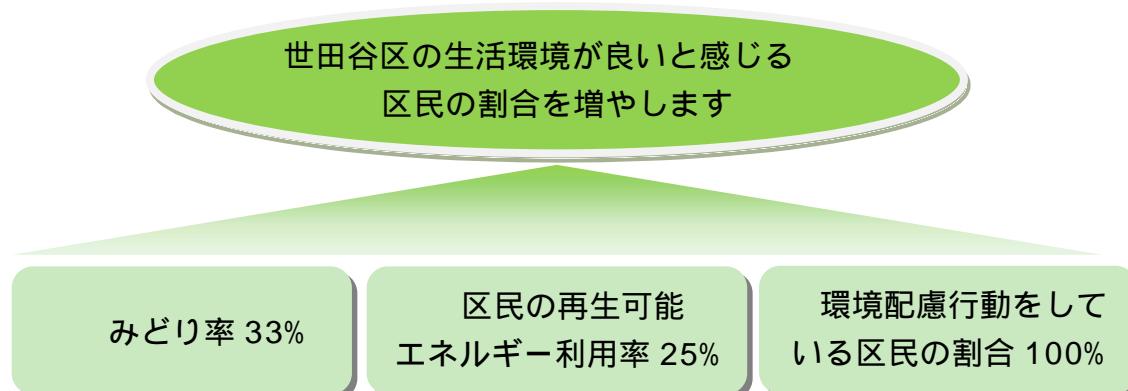
そのためには、みどりとみずの保全・創出、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの活用、環境負荷の少ないライフスタイルの実現、ごみの発生抑制など、多くの課題に取り組まなければなりません。

いずれの取組みも、区民一人ひとり、事業者、行政が自らの課題としてとらえ、それぞれの役割分担の中で積極的に行動しなければなりません。

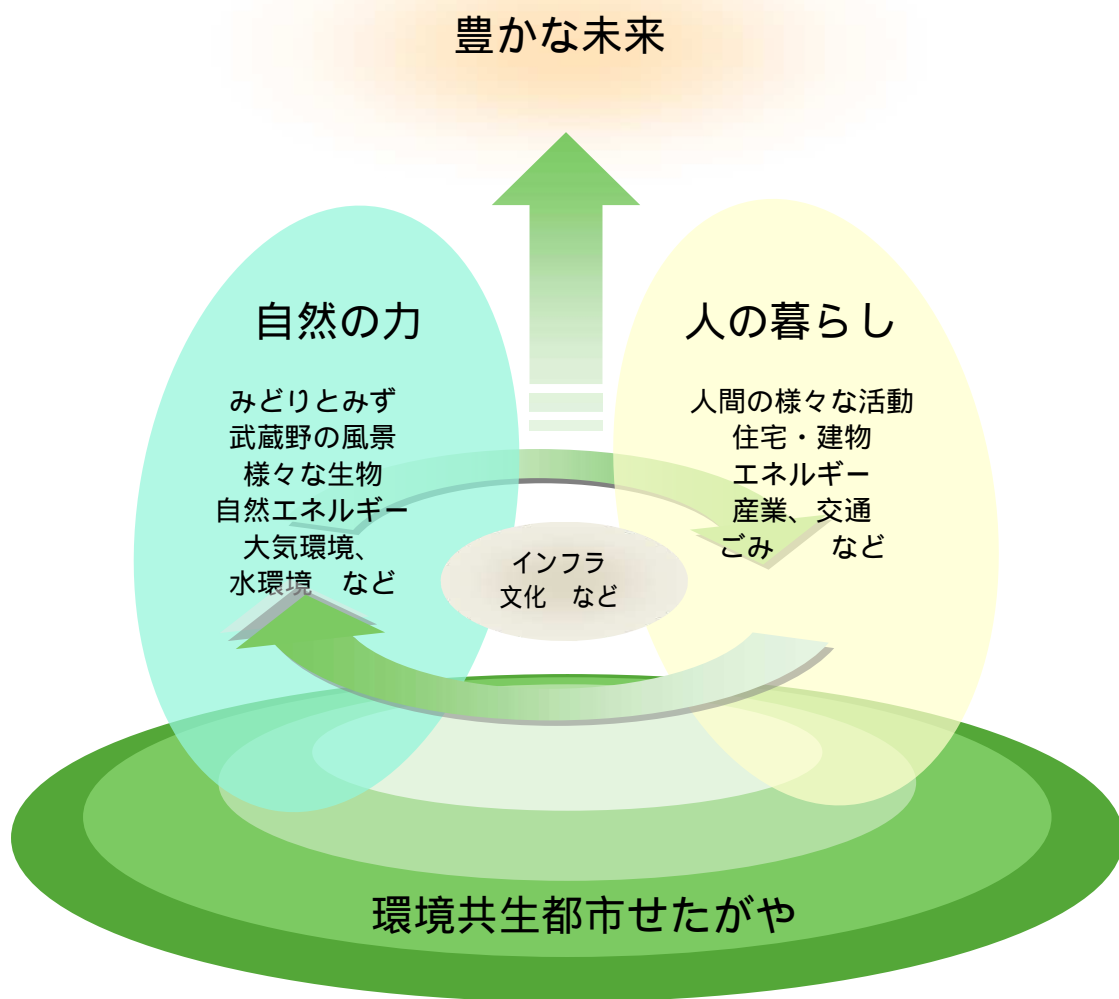
この環境基本計画では、みどりやみずをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像を描いています。

そこで、世田谷区のめざす新たな環境像を「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる 環境共生都市せたがや」とします。

環境像の達成の目安として、「みどりとみず」、「省エネ・創エネ」、「環境配慮行動」に関する3項目の環境目標の実現を通じて区民の生活環境に対する満足度を高めます。







自然の力を活かし、また人の暮らしを自然と調和したものにしていくインフラや文化を介在させながら、自然の力と人の暮らしが相互に支え合い、豊かな未来へとつながっていく社会をめざす

## 【めざす環境像と各章のつながり】

### 第3章 世田谷区のめざす環境像

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる  
～環境共生都市せたがや～

#### 環境目標（環境像の達成の目安）

世田谷区の生活環境が良いと感じる区民の割合を増やします

みどり率 33%

区民の再生可能  
エネルギー利用率 25%

環境配慮行動をして  
いる区民の割合 100%

区民、事業者、行政の行動による環境像の実現

### 第4章 計画の目標と方針

#### 5つの基本目標と13の方針に基づく施策

##### 基本目標1

みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

##### 基本目標2

自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

##### 基本目標3

環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

##### 基本目標4

地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します

##### 基本目標5

快適で暮らしやすい生活環境を確保します

51の  
施策

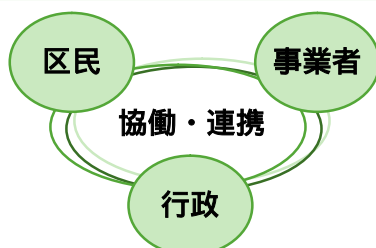
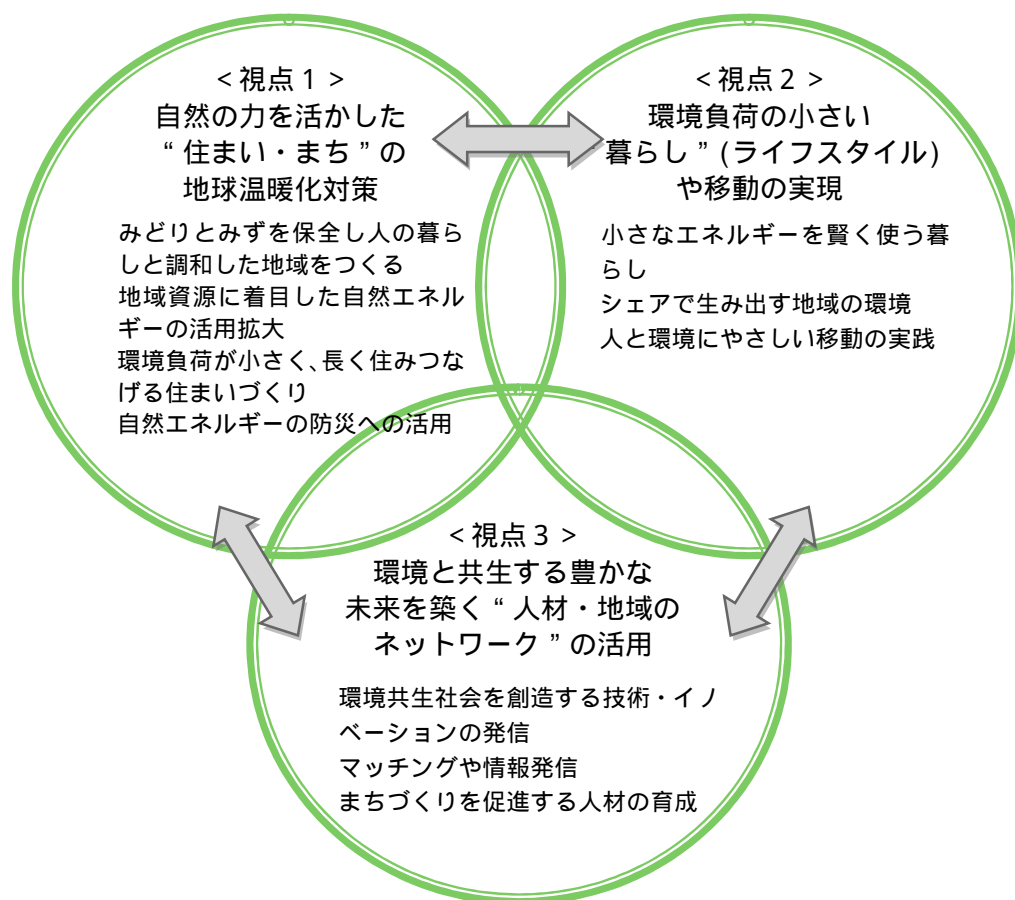
32の  
指標

### 第6章 実現の方策

環境について学び、環境に配慮した  
行動を実践する

## 第5章 重視すべき主要な取組み

喫緊の課題である地球温暖化、暮らしに不可欠なエネルギー問題に対応する取組みを、「住まい・まち」「暮らし」「人材・地域のネットワーク」の視点で重点化



## 第4章 計画の目標と方針

### 【施策の体系】

区のめざす環境像	環境の保全等に関する目標	方針
自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる 環境共生都市せたがや	基本目標 1 みどりのみずの豊かな潤いのあるまちをつくります	1-1 みどりとみずの保全に取り組みます
		1-2 地域にあったみどりとみずの創出を進めます
		1-3 地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます
	基本目標 2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします	2-1 エネルギーの地産地消をめざします
		2-2 全国各地との交流・連携により自然エネルギーの利用拡大を進めます
	基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	3-1 エコな暮らしを推進します
		3-2 住まい・建物の省エネルギー化を進めます
	基本目標 4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します	4-1 環境負荷の小さいまちをつくります
		4-2 人と環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります
		4-3 豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組みます
	基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します	5-1 きれいな空気、水等の環境を確保します
		5-2 生活環境を守り、快適なまちをつくります
		5-3 ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

## 施 策

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①国分寺崖線の保全</li> <li>②生物生息空間の保全・回復とネットワーク化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>③社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりの保全</li> <li>④都市農地の保全</li> </ul> |
|--|---|

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域にあったみどりとみずの創出</li> <li>②公園緑地の計画的な整備</li> <li>③みどり豊かで住みやすいまちの推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>④風景づくりの推進</li> <li>⑤緑化の普及・啓発</li> </ul> |
|---|--|

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①水循環の回復と水環境の改善</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>②地域に親しまれ、区民がふれあえる水辺の再生</li> </ul> |
|--|--|

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①自然エネルギーの地産地消の推進</li> <li>②自然エネルギー活用に向けた普及啓発</li> <li>③自然エネルギー活用促進に向けた情報集積とネットワークの形成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>④大規模建築物等におけるエネルギーの有効利用の促進</li> <li>⑤公共施設における自然エネルギーの創出・活用</li> <li>⑥“水素社会”に向けた対応</li> </ul> |
|--|--|

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①交流自治体等との情報交換、情報共有</li> <li>②交流自治体等の取組みへ協力・連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>③世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用</li> </ul> |
|---|--|

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境に配慮したライフスタイルへの転換</li> <li>②スマートメーター導入開始に伴う啓発と活用手法の検討</li> <li>③歩行者・自転車を主役とした交通の促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>④環境負荷の低い交通手段の普及促進</li> <li>⑤学校エコライフ活動の推進</li> <li>⑥事業所における環境配慮の促進</li> </ul> |
|--|---|

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境に配慮した住宅リノベーションの推進</li> <li>②家庭用燃料電池の普及促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>③事業所の省エネルギー化促進</li> <li>④環境技術の発信</li> </ul> |
|---|--|

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①開発事業者等に対する環境配慮の推進</li> <li>②風通しがよくゆとりのある都市空間の形成</li> <li>③風景づくり（方針1 - 2 ③再掲）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>④公共施設の省エネルギー化の推進</li> <li>⑤環境マネジメントシステムの推進</li> </ul> |
|---|--|

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①歩行者・自転車を主役とした交通の促進（方針3 - 1 ③再掲）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>②環境の向上に資する道づくりの推進</li> </ul> |
|--|---|

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①豪雨対策の推進</li> <li>②ヒートアイランド対策の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>③熱中症対策の推進</li> <li>④都市農地の保全（方針1 - 1 ④再掲）</li> </ul> |
|--|--|

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①大気汚染に関わる汚染物質等の監視・調査</li> <li>②水質等の調査の実施</li> <li>③事業所等の公害防止指導</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>④放射性物質対策</li> <li>⑤湧水等の保全</li> </ul> |
|--|---|

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境美化の推進</li> <li>②空家等対策の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>③有害鳥獣対策の推進</li> </ul> |
|---|--|

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>②分別の徹底とリサイクルの推進</li> </ul> |
|--|---|

## 基本目標 1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

世田谷区は国分寺崖線などを中心に豊かなみどりとみずに恵まれており、住宅都市世田谷としての魅力を高めています。みどりとみずの保全・創出に努め、良好な自然環境を未来につなげることが必要です。

平成44(2032)年に区内のみどり率を33%とする「世田谷みどり33」の取組みを中心に、豊かなみどりとみずによる潤いのあるまちをつくります。

### 方針 1-1 みどりとみずの保全に取り組みます

国分寺崖線、社寺林、農地、屋敷林、庭園等は、世田谷らしさを象徴するみどりです。国分寺崖線の重点的な保全に取り組むとともに、区全域に点在している歴史的なみどりとしての社寺林や、環境保全のみどりとして農地を守り活かし、次世代に向けて世田谷らしさを継承します。また、多様なみどりの中に鳥や虫などの生物の住むまちをめざします。

#### 施策

##### ①国分寺崖線の保全

「世田谷のみどりの生命線」である国分寺崖線は、まとまった樹林地や湧水、河川などの豊かな自然環境が一体となった世田谷を代表する貴重なみどりとなっています。

都市緑地法をはじめとする法制度や条例の活用、様々な普及啓発や区民との協働による保全運動の展開、みどりを守り育てる基金による緑地の確保等により、国分寺崖線を保全します。

##### ②生物生息空間の保全・回復とネットワーク化

世田谷区は、国分寺崖線や多摩川などのみどりとみずの軸となる拠点があり、こうした環境には様々な生物が存在しています。これらのみどりとみずの拠点を活かし、生物多様性の維持と生態系の保持を図ります。また、生物生息空間のつながりの創出、地域の在来種の保全により、生物生息空間の保全・回復とネットワーク化を進めます。

##### ③社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりの保全

世田谷のみどりの特徴は、社寺林や屋敷林と古くからの住宅庭園などの民有地に残る身近なみどりが、区全域に点在し、地域の歴史を伝えていることです。法制度や条例の活用、大規模開発に対する緑地保全方針の策定などにより、社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりを保全します。

#### ④都市農地の保全

世田谷の農地は、新鮮な農産物の供給だけでなく、都市部における身近なみどりや高い保水能力を持つ自然面、農業体験による土とのふれあい、地域の昔からの風景の継承、災害時の防災拠点など、多面的な機能を有しています。意欲的に取り組む農業者の支援、都市農業振興・農地保全に関するPR、体験型農園事業の実施などを通じて、都市農地の保全を推進します。

#### 主な取り組み

- ・既存樹木の保全支援（移植費用助成制度による支援）【みどりとみず政策担当部】
- ・区民参加による身近な生き物調査【みどりとみず政策担当部】
- ・「(仮称)世田谷区生物多様性地域戦略」策定【みどりとみず政策担当部】
- ・屋敷林小樹林地の管理支援【みどりとみず政策担当部】
- ・認定・認証農業者支援【産業政策部】
- ・都市農地保全に関する啓発イベントの実施【産業政策部】
- ・体験型農園事業の実施【産業政策部】

#### 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
樹林地の保全	312,568 m <sup>2</sup>	315,968 m <sup>2</sup>	面積増

#### 環境指標とは

施策の進捗状況を客観的に判断するため、方針ごとに設定した指標で、区の実施状況や、区民・事業者の行動の成果を表します。

#### コラム

1

#### 生物多様性と愛知目標

安全な飲み水や食料の確保、地域ごとに育まれる固有の文化など、私たち人間の暮らしは、多様で豊かな生物、多様で健全な生態系の恵みによって支えられています。しかし、生物多様性の損失は世界規模で進んでいます。

そのため、平成22年に愛知県で開催されたCOP10において、新たな世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」(通称、愛知目標)が採択されました。

愛知目標では、2050年までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げており、国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の問題に取り組むことが求められています。

地域の特性を活かしてみどりとみずをさらに増やしていく取組みを進めます。核となる公園緑地を整備するとともに、既存の公園緑地が持つ、緑の空間などのストックを再生し、活かしていくことも重要です。道路、学校、公共施設の緑化を率先して行い、民間の緑化を誘導します。雨水浸透などの水循環を回復しながら、地域の中で、それぞれの取組みを連携させ、一体的なみどりとみずの創出を進めます。

### 施策

#### ①地域にあったみどりとみずの創出

地域のみどり増加の気運を高め、また模範となるよう、公共施設の緑化を推進します。また、緑化地域制度や条例によるみどりの届出制度、緑化助成制度等を活用し、民有地のみどりの資源維持と創出に努めます。

#### ②公園緑地の計画的な整備

公園緑地の新設、拡張により、安全安心で、みどりとみずに恵まれた住環境を創出します。また、身近な散歩道である緑道の整備（改修）により、防災機能の向上に寄与するとともに、身近にみどりとふれあえる質の高いみどりのネットワークを創出します。

#### ③みどり豊かで住みやすいまちの推進

良好な住環境を維持し、世田谷らしい住みやすい住宅地を形成するため、住居系用途地域内におけるこれまでの敷地面積の最低限度の規制について、さらに区域の拡大をめざします。また、地区の特性に応じて地区計画制度などの活用により、みどり豊かな住宅地整備を進めます。

#### ④風景づくりの推進

「風景づくり計画」の運用、区民が主体となって進める風景づくり活動の支援などを通じて、区民・事業者・行政の協働により総合的かつ計画的な風景づくりを進めます。

#### ⑤緑化の普及・啓発

区民が身近なみどりに親しむ機会を増やし、「世田谷みどり33」推進の機運を高めるため、緑化講習会の開催、みどりと花いっぱい活動の推進など、緑化の普及・啓発を進めます。



## 主な取組み

- ・ 公共施設のみどり面積アップ 【みどりとみず政策担当部】
- ・ 住居系用途地域内の敷地に関する新たな規制の導入 【都市整備部】
- ・ 地区街づくりの推進 【都市整備部】
- ・ 地域風景資産の選定・風景づくり活動の支援 【都市整備部】
- ・ 緑化の普及啓発事業の推進 【みどりとみず政策担当部】
- ・ 屋上・壁面緑化助成 【みどりとみず政策担当部】
- ・ 道路沿道の緑化の推進（生垣・フェンス緑化助成）【みどりとみず政策担当部】
- ・ 花壇造成助成 【みどりとみず政策担当部】
- ・ シンボルツリー緑化助成 【みどりとみず政策担当部】
- ・ 駐車場緑化助成 【みどりとみず政策担当部】
- ・ 駅と周辺商店街の緑化促進 【みどりとみず政策担当部】
- ・ 新たな公園緑地整備 【みどりとみず政策担当部】

## 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
公園整備面積（新設、拡張）	153.04ha	156.25ha	面積増
地域風景資産の選定・風景づくり活動の支援	86 か所	選定箇所増	選定箇所増
緑道整備延長（改修）	20,305m	21,535m	改修延長増

## 方針 1-3

## 地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます

世田谷区は、多摩川や野川をはじめいくつもの川が流れ、国分寺崖線を基軸とした湧水に恵まれ、区民に親しまれてきました。しかし、近年市街化の進行に伴い、雨水浸透面が減少したことにより、地下水・湧水の水量の減少が見られます。

また、気候変動により集中豪雨が多発していることから、道路や建物の雨水浸透能力を高めることが、水害を防ぐ上でも重要になっています。

そこで、地域の水循環を回復し、湧水等の水量の確保や水辺の再生を進めます。

### 施策

#### ①水循環の回復と水環境の改善

雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の拡大、広域の上流域の自治体と連携した流域対策などにより、水循環の回復を進めます。また、下水道事業者である都と連携しつつ、河川の水質改善を進めます。

#### ②地域に親しまれ、区民がふれあえる水辺の再生

湧水などの地域の水資源を活かし、区民が身近に水とふれあい、地域に親しまれる空間として水辺の再生を進めるとともに、鳥や虫などの生物を育み、災害時に活用できる水辺としていきます。

### 主な取組み

- ・ 建築時の雨水浸透施設設置の全戸普及推進 【土木事業担当部】
- ・ 雨水タンク助成 【土木事業担当部】
- ・ 雨水の活用促進 【土木事業担当部】
- ・ 水辺空間の再生 【みどりとみず政策担当部】
- ・ 区民参加による身近な生き物調査 【みどりとみず政策担当部】

### 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
水辺の再生	72 箇所	74 箇所	74 箇所

## 基本目標 2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

地球温暖化の進行を防ぐためには、化石燃料の利用を抑え、自然の力である太陽光、風力などを活用することが重要です。

また、東日本大震災とそれに続く原子力発電所の事故によりエネルギーを取り巻く状況が変わり、小規模分散型のエネルギー源の確保が必要となっています。

住宅都市である世田谷の特性を踏まえ、自然の恵みを活かしたエネルギーの創出・活用と環境に配慮したエネルギーの創出をめざします。

### 方針 2-1 エネルギー の地産地消をめざします

東日本大震災と原子力発電所事故によるエネルギーを取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区は「自然エネルギーをたくみに使うまち」を掲げ、区民・事業者とともに再生可能エネルギーの地産地消を図ってきました。その結果、区民の再生可能エネルギーへの理解は前進しました。

しかし、エネルギー利用全体に占める再生可能エネルギーの割合はまだまだ小さいことから、引き続き住宅都市としての特性を踏まえ、様々な手法でエネルギーの地産地消を拡大します。

また、平成26年4月に策定された国の「エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの導入加速とともに、家庭用燃料電池や燃料電池自動車の導入加速など“水素社会”の実現に向けた取組みが示され、環境性能が高く分散型電源である“水素燃料電池”の技術が注目されています。

#### 施策

##### ①自然エネルギーの地産地消の推進

住宅都市としての特性を踏まえ、住まいや建築物に着目しながら、区民、事業者による再生可能エネルギー機器の導入拡大に向け、設置に対する相談や融資等による支援の充実を図り、自然エネルギーの地産地消を一層推進します。

「エネルギー」は、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、燃料電池、廃熱利用を含むものとして用いています。なお、本計画では、よりわかりやすい表現として「自然エネルギー」を再生可能エネルギー等と同等の意味で用います。

## ②自然エネルギー活用に向けた普及啓発

自然エネルギーの積極的な活用とエネルギーそのものの効率的な利用について、環境学習・環境教育等の機会を通じ区民、事業者への啓発に取り組みます。さらに、平成28年からの電力自由化に合わせ、自然エネルギーにより発電された電力の購入を啓発するなどにより、自然エネルギーの利用拡大を図ります。

## ③自然エネルギー活用促進に向けた情報集積とネットワークの形成

自然エネルギーの地産地消に向け、区内で活動する団体や産業団体、大学、金融機関などとの連携と取組みを強化するため「自然エネルギー活用促進地域フォーラム」を開催し、情報の共有化と取組みの連携・強化を図ります。

## ④大規模建築物等におけるエネルギーの有効利用の促進

大規模建築物の建設や開発にあたっては、「環境配慮制度」に基づき建物の規模により太陽光発電設備や太陽熱利用システムの設置、高効率エネルギー設備の導入、省エネ対策等を事業者へ要請し、自然エネルギー活用とエネルギーの有効利用を促進します

## ⑤公共施設における自然エネルギーの創出・活用

学校等の公共施設を新築・改築する際に、「世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」に基づき、太陽光発電設備等の設置を進めます。また、地中熱やマイクロ水力等の未利用エネルギーについても、技術動向を把握し、設置コストと省エネ効果との検証などを行いながら、公共施設での活用可能性について研究します。

## ⑥“水素社会”に向けた対応

国は、エネルギー基本計画の中で、水素を将来、中心的役割を担うエネルギーに位置づけ、「水素社会」をめざすとしました。

水素は、環境性能の高さに加え、再生可能エネルギーと組み合わせ、分散型電源として活用することも可能です。また、災害時には蓄電池として活用することもできます。

水素供給体制の整備、水素活用の認知度の向上に向け、区民・事業者と連携した取組みを進めます。

## 主な取組み

- ・ 自然エネルギー活用促進シンポジウムの開催 【環境総合対策室】
- ・ 自然エネルギー活用促進地域フォーラムの開催 【環境総合対策室】
- ・ 自然エネルギー活用促進地域フォーラムにおける水素部会の設置 【環境総合対策室】
- ・ 住宅での再生可能エネルギー活用の促進 【環境総合対策室】
- ・ 環境配慮制度による開発事業者等への環境配慮の充実 【環境総合対策室】
- ・ 公共施設における自然エネルギー活用拡大  
【施設営繕担当部・環境総合対策室・交通政策担当部】

## 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
太陽光発電設備の普及 年 600 件増	5,300 件 (4.4%)	8,300 件 (6.9%)	11,300 件 (9.4%)
公共施設の太陽光発電導入数 年 3 か所増	31 か所	46 か所	61 か所

## コラム 2

### 水素社会

利用段階で二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を排出しない等の優れた特徴が多くある水素エネルギーは、地球温暖化対策やエネルギー問題の解決に向け、主要なエネルギーとしての活用が期待されており、燃料電池自動車、家庭用燃料電池などの形で私たちの暮らしに役立ち始めています。

燃料電池自動車は、二酸化炭素を排出しないため、自動車からの二酸化炭素排出削減対策として普及が期待されています。また、大気汚染の原因となる窒素酸化物や炭化水素等の物質も発生しません。さらに、燃料電池自動車は発電機としても機能するため、災害時の非常用電源として利用できます。電源供給能力は電気自動車の4倍以上といわれています。

太陽光等の再生可能エネルギーにより、水から水素を製造する仕組みができれば、二酸化炭素を排出しない独立した電源となります。

燃料電池自動車の普及には、水素ステーションの設置が必要です。設置には、規制等があり、現在の規制のもとでは設置に適した場所は限られます。水素社会の実現には、規制緩和等、様々な課題がありますが、区は、民間における取組みなどの促進を図っていきます。

調整中

自然エネルギーの活用については、太陽光や太陽熱だけでなく木質バイオマスや小水力など、地域の特性を踏まえ全国各地で様々な取組みが進められています。また、区でも神奈川県三浦市の区有地に平成26年3月、「世田谷区みうら太陽光発電所」を開設し、区外での自然エネルギーを活用した発電事業を行っています。

こうした自然エネルギー活用を通じた全国各地との結び付きを深め、交流自治体を中心に新たな自治体間連携と交流を進めることにより、全国各地での自然エネルギー活用の機運を高めていきます。

### 施策

#### ① 交流自治体等との情報交換と共有

全国各地で行われている、自然エネルギー活用の先進事例について、情報交換と共有を促進する機会を設けます。また、世田谷区の実践について、交流自治体等への情報発信を行い、自然エネルギー活用促進の機運を高めます。

#### ② 交流自治体等の取組みへ協力・連携

群馬県川場村をはじめとする交流自治体等が取り組む木質バイオマス、小水力発電等の自然エネルギー活用事業に対し、区と区民の参加・協力のあり方や方策を研究・検討し、自治体間連携による自然エネルギー活用の拡大に取り組めます。

#### ③ 世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用

神奈川県三浦市の区有地に平成26年3月に開設した「世田谷区みうら太陽光発電所」において区自らが太陽光発電を行い、温室効果ガス削減に取り組むとともに、売電により得られる収益の環境施策への活用を図ります。また、災害時には三浦市への電力供給を行うなど、地域間連携にも取り組めます。

### 主な取組み

- ・ 交流自治体の取組みへの協力 【環境総合対策室】
- ・ 世田谷区みうら太陽光発電所の運営 【環境総合対策室】

### 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
自然エネルギーの学習会等への参加者数	500人	2,500人	5,000人

## 基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の約5割を家庭が占めています。温室効果ガスを削減するには、日常生活の中で環境に配慮した省エネルギー行動に取り組むことが重要です。

「小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」をめざし、環境に負荷をかけないライフスタイルを確立します。

### 方針 3-1 エコな暮らしを推進します

温室効果ガスの排出削減をはじめ、環境への負荷を減らしていくためには、日々の暮らしや事業活動の中で、エネルギーを使う家電や自動車等の利用を工夫するなどの行動に一人ひとりの区民が取り組むことが重要です。

平成26年度からスマートメーターの導入が開始されるなど、エネルギーの使用状況が見える化し、最適な利用をサポートする機器の普及も進みつつあります。

少ないエネルギーを効率よく利用する方法や環境と調和した暮らし方の提案などを通じて、環境に負荷をかけないエコな暮らしを推進します。

#### 施策

##### ①環境に配慮したライフスタイルへの転換

クールシェアやエコなライフスタイル、省エネルギーに関するイベントやセミナー、相談の実施等を通じて、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進します。

##### ②スマートメーター導入開始に伴う啓発と活用手法の検討

平成26年度から導入が開始されるスマートメーターを活用した、省エネルギーの工夫、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の「見える化」などの活用手法の検討を行います。

主に、電力会社等の取組みについての情報収集や、他自治体の実証実験の成果を参考に、スマートメーターによって可能な省エネルギーの取組みの研究を行い、区民への情報提供を進めます。

##### ③歩行者・自転車を主役とした交通の促進

子どもから高齢者まで安心して移動できる歩行空間の確保、バスネットワークの充実などを通じて、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

自転車利用の促進のために、コミュニティサイクルネットワークの拡充、自転車走行環境の整備を進めます。

#### ④環境負荷の低い交通手段の普及促進

電気自動車( EV )や平成 26 年度に一般販売が開始された燃料電池車( F C V )などの次世代自動車は、一般の車と比べ、CO<sub>2</sub>や大気汚染物質の排出が少なく、環境に負荷をかけない移動手段です。また、災害発生時に非常用電源として活用できます。

次世代自動車の普及には、充電設備や水素ステーションのインフラ整備等の設置支援を進めます。また、利便性が高い超小型モビリティなどについて、用途や交通環境に併せた利用方法と環境負荷の低い交通手段の普及を促進します。

#### ⑤学校エコライフ活動の推進

各区立小・中学校において、これからの社会を生きる力の育成を図るために、持続可能な発展のための教育( E S D )を推進する中で、環境・エネルギー教育の充実をめざし、省エネルギー等をテーマとした学校エコライフ活動に取り組みます。

#### ⑥事業所における環境配慮の促進

事業所に対し省エネセミナーなどの情報提供等を通じて、事業所における環境に配慮した行動を促進します。

### 主な取組み

- ・区民・事業者とともに取り組む省エネポイント事業の推進【環境総合対策室】
- ・環境に関するイベントやシンポジウムの実施【環境総合対策室】
- ・エコなライフスタイルについての情報発信【環境総合対策室】
- ・次世代自動車の区内利用の推進【環境総合対策室】
- ・コミュニティサイクルネットワークの拡充【交通政策担当部】
- ・学校エコライフ活動の推進と推進校の表彰【教育委員会事務局】

### 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
コミュニティバスの数	9	10	10
駐輪場整備件数	111 箇所	116 箇所	-
コミュニティサイクルポート数	4 箇所	7 箇所	-
次世代自動車の普及率	6%	20%	25%
学校エコライフ活動実施校数	区立小中学校全校	区立小中学校全校	区立小中学校全校
学校エコライフ活動表彰校数	-	延べ 25 校程度	延べ 50 校程度



温室効果ガスの削減には、エコな暮らしを実践するとともに、建物の断熱性能向上、省エネルギー機器等の設置などにより、住まいや建物の環境性能を高めていくことも重要です。

近年では、創エネルギー機器や蓄電池を備え、エネルギー利用の最適制御を行う「スマートハウス」が住宅市場に供給されるようになり、今後新たに建設される住宅・建物に対しては、一層の省エネルギー対策が求められています。

住宅都市である世田谷区において温室効果ガスを大幅に削減するため、既存の戸建て住宅・集合住宅における環境に配慮したリノベーション、事業所の省エネルギー化など、住宅・建物の省エネルギー化を進めます。

### 施策

#### ①環境に配慮した住宅リノベーションの推進

省エネルギー性能を高める住宅改修、高効率で環境性能の高い機器等の設置に関する普及啓発、環境に配慮した住宅などの情報提供を通じて環境に配慮した住宅リノベーションを推進します。

#### ②家庭用燃料電池の普及促進

家庭用燃料電池の導入により、導入世帯1件あたり、約1.3tのCO<sub>2</sub>削減が見込まれます。区内のCO<sub>2</sub>排出量の約5割を占める家庭からのCO<sub>2</sub>の削減に向けて設置を支援し、家庭用燃料電池の普及を促進します。

#### ③事業所の省エネルギー化促進

中小企業者を対象とした再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入に係る融資あっせんなどを通じて、事業所における省エネルギー化を促進します。

また、区の環境マネジメントシステムにおける、優良な取組み等を積極的に公開し、中小企業者の省エネルギー行動を促進します。

#### ④環境技術の発信

区内の大学や産業団体と連携して、暮らしや事業活動に活かせる新たな環境技術を発掘し、実用化に向けて取り組むとともに、環境イベント等により広く区民、事業者等へ発信します。

## 主な取組み

- ・環境配慮型住宅リノベーション事業 【都市整備部】
- ・家庭用燃料電池の普及促進 【環境総合対策室】
- ・事業所の省エネルギー化促進 【産業政策部】
- ・環境エネルギー・エコアイデアコンクールの実施 【環境総合対策室】
- ・民間主導の新しい自然エネルギー活用施策の立案・実施・発信【環境総合対策室】

## 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合	18.5%	25%	30%
家庭用燃料電池の導入件数 年 600 件増	約 1,400 件	約 4,400 件	約 7,400 件

## コラム 3

### IPCC 第 5 次評価報告書

IPCC は、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、設立された組織です。各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、まとめた評価報告書を公表してきました。

評価報告書は、次の4つの報告書から構成されます。

第1作業部会報告書：地球温暖化に関する自然科学的根拠の最新の知見

第2作業部会報告書：気候変動がもたらす影響、気候変動への適応、社会経済及び自然システムのぜい弱性

第3作業部会報告書：緩和策

統合報告書：上記3つを統合した報告書

第5次評価報告書は、平成25年9月から平成26年11月にかけて公表されました。その中で、今後の気候変動と対策の必要性について、次の指摘がなされており、温室効果ガスの排出削減が急務となっています。

- ・現行を上回る追加的な緩和策をとらなければ、適応を進めたとしても、21世紀末までに、不可逆的な影響が世界規模で生じるリスクが非常に高い。
- ・工業化以前と比べて温暖化を21世紀末までに抑制するためには、今後数十年間にわたり、温室効果ガスの排出を大幅に削減し、21世紀末までにほぼゼロにすることが必要である。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書統合報告書 政策決定者向け要約（SPM）の概要（速報版）」による。

## 基本目標 4 地球温暖化に対応し 安心して暮らせる地域社会を推進します

地球温暖化に対しては、環境負荷を抑え温暖化を緩和する取組みと温暖化に伴う気候変動に適応する取組みが必要です。

環境負荷の低減に資する街づくりや交通網の整備に取り組み、持続可能な地域社会を形成するとともに、地域コミュニティを活かした、安心・安全な地域社会づくりを推進します。

### 方針 4-1 環境負荷の小さいまちをつくります

環境負荷の小さいまちづくりを進めるため、大規模な開発事業等における自然エネルギーの利用や緑化などを推進するとともに、建築行為や道路整備における環境への取組みを推進し、風通しがよくゆとりのある都市空間を形成します。

また、公共施設の省エネルギー化と環境マネジメントシステムの推進により、区役所の環境負荷を率先して低減します。

#### 施策

##### ①大規模建築物等に対する環境配慮の推進

大規模な開発事業等に際し、環境配慮制度を通じて開発事業者等に太陽光、太陽熱等のエネルギーの有効利用や省エネルギー化、落葉樹と常緑樹のバランスの取れた植栽の実施などの緑の質の向上、敷地内の既存樹木の保全等の緑に関する配慮などを要請し、環境配慮を推進します。

また、配慮の基準等を定め、開発事業者の環境配慮に対する意欲を高めます。加えて、街並みとの調和が図れるよう、建築物の高さや敷地規模による新たな規制の導入をめざし、街並みとの調和を図り、良好な住環境を確保します。

##### ②風通しがよくゆとりのある都市空間の形成

建設行為等に際して区民・事業者によりある土地利用や周辺の街並みと調和した建物の外観、色彩の選択を要請するとともに、都市計画道路や主要生活道路の整備に際して緑化・通風・採光等の環境維持空間の確保を推進し、歩きやすく、ゆとりのある快適な都市空間を形成します。

### ③風景づくり（方針1 - 2 ③再掲）

「風景づくり計画」の運用、区民が主体となって進める風景づくり活動の支援などを通じて、区民・事業者・行政の協働により総合的かつ計画的な風景づくりを進めます。

### ④公共施設の省エネルギー化の推進

「世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」に基づき、事務所、集会施設、学校などの新築・改築・大規模改修に合わせ、施設の特性に応じて効果的・効率的な省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、緑化等を実施します。また、設備の更新に合わせた公共施設の照明高効率化や街路灯のLED化を進めるとともに、民間のノウハウを活用したESCO事業の導入を進め、環境負荷低減と光熱水費負担の軽減を図ります。

### ⑤環境マネジメントシステムの推進

区長のトップマネジメントのもと、全ての職員・職場が取り組む世田谷区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」をPDCAサイクルにより推進し、省エネルギー等環境配慮活動を促進します。

#### 主な取り組み

- ・環境配慮制度による開発事業者等への環境配慮の充実 【環境総合対策室】
- ・建設行為等の届出に伴う事前調整 【都市整備部】
- ・地域風景資産・風景づくり活動の支援（再掲） 【都市整備部】
- ・公共施設の省エネルギー化の推進 【施設営繕担当部】
- ・区役所全体のエネルギーの削減 【環境総合対策室】

#### 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
区役所全体のエネルギーの削減 （平成21年度比）	6%削減	13%以上削減	-
LED等高効率照明改修施設	34施設	95施設	-
街路灯LED化	800基	12,300基	23,000基
ESCO事業件数	1件	4件	-

世田谷区内では温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の約 2 割を運輸部門が占め、渋滞による低速走行が二酸化炭素の排出量を増大させるとともに、大気環境を悪化させる原因の一つとなっています。そのため、徒歩や自転車で快適に移動できるまちづくりを進めるとともに、公共交通の充実や環境負荷の低い次世代自動車の利用促進を進めます。

また、区内の自動車交通を円滑化し、二酸化炭素の排出削減につながる道路整備に取り組むなど、環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります。

### 施策

#### ①歩行者・自転車を主役とした交通の促進（方針 3 - 1 ③再掲）

子どもから高齢者まで安心して移動できる歩行空間の確保、バスネットワークの充実などを通じて、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

自転車利用の促進のために、コミュニティサイクルネットワークの拡充、自転車走行環境の整備を進めます。

#### ②環境の向上に資する道づくりの推進

国や東京都に対して東京外かく環状道路や骨格的な都市計画道路の整備促進、連続立体交差事業による開かずの踏切の解消を働きかけるとともに、地区幹線道路を中心とした道路ネットワークの整備、右折レーン設置などの交差点の改良を進め、交通が集中する道路や、ボトルネック交差点で発生している慢性的な交通渋滞を緩和し、二酸化炭素の排出削減を図ります。

また、狭あい道路の解消や「ゾーン 30」の取組みなど、歩行者主体の安全で快適な道路を整備します。

### 主な取組み

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| ・コミュニティサイクルネットワークの拡充（再掲） | 【交通政策担当部】 |
| ・都市の骨格となる道路ネットワークの整備     | 【道路整備部】   |
| ・交差点改良の推進                | 【道路整備部】   |

## 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
都市の骨格となる道路ネットワークの整備延長（幹線道路及び地区幹線道路の完成区間の延長） （整備率：完成延長 / 計画延長 122.7km）	58.6km (48%)	-	66.2km (54%)
開かずの踏切解消（京王線沿線まちづくりの推進）	側道の基本設計等	用地取得の進捗に併せた側道の実施設計・施工等	開かずの踏切解消

地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影響を与えています。夏の連続する猛暑は子どもや高齢者にとっては熱中症の危険を招き、大型台風や集中豪雨などによる過去に例のない水害も地球温暖化によるものとされています。また、感染症を媒介する生物の生息地の変化によって、感染症の危険が拡大する等の影響も懸念されています。安心して安全に暮らすことのできる地域社会づくりに向け、豪雨対策やヒートアイランド対策、熱中症予防に取り組みます。

## 施策

### ①豪雨対策の推進

頻発する集中豪雨による水害を軽減するため、東京都と連携・調整して河川・下水道の整備を促進します。また、流域内に降った雨水が河川・下水道に流れ込むのを抑制するため、「世田谷区豪雨対策行動計画」に基づき、公共施設・民間施設への雨水浸透施設や貯留槽の設置など、流域対策を推進します。

### ②ヒートアイランド対策の推進

日射によるアスファルト舗装の路面温度の上昇と蓄熱を低減するため、都市計画道路、主要生活道路及び駅周辺の商店街等の生活の拠点などにおいて、遮熱性舗装の整備を進めます。

また、ヒートアイランド現象の緩和に資する緑地や農地の保全、緑化の推進を図ります。

### ③熱中症対策の推進

熱中症の予防方法を広く周知するとともに、民生委員等の協力を得て高齢者への啓発を強化します。外出時に休憩と水分補給ができる場所を、民間団体等の協力も得て確保し、その周知を図ります。また室内での熱中症の危険について注意喚起を行うなど、熱中症の予防啓発に取り組みます。

### ④都市農地の保全（方針 1 - 1 ④再掲）

世田谷の農地は、新鮮な農産物の供給だけでなく、都市部における身近なみどりや高い保水能力を持つ自然面、農業体験による土とのふれあい、地域の昔からの風景の継承、災害時の防災拠点など、多面的な機能を有しています。意欲的に取り組む農業者の支援、都市農業振興・農地保全に関するPR、体験型農園事業の実施などを通じて、都市農地の保全を推進します。

## 主な取組み

- ・ 豪雨対策の推進 【土木事業担当部】
- ・ エコ舗装の整備 【土木事業担当部】
- ・ 熱中症予防「お休み処」の設置 【世田谷保健所】
- ・ 熱中症予防「涼風マップ」の作成・配布 【世田谷保健所】
- ・ 都市農地保全に関する啓発イベントの実施（再掲） 【産業政策部】
- ・ 体験型農園事業の実施（再掲） 【産業政策部】

## 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
流域対策による雨水流出抑制量	298,000 m <sup>3</sup>	平成29年度まで394,000 m <sup>3</sup>	-
エコ舗装（遮熱性舗装）	47,238 m <sup>2</sup>	53,500 m <sup>2</sup>	73,500 m <sup>2</sup>

### コラム 4

## 地球温暖化がもたらす影響

地球温暖化の影響は、単に気温が上がることにとどまりません。地球規模で気候が変動し、台風の大型化、感染症の危険性の増大など、すでに生じている影響をはじめ、自然や社会に様々な影響を及ぼします。その影響の中には、我々人間の生命や財産を脅かしたり、生物を絶滅の危険にさらしたりするものも、少なくありません。

### 世界的な影響例

#### 海水面の 上昇と 島の水没

南太平洋の標高が極めて低い小さな島嶼国では、水没が現実のものとなりつつあり、キリバスでは国民の移住計画を検討

#### 低下する 食糧生産量

気温上昇により作物の生産性は中緯度～高緯度の地域でわずかに増加するものの、低緯度地域では干ばつ等により生産性が減少し、飢餓のリスクが増加

### 日本への影響例

#### 大雨災害の 深刻化

大雨が頻発することで、大規模な洪水や土砂災害が起きる危険性が増大

#### 高波・高潮 の危険性の 拡大

海面が60cm上昇すると、三大湾（東京湾・伊勢湾・大阪湾）のゼロメートル地帯となる面積、人口が1.5倍に拡大し、高波・高潮の被害の危険性が拡大

#### 感染症等の 危険性の 拡大

デング熱を媒介するヒトスジシマカ、有毒なセアカゴケグモ等の分布が拡大し、感染症等の危険性が拡大

#### 参考文献

環境省「STOP温暖化2012」

環境省、文部科学省、気象庁共同作成「日本の気候変動とその影響（2012年版）」



## 基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

良好な生活環境を次の世代に引き継ぐには、きれいな空気や水の保全に努め、騒音や振動などを減らすことが必要です。同時に、地域・区民と協働し、ポイ捨てや歩きたばこの防止などの環境美化に努めるとともに、ごみの発生抑制、資源の有効活用を推進し、健康で快適な生活環境を確保します。

### 方針 5-1 きれいな空気、水等の環境を確保します

世田谷区内では、大気汚染状況を示す二酸化窒素（ $\text{NO}_2$ ）の濃度が幹線道路沿いの一部で環境基準に達しておらず、原因の一つである自動車公害への対応が課題となっています。そのため、大気汚染物質の常時測定や自動車騒音・振動の調査を行うとともに、東京都が進める交通需要マネジメント 推進等の自動車公害対策に協力するなど、必要な対策を講じていきます。

また、区内の河川は生活排水の流入が減少した結果、水質の改善が進みました。より一層の水質向上を図るため、水質等の調査を継続しつつ、河川の水源となる湧水等の保全に向けた取組みを進めます。

さらに、ダイオキシン類や放射性物質など環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れのある物質について、その影響等に関する情報の収集、調査及び区民への情報提供を進めます。

近年では、事業所や解体工事等による騒音や振動のほか、一般家庭における生活騒音のトラブルが増加しています。そのため、事業所への公害防止指導や区民への普及啓発などを通じて、周辺的生活環境に配慮した暮らしやすいまちづくりを進めます。

### 施策

#### ① 大気汚染に関わる汚染物質等の監視・調査

大気汚染の状況を把握するため、区内4か所の大気汚染測定室で二酸化窒素（ $\text{NO}_2$ ）や二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）、一酸化炭素（ $\text{CO}$ ）、浮遊粒子状物質（ $\text{SPM}$ ）、光化学オキシダント、ダイオキシン類などの汚染物質の監視・測定を行うとともに、自動車騒音・振動の調査を実施し、基礎的データの収集と区民への情報提供を行います。光化学スモッグ、 $\text{PM}2.5$ などの大気中の濃度が基準の数値を超えた場合は、区民に注意喚起の呼びかけなど健康被害の防止に取り組みます。

## ②水質等の調査の実施

区内における河川の水質汚濁状況を把握するため、水質汚濁に関わる水質等の監視調査を行い、基礎データを収集します。

また、河川等の水質異常事故が発生した場合には、東京都などの関係機関と連携して調査を行い、原因の特定、被害の拡大防止を図る事故対策を実施します。

## ③事業所等の公害防止指導

事業活動に伴い発生する騒音や振動、または土壤汚染やアスベストの飛散などの公害を防止するため、法や条例で規定する事業所の認可、事業所等の公害防止指導を行います。また、建物の新築・解体や一般家庭で発生する騒音等については、相談に対応し、各事業者や区民一人ひとりが環境に配慮した行動をとるよう促していきます。

## ④放射性物質対策

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、空間放射線量の定点測定や食品の放射性物質検査を実施しています。区内で高線量の放射線量が測定された場合やその恐れがある場合は、状況の把握と区民の安全・安心を確保する観点から、適切な対応を図っていきます。

## ⑤湧水等の保全

大規模開発の事業者に対して雨水浸透への配慮を要請し、湧水の保全及び地下水の涵養を図り、河川の水源を確保します。

### 主な取組み

- ・ 大気汚染の測定等 【環境総合対策室】
- ・ 河川水質等調査の実施 【環境総合対策室】
- ・ 事業所に対する公害防止指導 【環境総合対策室】
- ・ 空間放射線量の測定等 【環境総合対策室】
- ・ 建築時の雨水浸透施設設置の全戸普及推進 【土木事業担当部】
- ・ 雨水タンク助成 【土木事業担当部】
- ・ 雨水の活用促進 【土木事業担当部】

### 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
二酸化窒素の環境基準の達成率	88%	100%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100%	100%
河川BODの環境基準の達成率	100%	100%	100%

住宅都市である世田谷区は、人口増加が続く中で、住宅の細分化や、一層の住宅密集が進むなど、住宅地での生活環境の確保が課題となっています。

たばこの吸い殻や空き缶などのごみのポイ捨てなどや歩きたばこによる迷惑が区民の困りごとの上位となっており、近年では受動喫煙による健康被害を心配する声も増えているなど、ポイ捨て防止や喫煙マナーの向上に向けた取り組みが求められています。

住宅が増加する一方で、老朽化した建物や管理不全な状態の空家などによる、近隣の生活環境への対応が求められています。さらに、カラスによるごみの散乱や人が襲われることなどの被害やハクビシンによる臭い等の被害など、鳥獣への対策も必要となっています。

また、子どもの声の近隣問題については、良好な地域コミュニティの中で、周辺の生活環境との調和を図りながら、子どもの健全な発達・育成に配慮していきます。

## 施策

### ①環境美化の推進

地区でのクリーンキャンペーンの実施、環境美化指導員の配置、路上禁煙地区での周知・啓発活動など、区民一人ひとりがルールやマナーを守った行動を推進するための普及啓発活動を進めるとともに、落書き防止等の環境美化活動を支援します。

近年「受動喫煙」の防止が重視される中、建物内だけでなく、道路等の公共的なスペースでの喫煙マナーの向上を進めます。

### ②空家等対策の推進

近隣の生活環境に著しく影響を及ぼしている管理不全な状態にある空家等の所有者に対し、改善を要請するとともに必要に応じ指導・助言等の措置を講じ、良好な生活環境の確保に努めます。また空家の除却によって生じた空き地の有効活用に向けた施策を進めます。

さらに、空家を生じさせない予防の取組みと、空家の有効活用が可能となるよう情報提供など必要な支援を行います。

### ③有害鳥獣対策の推進

繁殖期におけるカラスの威嚇・攻撃から区民の安全を確保するため、巣の撤去などのカラス対策に取り組みます。併せて、近年苦情・相談が増加しているハクビシンの被害を防止するための対策を講じます。

## 主な取組み

- ・ポイ捨て歩きたばこ防止の普及啓発活動の推進 【環境総合対策室】
- ・環境美化活動の支援 【環境総合対策室】
- ・空家等対策の推進 【総合支所・環境総合対策室・都市整備部】
- ・カラスの巣撤去緊急事業の実施 【環境総合対策室】
- ・ハクビシン防除事業の推進 【環境総合対策室】

## 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン回数	50回	70回	100回

### コラム 5

#### 子どもの声は騒音？

近年、保育所や児童施設、学校から出る“音”についてのトラブルが、都市部で目立つようになってきました。

特に、待機児童対策が急務となり、保育所が住宅地で新設されるケースも増えていることから、近隣から反対が出たり、訴訟に発展する事例もあります。

子どもの施設を設置する自治体や事業者は、建物の防音対策を行うほか、楽器などの使用の制限、外で子どもが遊ぶ時間を減らすなど、近隣への配慮に苦心しています。

一方で、子どもの声をカラオケや工場から出る“音”と同じように規制することには異論もあります。子どもは社会の活力を生み出す存在であり、健やかな成長・発達のためには、子どもにとって、今、何がもっとも大切であるのかを考えて支えることが重要であるという見解です。

ドイツでは、社会的な議論を経て、2011年に「子どもの声は騒音ではない」とする法律ができました。東京都も子どもの施設については、環境確保条例を改正し、騒音規制の対象から外そうという動きがあります。

子どもたちが健やかに成長することは、誰もが願うところです。子どもの声を単なる“音”とせず、施設の側も地域に受け入れられるよう努め、地域も「地域社会が子どもを育てる」という意識を持ち、お互いに歩み寄っていくことが、本当の意味で良好な生活環境を確保することにつながるのではないのでしょうか。

## 方針 5-3

## ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

環境に配慮した持続可能な社会の実現のため、ごみの発生抑制を一層促進することが必要です。そのため、区民・事業者主体の2R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」）の取組みを促進するとともに、分別の徹底により、排出されるごみに含まれる資源化可能物を減らし、適正処理やリサイクルの実施により資源の有効活用を推進します。

### 施策

#### ① 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

3R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」・再生利用「リサイクル」）のうち優先順位が高い、2Rの取組みを推進するために、生産・流通・消費に関わる区民・事業者が不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促します。

#### ② 分別の徹底とリサイクルの推進

2Rの取組みを行ってもなお排出される不用な「もの」について、限りある天然資源を循環させるため、資源回収の実施、ごみの適正処理を進めます。また、区民・事業者に、ごみと資源の分別徹底を呼び掛けるとともに、適正な収集やリサイクルを含めた円滑な処理体制の効率的な構築を継続して図ります。

### 主な取組み

- ・ 生ごみの発生・排出抑制の促進 【清掃・リサイクル部】
- ・ 食品ロスの削減に向けた取組み 【清掃・リサイクル部】
- ・ ごみの分け方・出し方のきめ細やかな情報提供の実施 【清掃・リサイクル部】
- ・ 生ごみの水切り行動の促進 【清掃・リサイクル部】
- ・ 粗大ごみ・不燃ごみの資源化 【清掃・リサイクル部】
- ・ 資源・ごみ収集日お知らせメールの配信 【清掃・リサイクル部】
- ・ 緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用 【清掃・リサイクル部】

### 環境指標

指標	現状	5年後	10年後
区民1人1日あたりのごみ排出量	579g/人・日	532g/人・日	492g/人・日

## 環境指標一覧

### 基本目標 1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

指標	現状	5年後	10年後
樹林地の保全	312,568 m <sup>2</sup>	315,968 m <sup>2</sup>	面積増
公園整備面積（新設、拡張）	153.04ha	156.25ha	面積増
地域風景資産の選定・風景づくり活動の支援	86 箇所	選定箇所増	選定箇所増
緑道整備延長（改修）	20,305m	21,535m	改修延長増
水辺の再生	72 か所	74 か所	74 か所

### 基本目標 2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

指標	現状	5年後	10年後
太陽光発電設備の普及 年 600 件増	5,300 件 (4.4%)	8,300 件 (6.9%)	11,300 件 (9.4%)
公共施設の太陽光発電導入数 年 3 か所増	31 か所	46 か所	61 か所
自然エネルギー等の学習会への参加者数	500 人	2,500 人	5,000 人

### 基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

指標	現状	5年後	10年後
コミュニティバスの数	9	10	10
駐輪場整備件数	111 か所	116 か所	-
コミュニティサイクルポート数	4 か所	7 か所	-
次世代自動車の普及率	6%	20%	25%
学校エコライフ活動実施校数	区立小中学校 全校	区立小中学校 全校	区立小中学校 全校
学校エコライフ活動表彰校数	-	延べ 25 校程度	延べ 50 校程度
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合	18.5%	25%	30%
家庭用燃料電池の導入件数 年 600 件増	約 1,400 件	約 4,400 件	約 7,400 件

#### 基本目標 4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します

指標	現状	5年後	10年後
コミュニティバスの数(再掲)	9	10	10
駐輪場整備件数(再掲)	111 か所	116 か所	-
コミュニティサイクルポート数(再掲)	4 か所	7 か所	-
区役所全体のエネルギーの削減 (21年度比)	6%削減	13%以上削減	-
LED等高効率照明改修施設	34 施設	95 施設	-
街路灯LED化	800 基	12,300 基	23,000 基
ESCO事業件数	1 件	4 件	-
都市の骨格となる道路ネットワーク の整備延長(幹線道路及び地区幹線道 路の完成区間の延長) (整備率:完成延長/計画延長 122.7km)	58.6km (48%)	-	66.2km (54%)
開かずの踏切解消(京王線沿線まちづ くりの推進)	側道の基本設 計等	用地取得の進 捗に併せた側 道の実施設 計・施工等	開かずの踏切 解消
流域対策による雨水流出抑制量	298,000 m <sup>3</sup>	平成 29 年度ま で 394,000 m <sup>3</sup>	-
エコ舗装(遮熱性舗装)	47,238 m <sup>2</sup>	53,500 m <sup>2</sup>	73,500 m <sup>2</sup>

#### 基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

指標	現状	5年後	10年後
二酸化窒素の環境基準の達成率	88%	100%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100%	100%
河川BODの環境基準の達成率	100%	100%	100%
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペ ーン回数	50 回	70 回	100 回
区民1人1日あたりのごみ排出量	579g/人・日	532g/人・日	492g/人・日

## 第5章 重視すべき主要な取組み

「重視すべき主要な取組み」は、「区のめざす環境像」を実現するための5つの目標の中でも、特に喫緊の課題や他の施策を推進する上で全体を牽引する施策を選択するものです。

世田谷区を取り巻く様々な環境問題の中でも、地球温暖化の進行はより一層深刻さを増しています。地球温暖化による気候の変動は、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすと考えられ、大型台風・集中豪雨などの極端な気象による災害や、食糧生産や水の確保への影響、気温上昇による熱中症などの健康への影響の拡大など、人類や生物の生存を脅かす恐れがあります。

私たちが、快適に生活する環境を保全していくためには、区民一人ひとりがこうした温暖化の現状に真摯に向き合い、温暖化対策として何をすべきかを考え、地球温暖化対策を進めることが急務です。

このような背景から、喫緊の課題である地球温暖化の緩和と適応に向けた取組みと、温室効果ガス排出の根底にあり、かつ私たちの暮らしに不可欠なエネルギーの問題を重点的取組みに位置づけ、3つの側面から施策を展開します。

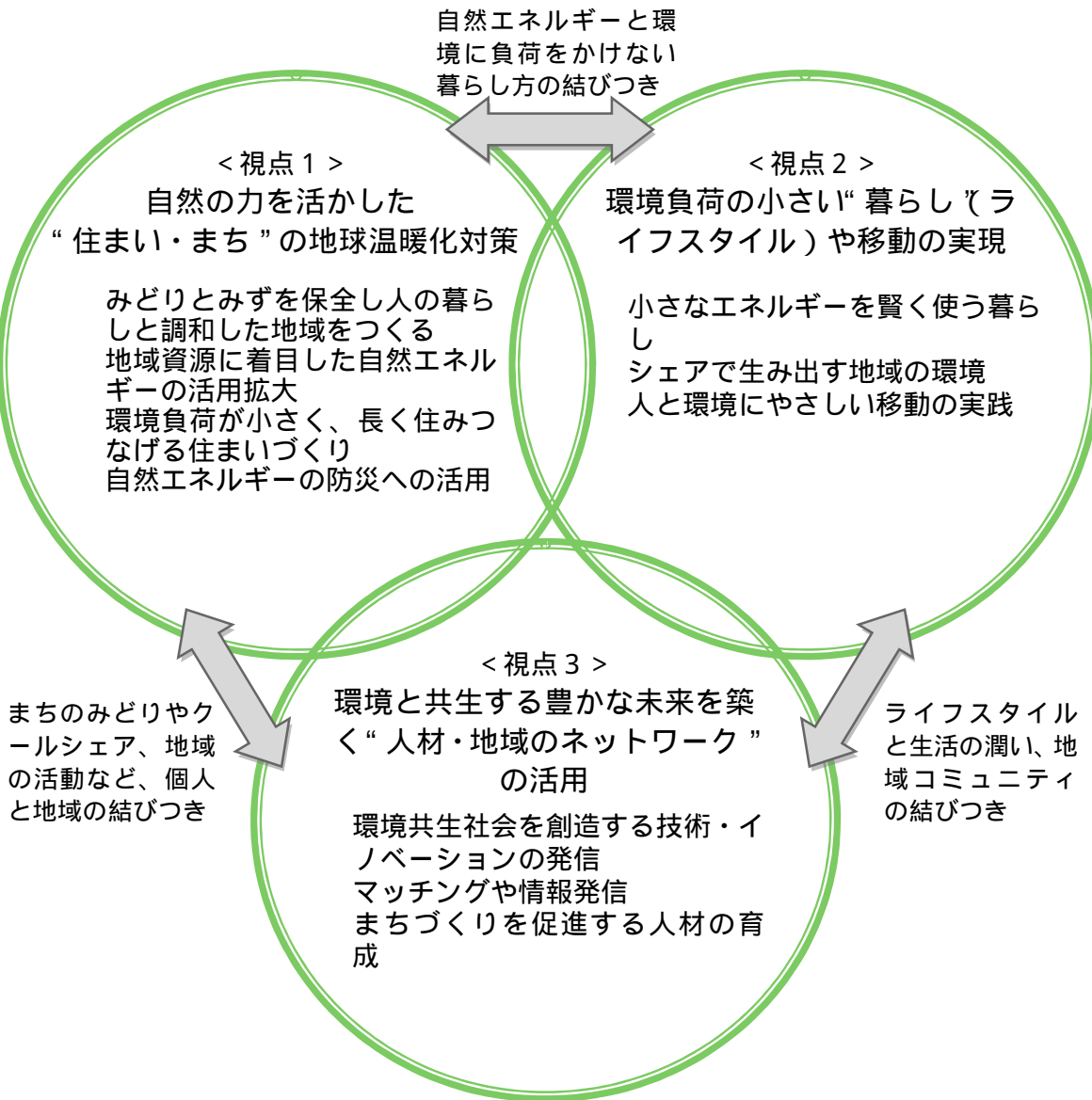


基本目標 1 みどりのみずの豊かな潤いのあるまちをつくります	基本目標 2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします	基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	基本目標 4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します	基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します
-----------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------

5つの基本目標に基づく施策と取組み

喫緊の課題である地球温暖化、暮らしに不可欠なエネルギー問題に対応する取組みを、「住まい・まち」、「暮らし」、「人材・地域のネットワーク」の視点で重点化

重視すべき主要な取組みへの考え方



【重視すべき主要な取組みにおける具体的な施策の選択の視点】

住宅都市という特性、大消費地として全国に対する役割を意識した施策を選択する。区がめざす「環境像」を踏まえた、「自然の力」と「人の暮らし」に着目した施策構成とする。

区の基本計画に示された「マッチング」(横つなぎ・組み合わせ)の視点を取り入れる。「暮らし」(住まい)から「まち」(地域)までを意識した施策の選択とする。

今日的な取組みから、中長期の展開も意識した施策の選択とする。

< 視点 1 >

自然の力を活かした“住まい・まち”の地球温暖化対策

地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量のうち、家庭からの排出が約5割を占める住宅都市として、「住まい」から「自然の力」を活かした地球温暖化対策を進めます。区内外の地域資源を活用した自然エネルギーの活用拡大、住まいの環境性能向上と長寿命化、みどりとみずのネットワークにより、温室効果ガスの削減と地域防災力の向上を図ります。

みどりとみずを保全し人の暮らしと調和した地域をつくる

みどりの質を高め、みどりとみずのネットワークを形成することにより、みどり豊かなまちをつくとともに、地球温暖化による影響に対応した地域をつくります。

地域資源に着目した自然エネルギーの活用拡大

太陽光、太陽熱など様々な地域資源に目を向け、区民参加で自然エネルギー活用の拡大を図ります。

環境負荷が小さく、長く住みつなげる住まいづくり

住宅都市世田谷の特性を踏まえ、戸建て住宅、集合住宅を問わず、住宅そのものに係るエネルギー環境の向上をめざします。

自然エネルギーの防災への活用

災害への備えを複数の手法で確保する観点から、自然エネルギーを活用する発電蓄電設備について検討・設置します。

コラム

6

ゼロエネルギー住宅

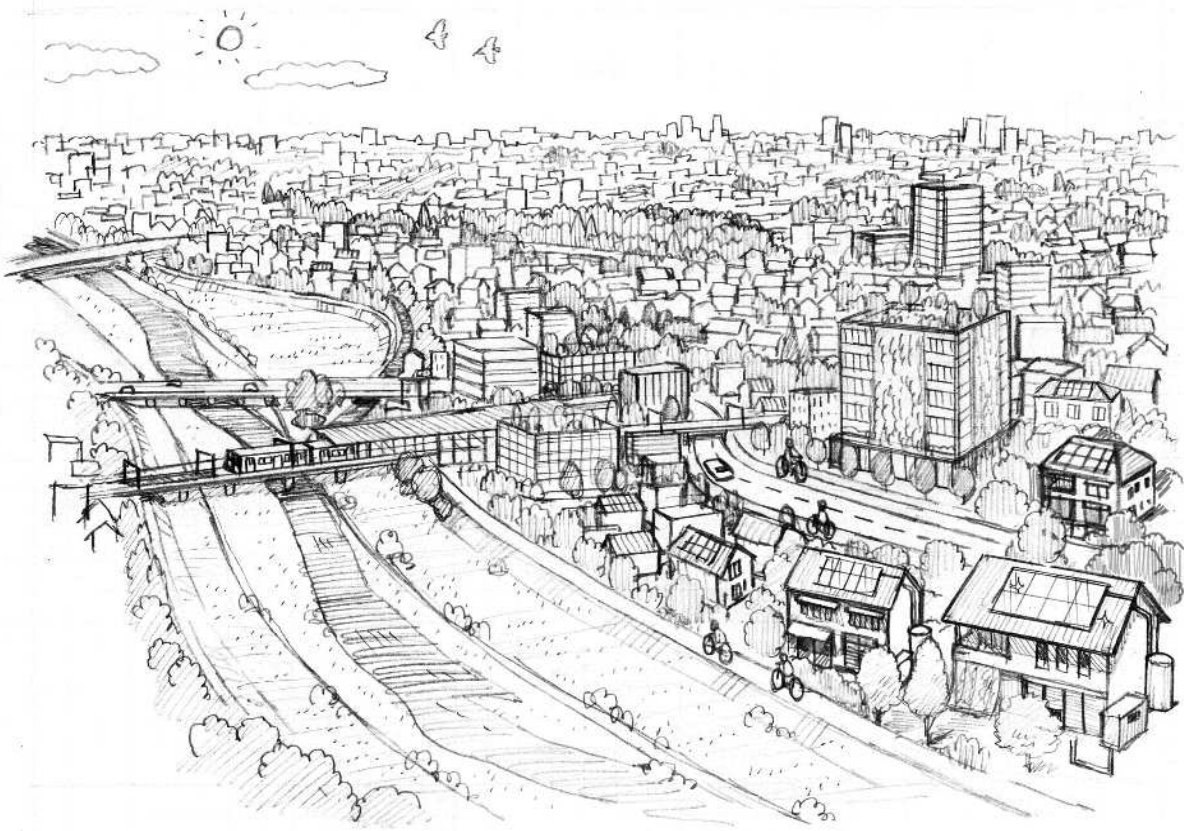
ゼロエネルギー住宅とは、「住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等によって、年間での一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロとなる住宅」のことです。

建物の断熱化、高气密化、通風・換気による空調負荷の低減や、太陽熱温水器、地中熱利用などによって省エネを図ると同時に、太陽光発電等の創エネにより、エネルギーを使う量と、創る量の差し引きをゼロにするものです。



図 ゼロエネルギー住宅のイメージ

出典：国土交通省HP



国分寺崖線や、多摩川、野川などの河川を軸にみどりとみずのネットワークが形成され、みどりとみずの豊かな潤いあるまちが広がります。住宅やビルをはじめ、区内の様々な場所で太陽光発電、太陽熱などの自然エネルギーの活用が進んでいます。断熱化や緑化、燃料電池等の省エネルギー設備の導入によって環境負荷が小さく、長く住みつなげる住宅が増えています。

## <視点2>

### 環境負荷の小さい“暮らし”(ライフスタイル)や移動の実現

区民一人ひとりが自然の恵みを活かして、日の出とともに活動し、日没とともにくつろぎ、モノを大切にする環境負荷の小さい暮らし(ライフスタイル)のあり方を提案します。また、有限な資源を個々で所有することから、地域等でシェア(共用、共有、分かち合い)し、地域としての環境負荷の低減を図る取組みを進めます。

さらに、移動に伴うエネルギー使用を低減していくため、環境にやさしい移動手段の選択を進めます。

#### 小さなエネルギーを賢く使う暮らし

こまめな節電、エアコンや冷蔵庫の適切な温度設定など、区民生活における省エネルギーの取組みを区民の運動として展開します。

#### シェアで生み出す地域の環境

ウォームシェア、クールシェア、カーシェアリング、空家活用など、地域の資源を共用することで環境負荷の小さい地域を実現します。

#### 人と環境にやさしい移動の実践

徒歩移動、自転車利用の促進、公共交通の利用促進、次世代自動車の普及促進など、環境負荷の低い交通手段の利用を促します。

## コラム 7

### 環境への負荷を減らす、新しいライフスタイル「シェア」

一緒に暮らす家族が各居室に一人一台テレビやエアコンを設置したり、各家庭が週末しか使わない自動車を保有しているなど、機器の使用や所有の個別化が行き過ぎたことで、エネルギーや資源の消費量が增大しています。

「シェア」は、“もの”を共用、共有、分かち合うことで環境への負荷を減らす、新しいライフスタイルの提案です。

世田谷区内でも、「シェア」の取組みがすでに広がっています。

#### クールシェア・ウォームシェア

一人一台のエアコンの使用をやめ、家族で居間に集まる、公共施設に集まるなどして、涼しさ、暖かさを分かち合いながら、ともに楽しく過ごす取組み。

#### カーシェアリング

会員登録した複数の人が、1台の自動車を共同で利用する自動車の利用形態。自動車の保有台数削減、走行距離の削減等、自動車による環境負荷を低減する様々な効果があるとされます。

調整中

複数の人が自動車を共用するカーシェアリング、一人一台のエアコンの使用をやめて涼しい場所に皆で集まって過ごすことで省エネルギーにつなげるクールシェアなど、資源やエネルギー、“もの”を共用、共有、分かち合うことで環境への負荷を減らすライフスタイルを象徴する言葉として、「シェア」を用いています。



外出や通勤、通学に、電気自動車や燃料電池車、自転車などの環境にやさしい移動手段を積極的に使います。  
夏の日中は、近所に住む友人たちと公共施設に集まりクールシェアで和やかなひと時を過ごします。  
冷暖房は、省エネルギーを意識して適切な温度設定で使います。  
台所や浴室でも省エネルギーを心がけ、水や電気、ガスを効率よく使います。



<視点3>

環境と共生する豊かな未来を築く  
“人材・地域のネットワーク”の活用

環境に配慮した暮らしに活かせる技術や人材を集積し、その情報を区民に発信します。また、さまざまな技術や人材のマッチングを進め、相互の協力、連携を推進していくとともに、担い手となる人材を育成し、これらを地域全体の財産として活用していきます。

環境共生社会を創造する技術・イノベーションの発信

区内の大学や産業団体等と連携して、暮らしに活かせる新たな環境技術を発掘し、世田谷からその活用について発信し、環境負荷の小さい社会の構築に寄与します。

マッチングや情報発信

さまざまな技術や人材に関する情報共有や交流の場を設け、環境共生社会を創造するという目的を共有する技術や人材の横つなぎ・組み合わせ及び相互の協力を推進し、課題解決力を高めます。

まちづくりを促進する人材の育成

世田谷区ではリサイクル、みどりの保全等の活動に様々な団体・個人が取り組んでいます。地域での活動を組織するなど、新しい技術の情報発信に長けた人材育成とその活動支援の仕組みを整えます。



展示会などのイベントを通じて、新たな環境技術が発掘、発信されています。大学や企業などの人材の交流が活発になり、様々な連携が生まれる中で、環境技術の発掘、情報発信がさらに発展していきます。環境、産業、防災など様々な分野の地域団体や人が連携、相互協力し、活動することで地域社会が活性化されています。

## ESD（持続可能な開発のための教育）と今後の展開

ESD（Education for Sustainable Development）とは、環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の問題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動です。

わが国の提唱により、「国連ESDの10年」（2005～2014年）が設定され、ユネスコが中心となって国際的取組みが進められてきました。国内においても、学校教育に取り入れられるなど、様々な取組みが行われました。

2015年以降は、持続可能な開発を加速するために、教育・学習の全ての段階・分野で行動を起こし、拡大していくことを目標に、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」に基づく取組みが進められます。

区では、これまでもESDをテーマとした研究校を指定し、研究成果を区立学校に広めるなど、ESDに取り組んできました。第2次教育ビジョンでは、「これからの社会を生きる力の育成」を掲げ、多様な人々や環境、社会との関係の中で生きることを自覚し、持続可能な社会の形成者として成長するよう取組を進めています。



## 第6章 実現の方策

### ～環境について学び、環境に配慮した行動を実践する～

地球温暖化問題から、大気や水の汚染、騒音などの身近な環境問題に至るまで、今日の環境問題の多くは私たちの日常生活における行動に起因しているといわれます。

基本目標1～5を達成し、めざす環境像「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を実現していくためには、区民、事業者、区がそれぞれ当事者であるという認識のもとに、自らの役割を理解し、環境について学び、生活意識を変えていくとともに、それぞれの役割を理解し、協働しながら具体的な環境に配慮した行動を実践することが必要です。

#### 6-1 区民の役割

世田谷区は、23区の中では住宅地の占める割合が高く、最多の人口を抱えています。また、区の二酸化炭素排出状況は、家庭部門からの排出が約5割を占め、産業や運輸部門に比べて高い割合を示しています。

一人ひとりが排出する二酸化炭素の量は少なくても、私たちの行動が総体として大きな影響を及ぼすということを知り、自らが環境に負荷をかけない生活を心掛け、ごみを減らす、家電製品等のこまめな節電に取り組むなど、日々の暮らしに根ざした行動からさらに一歩進めて、太陽光発電などの再生可能エネルギーや省エネルギー機器を可能な限り生活に取り入れ、率先して環境活動に取り組むことが大切です。

それらの積み重ねが良好な環境を次世代に引き継ぐこととなり、私たち一人ひとりが重い責任を担っています。

そのために、環境について学ぶことに努めるとともに、環境行動指針に沿って環境に配慮した行動を実践することが重要です。

#### 6-2 事業者の役割

区内では、多種多様なサービス業はじめとして、製造業、農業など幅広い事業が営まれています。事業活動における資源やエネルギーの消費、ごみの排出などは、環境への負荷を生じさせます。地域社会の一員として地域に根ざした活動を続けていくためには、環境に関する法令を遵守するとともに、省エネルギー、省資源、ごみの排出抑制など、できることから環境への取組みを積極的に進めていくことが必要です。また、規模の大きな事業者については、事業活動に関わる環境情報の公表、自主的な環境保全活動等を通じて、より一層の社会的責任を果たしていくことが求められています。

そのために、各事業者が事業活動による環境への影響の把握に努めるとともに、環境行動指針に沿って環境に配慮した行動を実践することが重要です。



## 6-3 区役割

### (1) 区民、事業者の環境配慮行動の促進と区の環境行動の実践

#### ①環境情報の提供

環境について考え、行動するためには、自らを取り巻く環境について知ることがその第一歩となります。

そのために、区ホームページによる大気汚染、河川の水質等の調査結果の公表、地球温暖化や省エネルギー・創エネルギーに関する区民への情報提供、環境学習の機会の提供、区の環境行政の概要をまとめた「せたがやの環境」の発行等を通じ、区の環境の現状に関する情報提供を進めます。

#### ②環境学習・環境教育の推進

環境学習講座、環境関連イベント、シンポジウムの開催・充実などによって、区民、事業者が環境について考え、行動する機会の拡充に努めます。

また、環境配慮行動を区民の生活に根差したものとしていくためには、子どものころから環境について学び、行動する社会を築いていくことが大切です。そのため、学校において、環境やエネルギーなど世界規模の諸課題と生活との関わりを学び、自分たちの課題として考え、行動を実践していく場や機会を設けていくことが必要です。このような視点を持って、区は環境・エネルギー教育の充実に取り組みます。

#### ③環境保全活動の支援

地域の環境美化活動、落書き防止活動の支援など、区民、事業者が自主的に行う環境保全活動を支援します。また、環境を守り育て、より豊かな環境の創出に貢献している個人、団体、事業所または学校が行う活動及び活動を通じて生まれるアイデアを募り、公表することなどにより、区民、事業者の活動を広め、さらなる活動の推進につなげます。

#### ④環境行動の実践

区内最大の事業所として、自らの事業活動による環境への影響を低減するため、区独自の環境マネジメントシステムである「E C Oステップせたがや」の運用を通じて、積極的に環境負荷の低減に努めます。

#### ⑤様々な主体と協働・連携

区民の様々な活動や、環境活動団体、事業者と行政が協働し、地域社会全体で環境行動を推進します。また、区内大学や産業団体などと連携して、新たな環境技術や環境活動を生み出し、世田谷から発信していくとともに、他の自治体とも交流・連携を図り、環境負荷の小さい社会の実現を図ります。

## (2) 環境基本計画に基づく施策の推進と進行管理

本計画に係る区の施策の実施状況について、「計画・実施・点検・見直し」のPDCAサイクルに沿って、行政評価などを活用して達成状況を確認するとともに、結果を公表し、取組み内容の改善などを行います。

計画の見直しについては、目標ごとに付した指標項目の数値の動向から進捗状況を点検し、区民等の意見を得て計画の評価を行います。その上で、見直し時点に至る国や東京都の環境施策の動向や社会的環境の変化などを踏まえて本計画の次の計画に反映させていきます。

## 6-4 環境行動指針

世田谷区のめざす環境像と5つの基本目標の実現には、一人ひとりの区民、それぞれの事業者が日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を進めることが必要です。そのための指針となる、区民、事業者の環境行動指針を以下に示します。

区民の環境行動指針
<b>基本目標1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります</b> 敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。 世田谷産野菜「せたがやそだち」を積極的に購入するなど、農地の保全に協力します。 自宅で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。 建物の外観や色彩が周辺のまちなみと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。 敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。
<b>基本目標2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします</b> 自然が生み出すエネルギーの大切さを学びます。 太陽光発電や太陽熱利用設備を自宅に設置するなど、自然エネルギーを生活に取り入れます。 自然エネルギーを活用する自治体、団体、事業者等を応援します。
<b>基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します</b> 電気・ガス・水道などの使用量を常にチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにします。

ウォームシェア、クールシェアに参加し、省エネルギーに努めます。  
カーシェアリングを活用して、必要なときに必要な分だけ自動車を利用します。  
徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。  
世田谷区民自転車利用憲章に基づき、ルールとマナーを守って自転車を利用します。  
断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光の確保等により、住宅の省エネルギー性能を高め、長く住み続けられる住まい方を工夫します。  
省エネ型の照明や給湯機への交換、家庭用燃料電池の導入等、高効率で環境性能の高い機器等の導入に努めます。

#### 基本目標 4 地球温暖化に対応し、安心して暮らせる地域社会を推進します

徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。(再掲)  
世田谷区民自転車利用憲章に基づき、ルールとマナーを守って自転車を利用します。(再掲)  
敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。(再掲)

#### 基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

車を運転するときは、エコドライブを心掛けます。  
洗剤は適正な量を使う、料理で使った油をそのまま排水口に流さないなど、生活排水に気をつけます。  
吸いガラ・空き缶などのポイ捨て、公共の場所や道路での歩行喫煙をしません。  
生ごみの減量、マイバッグやマイ箸、詰め替え商品の利用等によりごみの発生抑制に努めます。  
資源とごみの分別を徹底します。  
地域で行われる古紙(新聞、段ボール、雑誌類)、缶、古着・古布等の資源回収に協力します。  
公共施設や店舗でのペットボトル、発泡トレイ、紙パック、廃食用油等の資源回収に協力します。  
静かな環境を守るため、人の声(騒音)にも配慮します。

#### 全般に関わること

環境問題に関心を持ち、環境情報の収集に努めます。  
環境学習や環境保全活動などに積極的に参加します。  
環境問題は自らの問題であることを自覚し、環境に配慮した行動を実践することに努めます。

## 事業者の環境行動指針

### 基本目標 1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。

事業所で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。

建物の外観や色彩が周辺のまちなみと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。

敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。

### 基本目標 2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

太陽光発電や太陽熱利用設備を事業所に設置するなど、自然エネルギーを事業活動に取り入れます。

自然エネルギーを活用してつくられたエネルギーの利活用に努めます。

### 基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

電気・ガス・水道などの使用量を常にチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにします。

一定規模以上の事業者は、法令を遵守し、省エネルギー、温室効果ガス排出削減に取り組めます。

環境マネジメントシステムなどの取組みを推進します。

断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光の確保等により、事業所の建物の省エネルギー性能の向上に努めます。

省エネ型の照明への交換、古い空調機器や冷蔵設備の更新等、高効率で環境性能の高い機器の設置や設備機器の効率的な運転に努めます。

徒歩や自転車、公共交通など、環境負荷の低い交通手段の利用に努めるとともに、事業活動に用いる車両に環境負荷の小さいエコカーを積極的に導入します。

従業員に、世田谷区民自転車利用憲章に基づくルールとマナーを守った自転車利用を周知します。

### 基本目標 4 地球温暖化に対応し、安心して暮らせる地域社会を推進します

開発事業等の際には、環境への負荷の低減や公害の防止、環境の適正な保全・回復・創出等、環境への配慮に努めます。

敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。(再掲)

事業活動に用いる自動車の使用削減等、自動車交通の抑制に協力します。

## 基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

法令を遵守し、大気、水質、騒音、振動等の公害防止対策を実施します。

敷地内及び敷地周辺の美化に努めます。

ごみの発生抑制に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物の適正な分別及び法令に基づく適正な処理を行います。

静かな環境を守るため、人の声（騒音）にも配慮します。

## 全般に関わること

職場における環境教育を実施し、従業員の環境問題に関する意識の向上に努めます。

企業の環境報告書やホームページ等を通じて、製品やサービス、事業活動に関わる環境情報の提供を行います。

地域社会の一員として、地域で行われる環境学習や環境保全活動などに積極的に参加・協力します。



## 資料編

## <資料1> 世田谷区環境基本条例

### 世田谷区環境基本条例

平成6年9月21日  
条例第35号

改正 平成7年11月15日条例第62号  
平成11年12月10日条例第52号  
平成12年10月2日条例第94号  
平成15年6月24日条例第45号

#### 目次

##### 前文

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 環境の保全等に関する施策の推進  
(第7条 第10条)

第3章 開発事業等に係る環境への配慮(第11条 第15条)

第4章 環境の保全等に関する施策等(第16条 第20条)

第5章 雑則(第21条)

##### 附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「保全等」という。)について、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等

に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

##### (基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

##### (区の責務)

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 公害の防止

(2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全

(5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備

(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量

(7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

##### (区民の責務)

第5条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。



2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

## 第2章 環境の保全等に関する施策の推進

(世田谷区環境基本計画)

第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(世田谷区環境行動指針)

第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針(以下「環境行動指針」という。)として策定しなければならない。

2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(世田谷区環境審議会)

第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号〕

## 第3章 開発事業等に係る環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する

配慮の方策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

第 12 条 区長は、前条第 3 項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第 13 条 前 2 条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

( 勧告及び公表 )

第 14 条 区長は、開発事業者等が前 3 条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

( 委任 )

第 15 条 この章に定めるもののほか、開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

#### 第 4 章 環境の保全等に関する施策等

( 施策の評価 )

第 16 条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第 1 項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

( 調査及び研究の充実 )

第 17 条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

( 環境学習の推進 )

第 18 条 区は、区民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者に

よる自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な支援に努めることにより、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

( 区民等の活動の促進 )

第 19 条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

( 国、東京都等との協力 )

第 20 条 区は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第 5 章 雑則

( 委任 )

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、環境基本計画の策定に係る部分( 審議会 の設置に係る部分を含む。)は、同年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 11 月 15 日条例第 62 号抄)

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 10 日条例第 52 号抄)

( 施行期日 )

第 1 条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。( 後略 )

附 則(平成 12 年 10 月 2 日条例第 94 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 24 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## <資料2> 計画策定の経緯

### (1) 環境審議会における検討

#### ①環境審議会委員名簿

氏名	肩書
久保田 英文	世田谷区商店街連合会常任理事
栗本 洋二	東京商工会議所世田谷支部 情報・サービス分科会副分科会長
小林 光	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科教授
斎藤 恒一郎	公募区民委員
笹井 真帆	公募区民委員
中西 修一	株式会社森林再生システム主任研究員 (せたがや水辺の楽校事務局)
中原 秀樹	東京都市大学大学院 環境情報学研究科教授
野尻 雅人	一般財団法人省エネルギーセンター
橋本 健七	公募区民委員
濱野 周泰	東京農業大学地域環境科学部教授
藤本 秀雄	世田谷区町会総連合会副会長
松行 美帆子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院准教授
山口 温	関東学院大学建築・環境学部 建築・環境学科専任講師
山田 鉄	公益社団法人世田谷工業振興協会理事

会長                      副会長                      環境基本計画検討部会員

#### ②検討の経過

平成 25 年	11 月 8 日	第 4 回環境審議会	新たな計画策定の「考え方」諮問
	12 月 16 日	第 1 回環境基本計画検討部会	現計画の評価・検証
平成 26 年	2 月 19 日	第 1 回環境審議会	環境基本計画の評価・検証 骨子検討
	3 月 10 日	第 2 回環境基本計画検討部会	(素案) たたき台の検討
	4 月 23 日	第 2 回環境審議会	(素案) たたき台の検討
	5 月 21 日	第 3 回環境基本計画検討部会	(素案) 検討
	6 月 23 日	第 4 回環境基本計画検討部会	(素案) 検討
	30 日	第 3 回環境審議会	(素案) 検討
	7 月 7 日	第 5 回環境基本計画検討部会	(素案) 検討
	18 日	第 4 回環境審議会	(素案) 検討
	8 月 5 日	第 6 回環境基本計画検討部会	(素案) 検討
	11 月 14 日	第 5 回環境審議会	(案) たたき台の検討
	12 月 8 日		「環境基本計画策定にあたっての考え方について」区長へ 答申

### ③環境審議会からの答申

#### 「世田谷区環境基本計画」策定にあたっての考え方について 答申

平成26年12月8日  
世田谷区環境審議会

#### はじめに

世田谷区は、平成6年9月の環境基本条例制定、平成7年1月の環境審議会設置の後、環境基本計画の策定に取り組み、平成8年3月に環境基本計画を策定しました。その後、平成17年4月に計画を改定し、平成26年までの10年間を計画期間として、世田谷区の環境の現状に応じた総合的・計画的な環境施策を進めてきました。

しかしながら、前回『世田谷区環境基本計画（調整計画）』（平成22年5月）を策定してから、4年が経過し、世田谷区を取り巻く環境は、さらに大きく変化しています。

平成23年3月11日の東日本大震災における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の災禍は、想定を超えた災害に対する既存の社会システムの脆さをあらわにしました。また、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すこと、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していくことの必要性を多くの国民に意識させるきっかけとなりました。

深刻な環境問題である地球温暖化の進行も続いています。主要な温室効果ガスである二酸化炭素の濃度は、国内で平成25年以降、400ppmを超えています。平成25年9月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によると、温室効果ガスの排出は、過去80万年間で前例のない水準まで増加しており、世界の平均気温が今世紀末には現在（1986 - 2005年）と比較して最大4.8℃上昇するという予測が示され、地球温暖化対策の緊急性、重要性はこれまで以上に高まっています。

この度、平成27年度から10年間を見据えた「世田谷区環境基本計画」を新たに策定することとなり、昨年11月8日、世田谷区環境審議会は、世田谷区長から『「世田谷区環境基本計画」策定にあたっての考え方について』、答申するよう諮問を受けました。

この間、区を取り巻く環境問題を踏まえ、世田谷区の環境の保全、回復及び創出に関する施

策を総合的かつ計画的に推進していくため、世田谷区のめざす環境像及び区の環境の保全等に関する目標について、議論を重ねてまいりました。ここに審議の内容がまとまりましたので、次のとおり答申します。

#### 1. 策定にあたっての基本的視点

世田谷区では、都市化のさらなる進行に伴い、みどりが減少しています。また、地球温暖化にヒートアイランド現象も加わり、真夏日・猛暑日の増加や、時間100ミリを超える豪雨とこれによる被害の発生などの問題も生じています。さらに、大気汚染や水質汚濁、騒音、まちの美化など、身近な生活環境問題への対策も、引き続き必要とされています。

深刻さを増している地球温暖化や東日本大震災後に直面しているエネルギー問題など、環境に関する課題は、身近なところから地球規模の問題まで、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすこととなります。

安心して健やかに暮らしていく生活環境を確保し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくためには、利便性や経済効率性だけを追求するだけでなく、環境への負荷を抑え、自然の豊かさとともに暮らしていくということ、区民一人ひとりが意識し、具体的な行動を実践していくことが必要であります。

このような環境を取り巻く様々な課題に対応し、環境施策を総合的かつ計画的に進めるためには、区は次の基本的視点を踏まえて、新たな環境基本計画を策定しなければなりません。

計画の策定にあたっては、平成25年9月に策定された「世田谷区基本構想」のビジョンの一つに示される「環境に配慮したまちをつくる」の内容及び「世田谷区基本計画」の基本方針に示された「環境と調和した地域社会の実現」等の内容を踏まえる必要があります。

また、世田谷区を取り巻く自然環境、生活環境の保全をはじめ、地球規模での環境問題も視野に入れた取組みとすべきです。

さらに、東日本大震災後の様々な社会的な課題を踏まえ、再生可能エネルギーの活用をはじめ

めとしたエネルギーの効率的な利用や、環境に配慮したライフスタイルへの転換なども含めた区の環境施策全般を、総合的かつ計画的に推進する必要があります。

## 2. 「環境」のとらえ方と対象とする範囲

環境とは、人や生物のあらゆる活動の共通の基盤となるものです。このような環境については、個人の身近な日常生活のレベルから、地域、都市、地球環境のレベルまで幅広くとらえ、日常生活や事業活動など様々な人間活動・社会活動により環境に影響を与える現象や都市の社会資本や住宅の整備、防災や都市の安全性、快適性に関連する要素も環境施策の視野に入れて考えるものとすべきです。

## 3. 世田谷区の環境の現状と課題

### (1) 人口・社会の動向

世田谷区の人口は大正期から急激に増加し、昭和50年代に約77万人となってからは横ばい傾向となりました。昭和62年の794,639人をピークに一旦減少傾向を示しましたが、平成8年以降は緩やかな増加に転じ、平成26年1月1日現在、852,707人（外国人を除く）世帯数は440,266世帯（日本人のみ世帯）となっており、人口・世帯数は東京23区で最も多い状況です。

平成25年度に実施した将来人口推計によると、区の人口は、平成25年の845,922人から、平成35年には873,332人（27,410人増）まで増加します。その後も増加傾向が続き、平成50年には

883,009人（37,087人増）となる見込みです。当面、少子化は進まないものの、その後、減少傾向に転じる見込みで、高齢者人口については一貫して増加が進むと見込まれます。なお、生産年齢人口については、概ね横ばいの水準が維持される見込みです。

今後、人口増加を踏まえつつ、子どもから高齢者まで安心して暮らすことのできる、良好な生活環境を維持していくことが求められています。

### (2) みどりとみず

世田谷区は、みどりとみずに恵まれた住宅都市として発展してきました。

しかしながら、平成23年度の区のみどり率

は24.6%で平成18年度からの5年間で約1%減少しています。

区内の公園の面積は増加している一方で、宅地化により自然のみどりや農地は減少しています。世田谷区のみどりの6割は民有地のみどりであり、相続に伴う宅地の細分化や開発事業等のために減少していることから、保全・創出に向けた取組みをさらに進めることが必要です。

同時に、日常生活の中で目にふれるみどりや身近に感じられるみどりを増やしていくなど、量の確保に加え、多様な生物が生息する空間の創出やみどりとみずのネットワークの形成など、質の高いみどりを生み出し、残していくことも必要です。

また、みどりの保全等を通じて、雨水の浸透を図り、水循環を保全することも必要です。

### (3) エネルギー

東日本大震災とその後の原発事故により、エネルギー利用のあり方やライフスタイルへの意識が大きく変わってきました。こうした中で、将来の世代に負担をかけないよう環境と共生し、調和したまちづくりが求められています。

私たちの暮らしにエネルギーは欠かすことのできないものですが、温室効果ガスを削減し、環境負荷を抑えた社会を構築するためには、「省エネ」と同時に再生可能エネルギーの活用などによる「創エネ」の双方を進めることが重要となっています。

世田谷区の二酸化炭素排出量は、民生家庭部門が約5割、民生業務部門が約3割を占めており、家庭や事業所におけるエネルギー使用が大きく影響しています。そのため、特に家庭や事業所において一層の省エネルギー対策を進めるとともに、環境負荷が少ないエネルギーとして再生可能エネルギーの活用をさらに促進していくことが必要です。

また、限られたエネルギーを効率的に利用するために、再生可能エネルギーを生産する地域と連携することや、身近なところで生み出すエネルギーを上手に活用することなど、多様なエネルギーの活用を進めることが必要です。

### (4) 地球温暖化

人間活動、特に産業革命以降、石炭や石油といった化石燃料が大量に使用され、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになりました。その結果、地球が

過度に温暖化することとなり、近年になるほど温暖化は加速しています。

地球温暖化は私たちの暮らしにもすでに深刻な影響を及ぼしつつあり、夏の気温上昇による熱中症リスクの増大、台風の勢力の増大、局地的な集中豪雨の発生とそれに伴う都市型水害の増加、地域固有の生態系への影響などが生じています。

地球温暖化を緩和するためには、温室効果ガス排出量の大幅かつ持続的な削減が必要となります。そのためには、家庭や事業所における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用促進に加え、まちづくりの中で省エネルギーの取組み、交通網の整備等を進め、地域全体で環境負荷の低減を図ることが必要です。

また、地球温暖化に伴う気候変動への適応策も必要となります。雨水流出抑制、治水対策などの豪雨対策を進めるとともに、気温上昇のもう一つの要因であるヒートアイランド現象を緩和するため、道路の熱対策、みどりとみずの保全、風通しのよいまちをつくるなど、熱をためないまちづくりも必要です。

#### (5) 都市環境

世田谷区は、都市近郊の住宅地として市街化が進んでくる中、農地が残り、区画整理などにより形成された住宅地には比較的大きな敷地の宅地が形成されるなど、世田谷の特徴ある住宅都市としての景観が形成されてきました。その一方で、基盤が未整備で狭い道路が多く、木造住宅が密集する地域もあり、一部の地域では、防災面での街づくりの課題も残されています。

こうしたことから、世田谷区では、道路の整備や建物の建替えなどを通じて、安全で災害に強く復元力のある都市をつくることが重要です。

また、宅地の細分化、建物棟数密度の上昇、宅地化の進行などに伴う農地の減少が続いており、良好な住宅都市とするため、みどりやすらぎのある住みやすいまちづくり、世田谷らしい風景を保全した地域特性に応じた魅力あるまちづくりが必要です。特に、開発事業等の指導にあたり、計画段階から十分な環境配慮を求めていくことが必要です。

#### (6) 生活環境

世田谷区は、公害の防止や化学物質対策、まちの美化の推進など、良好な生活環境を確保するための取組みを進めてきました。

公害は、従来、対策の重点が置かれてきた「典型7公害」(騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・地盤沈下・土壌汚染)のほかに、アスベスト、ダイオキシンなど、新たな公害が認識されるようになってきました。また、区民の多様な生活様式や事業活動に起因する騒音などについての苦情も多く見られます。

ごみのポイ捨て防止や路上喫煙の対策などの環境美化に関するものやカラスなどの鳥獣による生活環境への被害に関する区民からの苦情も寄せられています。

大気、水質は改善傾向にありますが、監視・測定を継続するとともに、今後も改善に向けた一層の取組みが必要です。また、健康被害を引き起こすダイオキシン類などの化学物質やアスベストなどの新たな公害への対応も必要です。

区民からの苦情が寄せられている、騒音、ごみ・たばこのポイ捨て、カラスなどの鳥獣による生活環境への被害についても継続的な対策が必要です。

管理不全な状態の空家は、近隣の生活環境に深刻な影響を与えることもあり、国では「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定しました。区でも、こうした空家等について対応していくことが求められています。

#### (7) ごみ・資源循環

ごみ問題については、ごみを「適正に処理する」、さらには「リサイクルする」というだけでなく、ごみの発生そのものを少なくすることの重要性が社会に認識され、循環型社会形成推進基本法が制定されるなど、ごみは資源・エネルギーの一つとして認識されるようになりました。また、「持続可能な社会」の実現のため、ごみの減量や資源の有効活用に取り組むことはますます重要となっています。

区のごみ減量、リサイクル推進の取組みにより、清掃事業移管前の平成11年度と比較し、ごみ収集量は約33%減少、資源回収量は、約2.4倍に増加となるなど、成果を上げていますがここ数年、ごみの収集量は微減している状況です。

東京都の最終処分場の容量には限界があるため、さらなるごみ減量へ向けて、これまでの取組みを継続・拡充するとともに、区民・事業者主体による取組みを促進し、ごみの発生・排出抑制をさらに推進することが必要です。

また、資源の有効活用を進めるため、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源化可能物の分

別徹底に向けた取組みを推進するとともに、小型家電などに含まれる有用金属等の資源化を拡充することも必要です。

#### 4. 計画のめざす環境像

世田谷区基本構想（平成25年9月）においては、東日本大震災の経験を踏まえ、一人ひとりの主体的な参加のもとに自立した地域社会を築き、いざという時に支えあい、助け合える強さを持った都市をめざす「信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことができる都市」を将来像としました。これを実現するため、様々な施策を推進することとしています。

これまでの環境基本計画では、めざすべき環境像を「みどりのみずの環境共生都市」として、緑豊かな住宅都市として発展してきた世田谷のシンボルとして「みどりのみず」を掲げて環境施策に取り組んできました。

新たな環境基本計画では、深刻化する地球温暖化の影響や震災後の様々な経験を踏まえ、これまで掲げてきた「みどりのみずの環境共生都市」という考え方をさらに進めた新たな環境像を提示すべきです。

みどりのみずに恵まれた世田谷区は、都内でも最も多くの人々が暮らす住宅都市として発展してきました。しかし、宅地化の進展により身近な自然は失われつつあり、地球規模で進行する温暖化も深刻さを増すなど、私たちの生活を取り巻く環境は様々な課題に直面しています。

今日の世田谷区の環境をつくり出したのは、他のだれでもなく、ここ世田谷に暮らす私たち自身です。そして、この環境をより良いものとし、次の世代に引き継いでいくことは、今に生きる私たちの責務です。

そのためには、みどりのみずの保全・創出、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの活用、環境負荷の少ないライフスタイルの実現、ごみの発生抑制など、多くの課題に取り組まなければなりません。

いずれの取組みも、区民一人ひとり、事業者、行政が自らの課題としてとらえ、それぞれの役割分担の中で積極的に行動しなければなりません。

新たな環境基本計画では、みどりやみずをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来

像を描かなければなりません。

こうした観点から、世田谷区のめざす新たな環境像を「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる 環境共生都市せたがや」とすべきです。

#### 5. 環境の保全等に関する目標と方針

「策定にあたっての基本的な視点」を踏まえ、区の環境に関する諸施策を、総合的かつ計画的に推進し、めざす環境像を実現していくため、次の5つの項目を新たに施策展開の目標に掲げ、施策の推進にあたるべきだと考えます。

##### (1) みどりのみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

世田谷区は国分寺崖線などを中心に豊かなみどりのみずに恵まれており、住宅都市世田谷としての魅力を高めています。みどりのみずの保全・創出に努め、良好な自然環境を未来につなげることが必要です。

平成44(2032)年に区内のみどり率を33%とする「世田谷みどり33」の取組みを中心に、豊かなみどりのみずによる潤いのあるまちをつくるべきです。

国分寺崖線、社寺林、農地、屋敷林、庭園等は、世田谷らしさを象徴するみどりです。国分寺崖線の重点的な保全に取り組むとともに、区全域に点在している歴史的なみどりとしての社寺林や、環境保全のみどりとして農地を守り活かし、次世代に向けて世田谷らしさを継承していくことが必要です。また、多様なみどりの中に鳥や虫などの生物の住むまちをめざす必要があります。

地域の特性を活かしてみどりのみずをさらに増やしていく取組みを進めなければなりません。また、学校、公共施設の緑化を率先して行い、民間の緑化を誘導して行くことも重要です。

雨水浸透などの水循環を回復しながら、地域の中で、それぞれの取組みを連携させ、一体的なみどりのみずの創出を進めていくべきです。

世田谷区は、多摩川や野川をはじめいくつもの川が流れ、国分寺崖線を基軸とした湧水に恵まれ、区民に親しまれてきました。

また、気候変動により集中豪雨が多発していることから、道路や建物の雨水浸透能力を高めることが、水害を防ぐ上でも重要になっています。

こうしたことから、地域の水循環を回復し、湧水等の水量の確保や水辺の再生を進めることに取り組むべきです。

## (2) 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

地球温暖化の進行を防ぐためには、化石燃料の利用を抑え、自然の力である太陽光、風力などを活用することが重要です。

また、東日本大震災とそれに続く原子力発電所の事故によりエネルギーを取り巻く状況が変わり、小規模分散型のエネルギー源の確保が必要となっています。住宅都市である世田谷の特性を踏まえ、自然の恵みを活かしたエネルギーの創出・活用と環境に配慮したエネルギーの創出をめざすべきです。

エネルギー利用全体に占める自然エネルギーの割合はまだまだ小さいことから、引き続き住宅都市としての特性を踏まえ、様々な手法で自然エネルギーの地産地消を拡大していくことが必要です。

また、平成26年4月に策定された国の「エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの導入加速とともに、“水素社会”の実現に向けた取組みにも目を向けることが求められています。

自然エネルギーの活用については、地域の特性を踏まえ全国各地で様々な取組みが進められています。

こうした自然エネルギー活用を通じた全国各地との結び付きを深め、交流自治体を中心に新たな自治体間連携と交流を進めることにより、全国各地での自然エネルギー活用の機運を高めることにも取り組むべきです。

## (3) 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の約5割を家庭が占めています。温室効果ガスを削減するには、日常生活の中で環境に配慮した省エネルギー行動に取り組むことが重要です。

将来の世代に快適な生活をおくる環境を引き継ぐためには、「小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」をめざし、環境に負荷をかけないライフスタイルを確立すべきです。

温室効果ガスの排出削減をはじめ、環境への負荷を減らしていくためには、日々の暮らしや事業活動の中で、エネルギーを使う家電や自動車等の利用を工夫するなどの行動に一人ひとりの区民が取り組むことが重要です。

少ないエネルギーを効率よく利用する方法や環境と調和した暮らし方の提案などを通じて、環境に負荷をかけないエコな暮らしを推進することが求められます。

温室効果ガスの削減には、エコな暮らしを実践するとともに、建物の断熱性能向上、省エネルギー機器等の設置などにより、住まいや建物の環境性能を高めることが重要です。

住宅都市である世田谷区において温室効果ガスを大幅に削減するため、既存の戸建て住宅・集合住宅における環境に配慮したリノベーション、事業所の省エネルギー化など、住宅・建物の省エネルギー化に取り組むべきです。

## (4) 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します

地球温暖化に対しては、環境負荷を抑え温暖化を緩和する取組みと温暖化に伴う気候変動に適応する取組みが必要です。

環境負荷の低減に資する街づくりや交通網の整備に取り組み、持続可能な地域社会を形成するとともに、地域コミュニティを活かした、安心・安全な地域社会づくりを推進することが必要です。

環境負荷の小さいまちづくりを進めるため、大規模な開発事業等における自然エネルギーの利用や緑化などを推進するとともに、建築行為や道路整備における環境への取組みを推進し、風通しがよくゆとりのある都市空間の形成を誘導していくことが重要です。

また、公共施設の省エネルギー化と環境マネジメントシステムの推進により、区役所の環境負荷を率先して低減していかなければなりません。

世田谷区内では温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の約2割を運輸部門が占め、渋滞による低速走行が二酸化炭素の排出量を増大させるとともに、大気環境を悪化させる原因の一つとなっています。そのため、徒歩や自転車で快適に移動できるまちづくりを進めるとともに、公共交通の充実や環境負荷の低い次世代自動車の利用促進が重要です。

また、区内の自動車交通を円滑化し、二酸化炭素の排出削減につながる道路整備に取り組むなど、環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくることを求めます。

地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影響を与えています。夏の連続する猛暑は子どもや高齢者にとっては熱中症の危険を招き、大型台風や集中豪雨などによる過去に例のない



水害も地球温暖化によるものとされています。安心して安全に暮らすことのできる地域社会づくりに向け、豪雨対策やヒートアイランド対策、熱中症予防に取り組むべきです。

#### (5) 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

良好な生活環境を次の世代に引き継ぐには、環境負荷を抑え、持続可能な社会をつくるとともに、きれいな空気や水の保身に努め、騒音や振動などを減らすことが必要です。同時に、地域・区民と協働し、ポイ捨てや歩きたばこの防止などの環境美化に努めるとともに、ごみの発生抑制、資源の有効活用を推進し、健康で快適な生活環境を確保すべきです。

世田谷区内では、大気汚染状況を示す二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )の濃度が幹線道路沿いの一部で環境基準に達しておらず、原因の一つである自動車公害への対応が課題となっています。そのため、大気汚染物質の常時測定や自動車騒音・振動の調査を行うとともに、必要な対策を講じるべきです。また、区内の河川は生活排水の流入が減少した結果、水質の改善が進みました。より一層の水質向上を図るため、水質等の調査を継続しつつ、河川の水源となる湧水等の保身にに向けた取り組みを進めるべきです。

さらに、ダイオキシン類など環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れのある物質について、その影響等に関する情報の収集、調査及び区民への情報提供が必要です。

近年では、事業所や解体工事等による騒音や振動のほか、一般家庭における生活騒音のトラブルが増加しています。そのため、事業所への公害防止指導や区民への普及啓発などを通じて、周辺的生活環境に配慮した暮らしやすいまちづくりを進めるべきです。

住宅都市である世田谷区は、人口増加が続く中で、住宅の細分化や、一層の住宅密集が進むなど、住宅地での生活環境の確保が課題となっています。たばこの吸い殻や空き缶などのごみのポイ捨てや歩きたばこによる迷惑が区民の困りごとの上位となっており、近年では受動喫煙による健康被害を心配する声も増えているなど、ポイ捨て防止や喫煙マナーの向上に向けた取り組みが求められています。

また、住宅が増加する一方で、老朽化した建物や管理不全な状態の空家な

どによる、近隣的生活環境への対応が求められています。さらに、カラスによるごみの

散乱や人が襲われることなどの被害やハクピシンによる臭い等の被害など、鳥獣への対策も必要となっています。

区、区民、事業者が連携しながら、良好な生活環境の確保に努め、区民が安心して暮らせるまちをめざし取り組むべきです。

環境に配慮した持続可能な社会の実現のため、ごみの発生抑制を一層促進することが必要です。そのため、区民・事業者が主体となり、ごみの発生抑制「リデュース」や不用品の再使用「リユース」といった取組みを促進することが重要です。さらに、分別を徹底し、排出されるごみに含まれる資源化可能物を減らし、適正処理やリサイクルの実施により資源の有効活用に取り組むべきです。

## 6. 実現の方策～環境について学び、環境に配慮した行動を実践する～

地球温暖化問題から、大気や水の汚染、騒音などの身近な環境問題に至るまで、今日の環境問題の多くは私たちの日常生活における行動に起因しているといわれます。

基本目標の5つを達成し、めざす環境像「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を実現していくためには、区民、事業者、区がそれぞれ当事者であるという認識のもとに、自らの役割を理解し、環境について学び、生活意識を変えていくとともに、それぞれの役割を理解し、協働しながら具体的な環境に配慮した行動を実践することが必要です。

### 区民の役割

世田谷区の二酸化炭素排出状況は、民生家庭部門からの排出が約5割以上を占め、産業や運輸部門に比べて高い割合を示しています。一人ひとりが排出する二酸化炭素の量は少なくても、私たちの行動が総体として大きな影響を及ぼすということを自覚し、率先して環境行動の実践に取り組むことが大切です。良好な環境を次世代に引き継ぐために、私たち一人ひとりが重い責任を担っていることを意識し、環境について学ぶことに努めるとともに、環境行動指針に沿って環境に配慮した行動を実践することが重要です。

### 事業者の役割

事業活動における資源やエネルギーの消費、ごみの排出などは、環境への負荷を生じさせます。地域社会の一員として地域に根ざした

活動を続けていくためには、環境に関する法令を遵守するとともに、省エネルギー、省資源、ごみの排出抑制など、できることから環境への取組みを積極的に進めていくことが必要です。また、事業活動に関わる環境情報の公表、自主的な環境保全活動等を通じて、より一層の社会的責任を果たしていくことも求められています。各事業者が事業活動による環境への影響の把握に努めるとともに、環境行動指針に沿って環境に配慮した行動を実践することが重要です。

#### 区の役割

環境について考え、行動するためには、自らを取り巻く環境について知ることがその第一歩となります。そのために、区の環境の現状に関する情報提供を進めることが重要です。

また、環境学習講座、環境関連イベント、シンポジウムの開催・充実などによって、区民、事業者が環境について考え、行動する機会の拡充に努める必要があります。環境配慮行動を区民の生活に根差したものとしていくためには、子どもころから環境について学び、行動する社会を築いていくことが大切です。そのため、学校において、環境やエネルギーなどについて学び、自分たちの課題として考え、行動を実践していく場や機会を設けていくことが必要です。このような視点を持って、環境・エネルギー教育の充実に取り組む必要があります。

区民、事業者が自主的に行う、地域の環境保全に関する活動を支援し、個人や団体、事業所、学校などが主体的に環境行動を実践できるような環境整備に取り組むことが重要です。

また、区は区内最大の事業所でもあることから、区自らの事業活動による環境への影響の低減に努め、環境マネジメントシステムを適正に運用し、積極的に環境負荷を抑えていく責務があります。

また、区は新たな環境基本計画により推進すべき環境に関する施策について、着実に実現するように努める必要があります。

環境基本計画に位置づける環境の保全等に関する目標については、成果を評価する際に必要となる適切な指標を「環境指標」として設定し、広く公開し、施策の効果を検証することが重要です。

そのうえで、「計画・実施・点検・見直し」のPDCAサイクルに沿って、評価を行い、目標の達成状況を確認するとともに、結果を

公表し、取組み内容の改善などを行うことを求めます。

#### おわりに

世田谷区を取り巻く様々な環境問題の中でも、地球温暖化の進行はより一層深刻さを増しています。地球温暖化による気候の変動は、私たちの生活に重大な影響を及ぼすと考えられ、大型台風・集中豪雨などの極端な気象による災害の影響や、洪水や渇水、生態系の変化に伴う食糧生産や水の確保などへの影響、気温上昇による熱中症や感染症を媒介する生物の生息域の変化による感染症リスクの増大などの健康への影響など、人類や生物の生存を脅かす恐れがあります。地球温暖化への対応は区民の生活にも大きな影響があるということを理解して、環境施策の推進にあたらなければなりません。

私たちが生活していく上で、エネルギーは欠くことのできないものです。しかしながら、エネルギーの利用が地球温暖化を招き、私たちの暮らしに危機をもたらすということを意識しなければなりません。無駄なエネルギーの使用を見直し、自然エネルギーを最大限に活用することにより、環境負荷を低減した社会を築くことが不可欠です。

私たちの生活にもっとも身近な世田谷区の環境施策を着実に推進するためには、区民一人ひとりの生活を環境に配慮した形に改めていくように誘導することが必要です。環境に配慮した生活意識を持ち、環境に配慮した行動を実践していくことが、地域社会全体のライフスタイルを転換していくこととなります。また私たちの暮らしを支えるために、街づくりにあっても、環境負荷を小さくする取組みを進めていくことが重要になります。

こうした施策の実効性を高めていくためには、行政の様々な部署が連携して環境施策を推進していくことが求められています。また、区だけで取り組むには限界があり、区民、事業者、区が、それぞれが果たすべき役割を主体的に着実に取り組んでいくことも重要です。

こうした点を考慮し、区として重点的に取り組むべき施策を明らかにした計画を策定すべきです。

本答申において、良好な環境を将来の世代へ引き継いでいくことが、現在の社会を担う私たちの責務であることを改めて認識して、環境基本計画に定める施策を実現していくことを求めます。

## ( 2 ) 区民等からの意見聴取の経過

平成 25 年 11 月	環境に関する区民意識・実態調査 (対象者 4,000 人 有効回収数 2,036 人 有効回収率 50.9%)
平成 25 年 12 月 ~ 平成 26 年 2 月	区民インタビュー 小学生保護者(小学校) 乳幼児保護者(児童館) 中学生グループ(中学校) 大学生グループ(区内大学)
平成 26 年 9 月 ~ 10 月	パブリックコメント(164 人 203 件)
平成 26 年 10 月 7 日	区民意見交換会
平成 26 年 10 月	事業者インタビュー

## <資料3> 世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（概要版）

### （1）調査の概要

対象者	世田谷区在住の満20歳以上の男女個人
対象数	4,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出法
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成25年11月22日～12月10日
有効回収数	2,036
有効回収率	50.9%

### （2）調査の項目

区民の環境に配慮した行動などについて  
エネルギー使用状況  
世田谷区が取り組んでいる環境施策について  
世田谷区の環境に期待することなどについて  
世田谷区の後世に残したい環境について

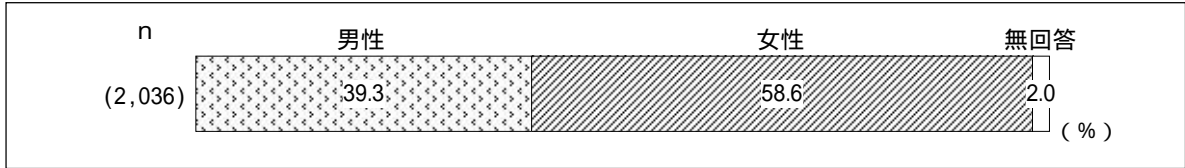
### （3）グラフの見方

（複数回答）と記述されたもの以外は、選択肢を1つだけ選ぶ設問です。  
小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならないものがあります。  
複数回答の設問については、合計が100.0%を超えることがあります。  
グラフ中のnは、各設問の回答者数を表します。

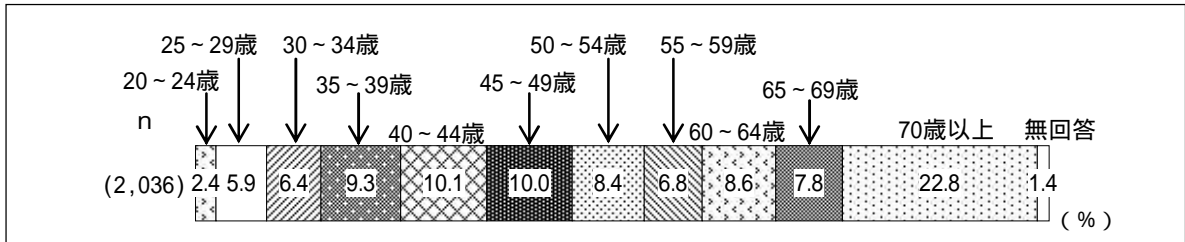
## (4) 調査結果

### ① 回答者の属性

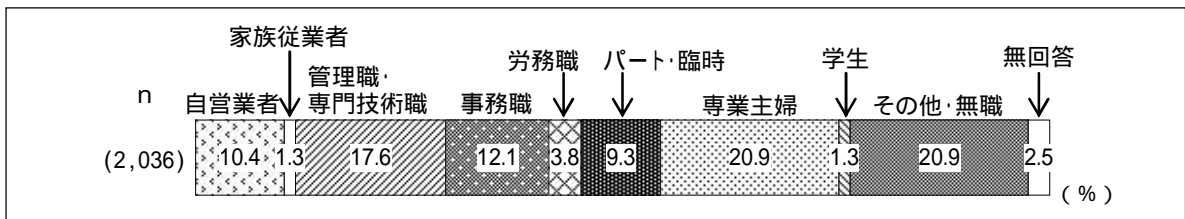
#### 1) 性別



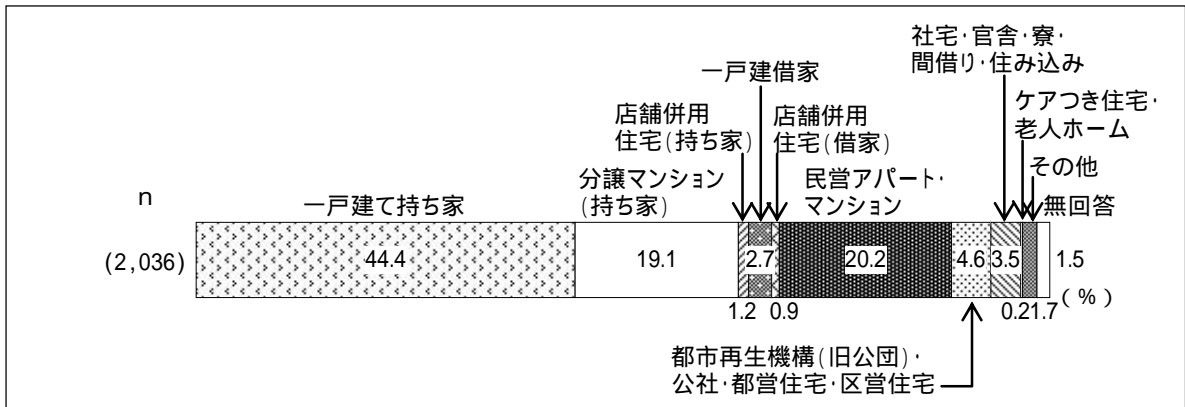
#### 2) 年齢



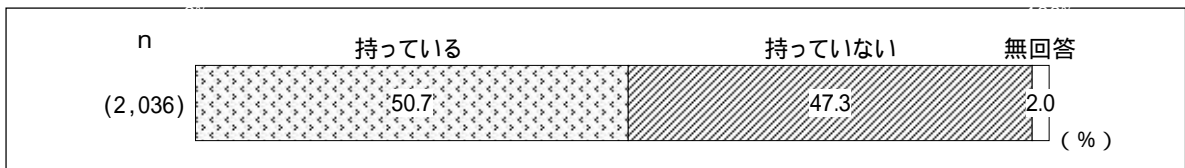
#### 3) 職業



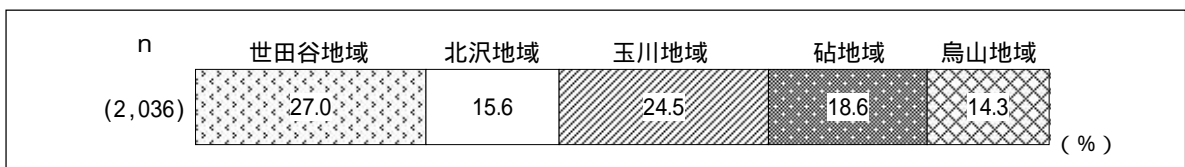
#### 4) 住居形態



#### 5) 世帯内の自家用車の有無

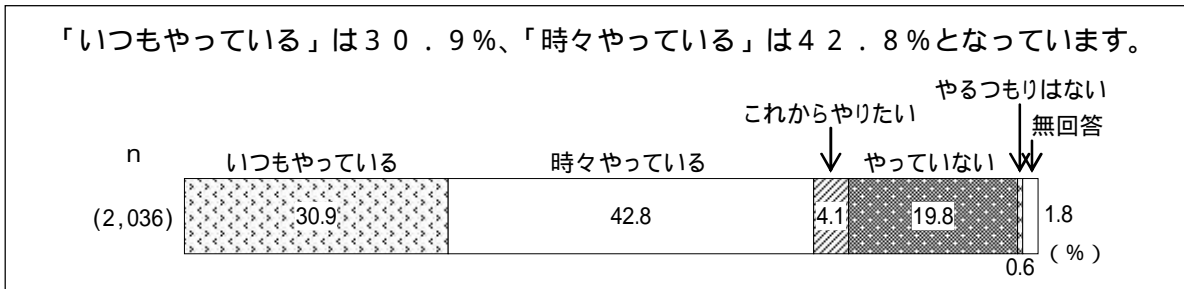


#### 6) 居住地域

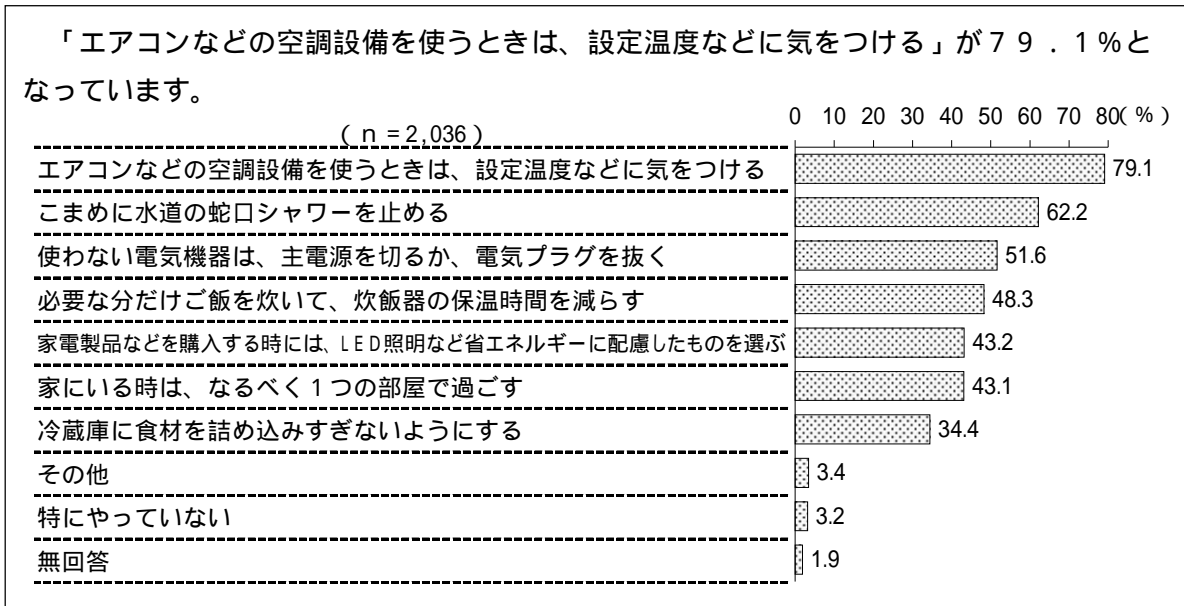


## ②区民の環境に配慮した行動などについて

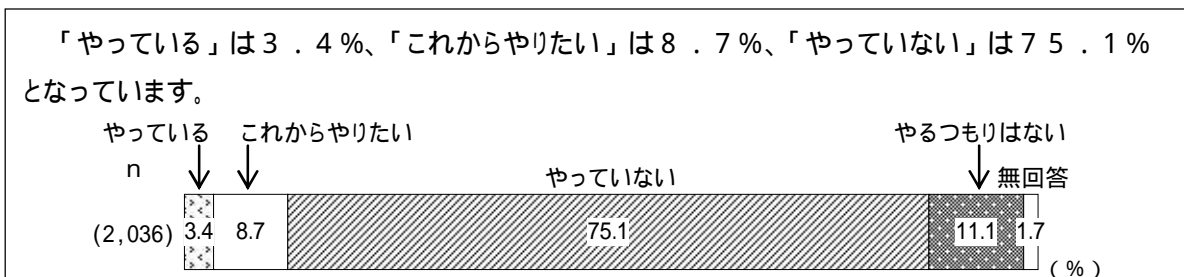
### 1) 電気・ガス・水道の消費量のチェック



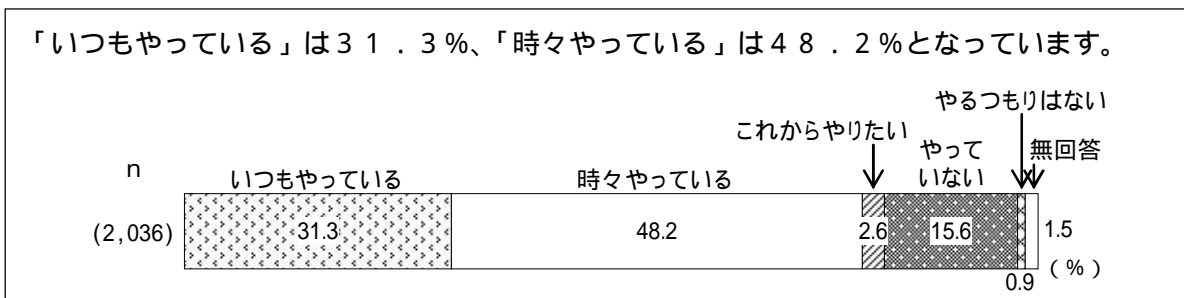
### 1) - 1 エネルギー消費を抑える取組み (複数回答)



### 2) 再生可能エネルギーの取組み

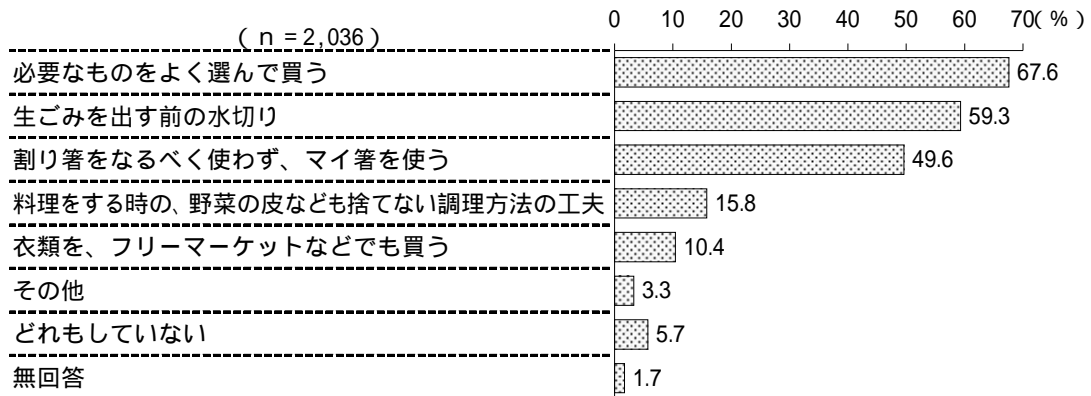


### 3) ごみを発生させない消費行動



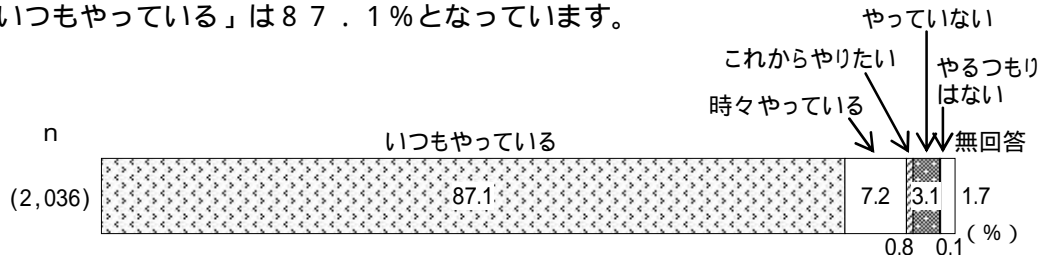
3) - 1 ごみを減らすための取組み（複数回答）

「必要なものをよく選んで買う」が67.6%、「生ごみを出す前の水切り」が59.3%となっています。



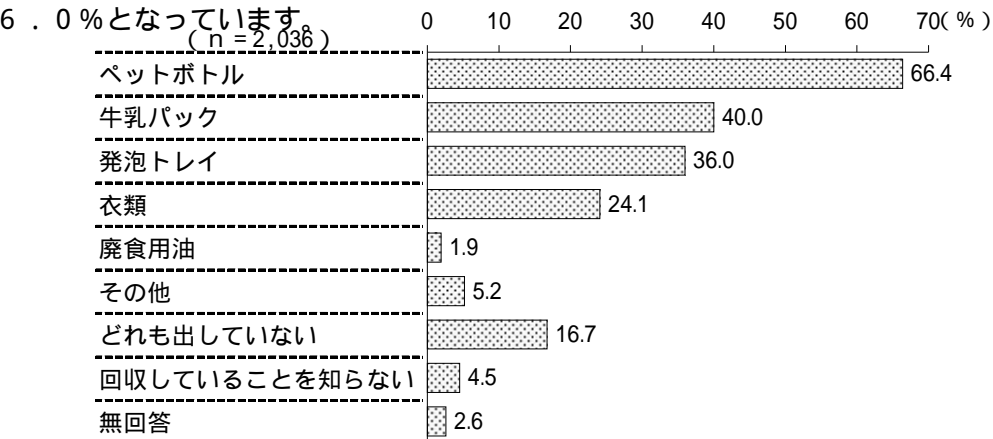
4) ごみ・資源の分別

「いつもやっている」は87.1%となっています。



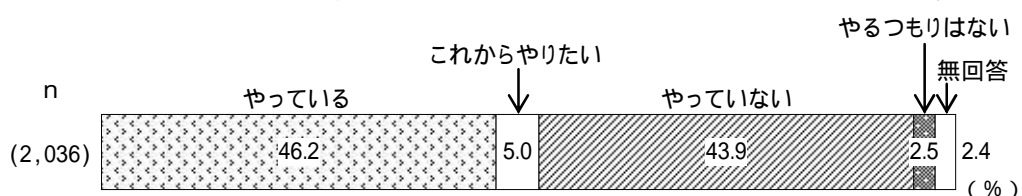
4) - 1 回収に出している資源（複数回答）

「ペットボトル」が66.4%、「牛乳パック」が40.0%、「発泡トレイ」が36.0%となっています。

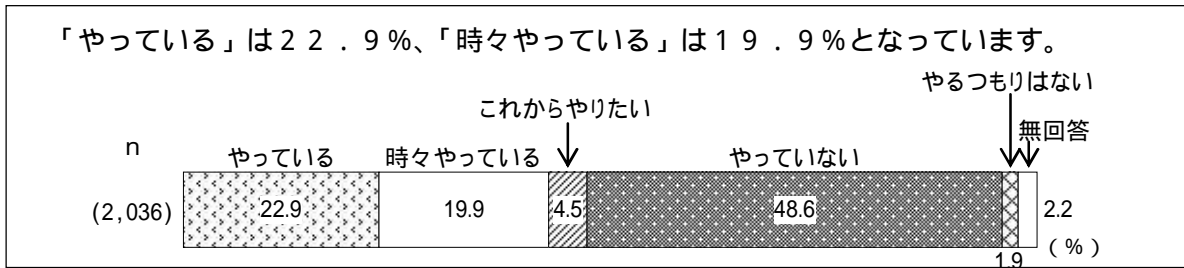


5) 敷地内、壁面、屋上、ベランダ、生垣などの緑化

「やっている」は46.2%、「やっていない」は43.9%となっています。

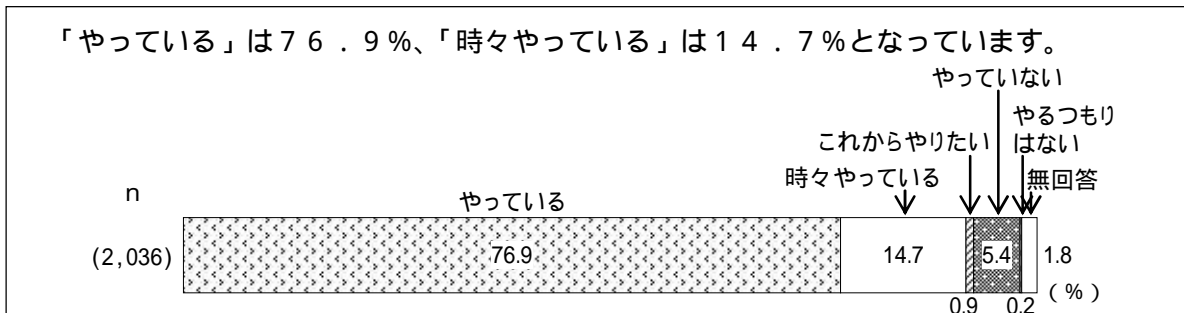


6) 空調設備に頼りすぎない工夫

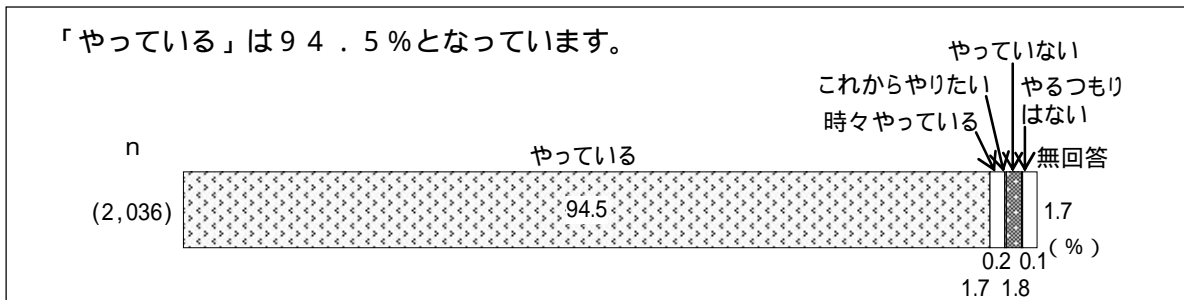


7) 生活排水への配慮

(洗剤の適正量の利用、料理で使った油をそのまま流さない、などの配慮行動)

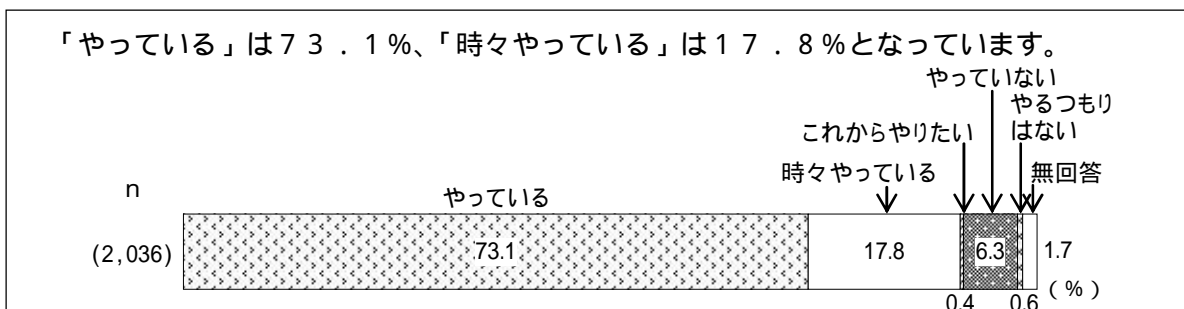


8) ごみ出しや吸がら・空き缶などのポイ捨てをしない取組み

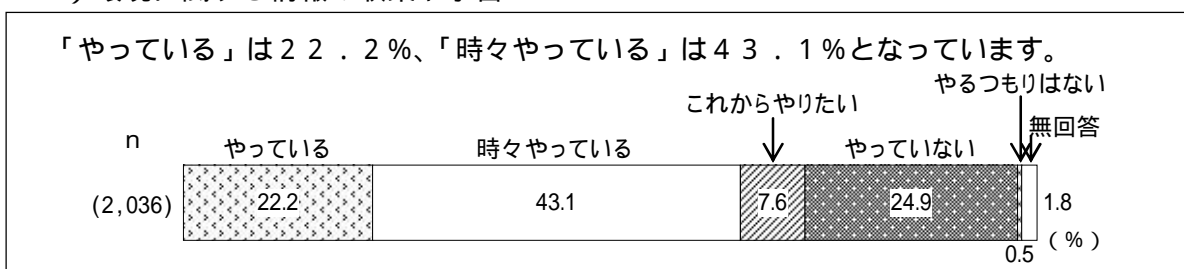


9) 徒歩や自転車、公共交通機関の利用

(環境に配慮した交通手段である徒歩、自転車、電車、バスなどの利用)



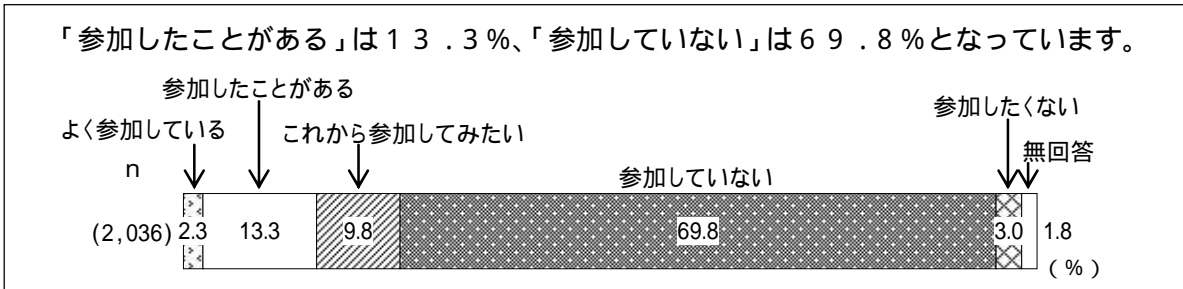
10) 環境に関する情報の収集や学習



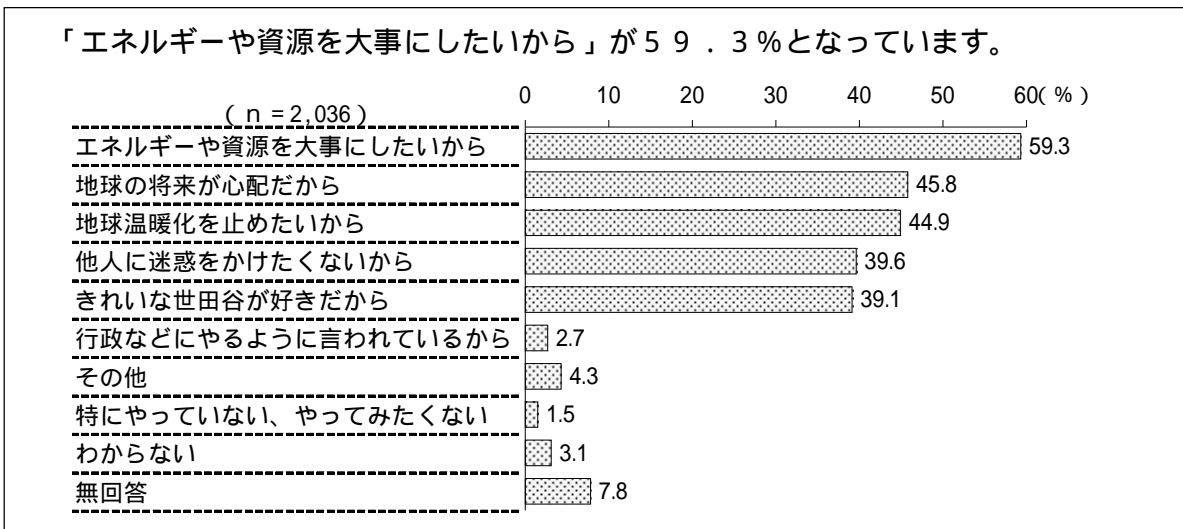


### 1 1 ) 環境に関するイベントなどへの参加・協力

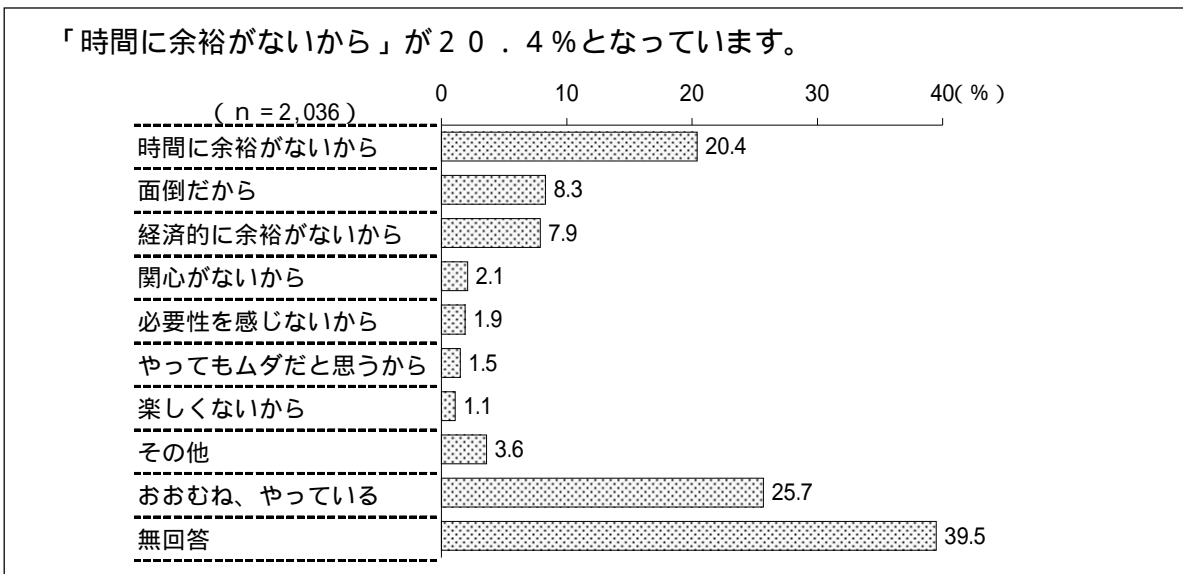
(行政、環境活動団体、地域団体が行う環境に関するイベントへの参加・協力)



### 1 2 ) 環境に配慮した行動をする理由 (複数回答)



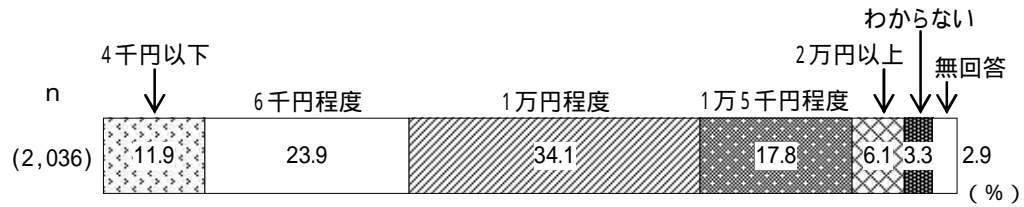
### 1 3 ) 環境に配慮した行動をしない理由 (複数回答)



### ③ エネルギー使用状況

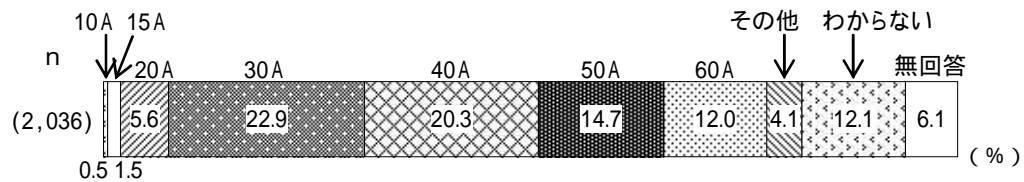
#### 1) 1ヶ月の電気料金

「1万円程度」が34.1%で最も多く、次いで「6千円程度」が23.9%、「1万5千円程度」が17.8%、「4千円以下」が11.9%などとなっています。



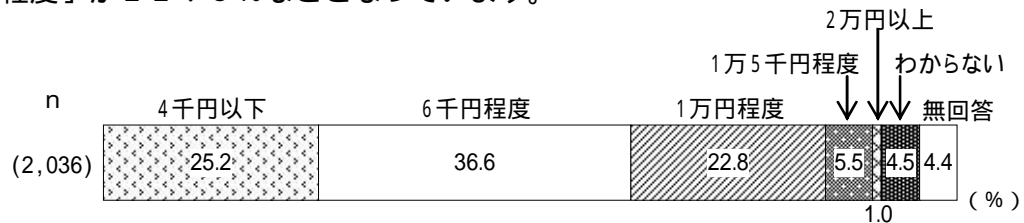
#### 2) 電気契約のアンペア数

「30A」が22.9%で最も多く、次いで「40A」が20.3%、「50A」が14.7%、「60A」が12.0%などとなっています。



#### 3) 1ヶ月のガス料金

「6千円程度」が36.6%で最も多く、次いで「4千円以下」が25.2%、「1万円程度」が22.8%、「2万円以上」が4.5%などとなっています。



#### ④世田谷区が取り組んでいる環境施策について

区が行っている環境施策についての設問のうち（17項目）「区はよく取り組んでいると思う」と「どちらかと言えば、取り組んでいると思う」の合計の割合は、（6）公共施設の緑化や公園の新設などの推進についての取組みが47.2%で最も高くなっています。

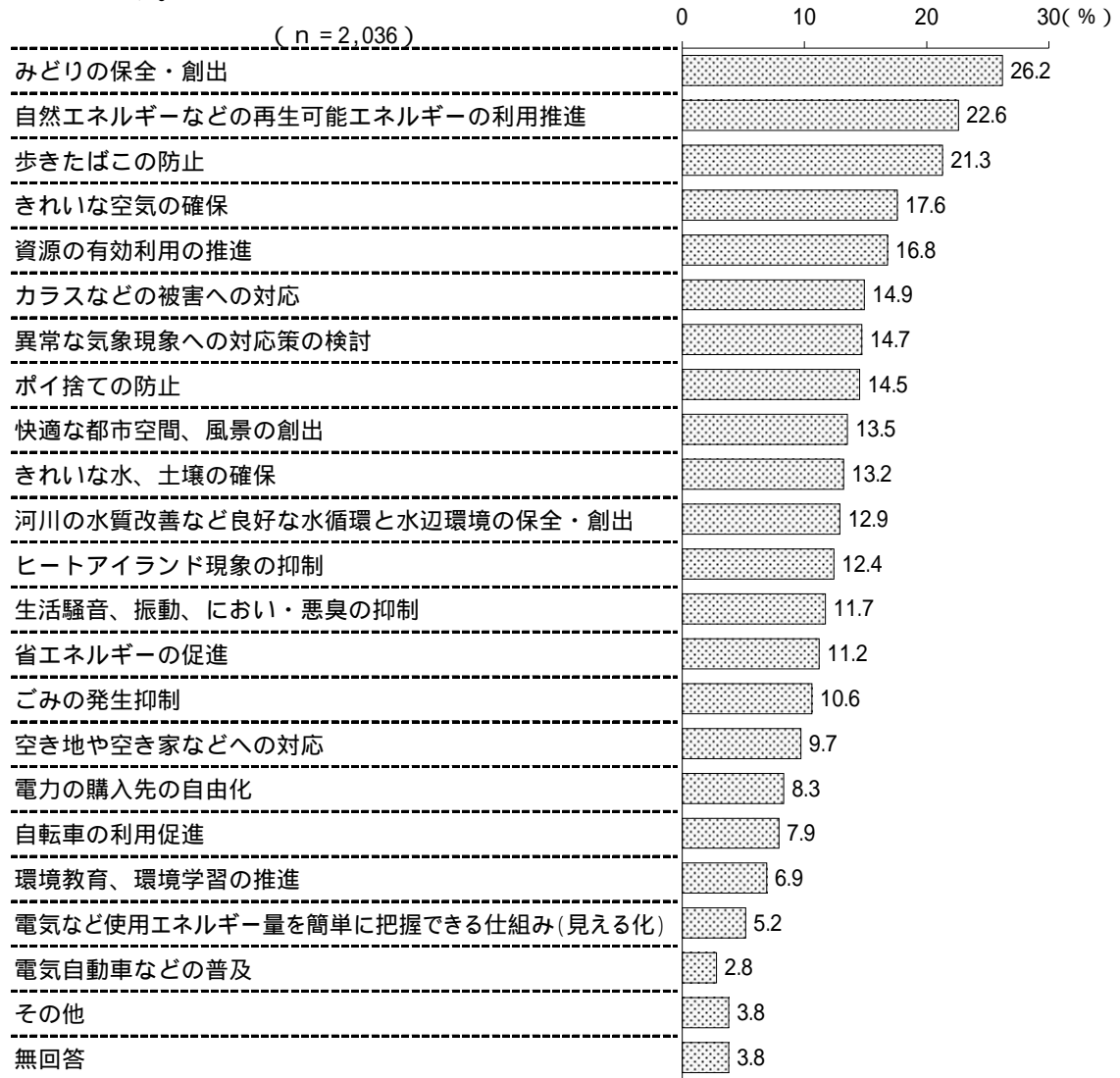
一方、「どちらかと言えば、取り組んでいないと思う」と「取り組みが不十分だと思う」の合計の割合は、（14）駅周辺などでの歩きタバコ防止の啓発活動についての取組みが31.9%で最も高くなっています。



## ⑤世田谷区の環境に期待することなどについて

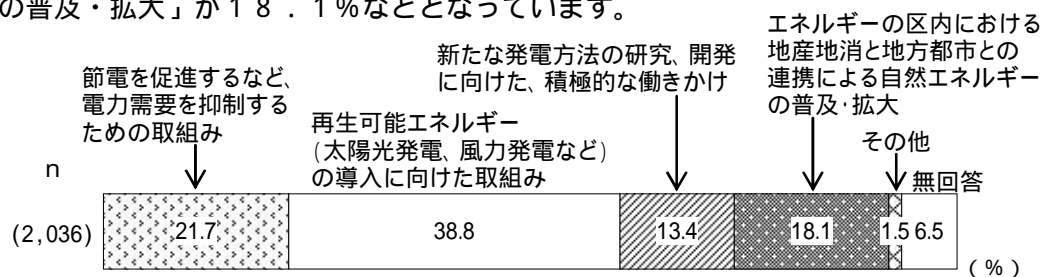
### 1) 世田谷区が充実させていくべき環境に関する施策（複数回答）

「みどりの保全・創出」が26.2%で最も多く、次いで「自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの利用推進」が22.6%、「歩きたばこの防止」が21.3%などの順となっています。



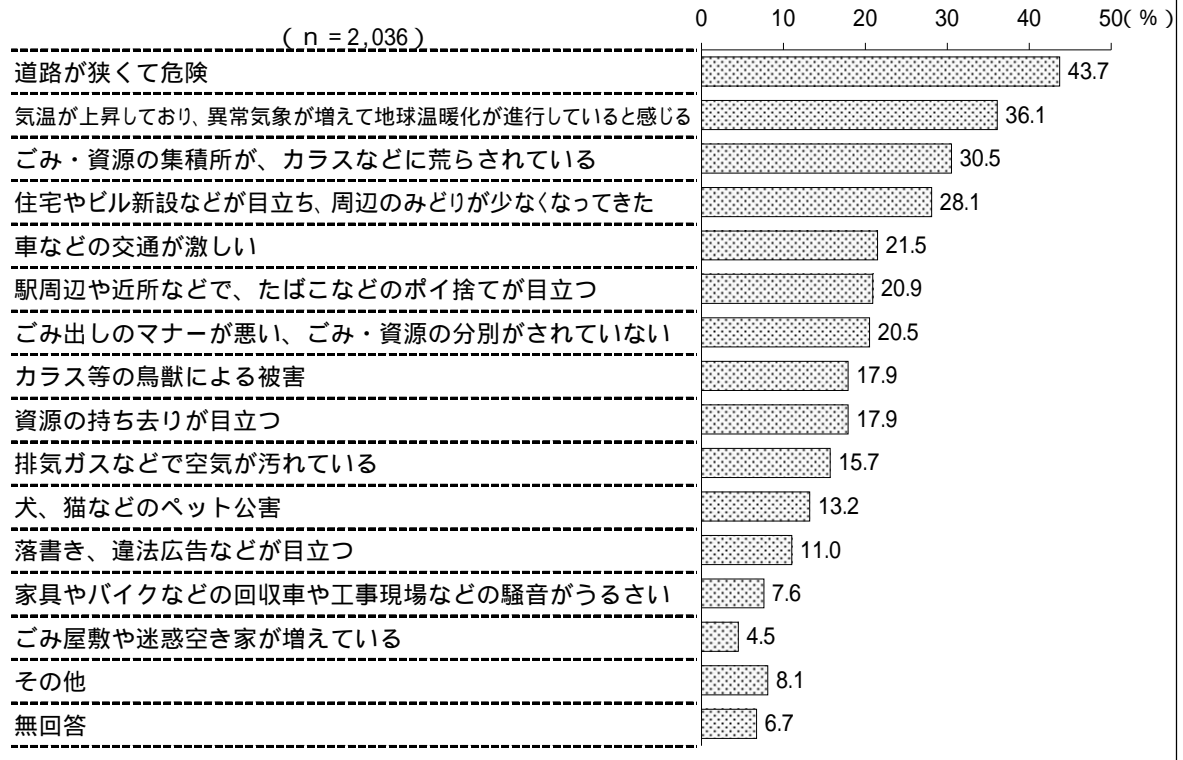
### 2) 地球温暖化対策やエネルギー推進に関して世田谷区が推進していくべき取組み

「再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電など）の導入に向けた取組み」が38.8%で最も多く、次いで「節電を促進するなど、電力需要を抑制するための取組み」が21.7%、「エネルギーの区内における地産地消と地方都市との連携による自然エネルギーの普及・拡大」が18.1%などとなっています。



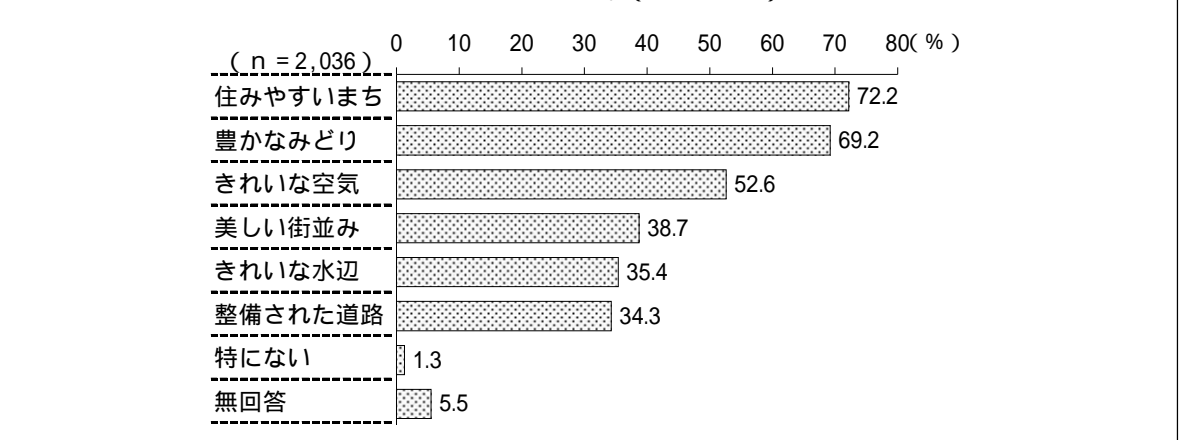
### 3) 世田谷区の環境について困っていること、改善して欲しいこと(複数回答)

「道路が狭くて危険」が43.7%で最も多く、次いで「気温が上昇しており、異常気象が増えて地球温暖化が進行していると感じる」が36.1%、「ごみ・資源の集積所が、カラスなどに荒らされている」が30.5%となっています。



### ⑥ 世田谷区の後世に残したい環境について

未来の世田谷を担う子どもたちへ残していきたいと考える環境は何か聞いたところ、「住みやすいまち」が72.2%で最も多く、次いで「豊かなみどり」が69.2%、「きれいな空気」が52.6%などの順となっています。(複数回答)



< 資料 4 > 用語集

	用語	解説	ページ
E	E S C O 事業	民間の企業である E S C O 事業者が、建物の省エネルギーに関する包括的なサービス（診断、設計、施工、設備の保守、運転管理、事業資金調達など）を建物オーナー（顧客）に提供することにより省エネルギーを実現し、さらにその省エネルギー効果を保証する事業。	4 0
P	P M 2.5	大気中に浮遊している 2.5 μm（1 μm は 1 mm の千分の 1）以下の小さな粒子。髪の毛の太さの 30 分の 1 程度という非常に小さい粒子のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。	4 5
あ	アスベスト	石綿（いしわた、せきめん）ともいわれる繊維状の鉱物。化学変化を起こさず耐熱性や防音性に優れ、建築材、耐熱材料などに広く利用されていたが、空気中に飛散する微細な繊維が肺がんや中皮腫の原因となることが明らかとなり、日本では平成元年に使用を禁止または制限した。	1 6
	雨水流出抑制	大雨が降ったときに、その雨水を地下に浸透させたり（雨水浸透）、一時的に溜めたり（雨水貯留）することにより、下水道や河川、その他排水施設等に水が一気に流出しないようにすること。	1 2
	エネルギーの地産地消	再生可能エネルギーをはじめとする多様なエネルギー源の最適な組み合わせを考え、地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によってまかなうこと	3 1
	エネルギーマネジメント	情報通信技術を活用して、住宅や事業所等におけるエネルギー使用量をリアルタイムで把握し、エネルギー使用を最適な状態に制御することで、省エネルギー化を図ること。	2
か	気候変動に関する政府間パネル（I P C C）	各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行う公式な場として昭和 63 年に国連環境計画（U N E P）と世界気象機関（W M O）により設置されたもの。地球温暖化に関する科学的知見や社会経済的影響の評価、対策のあり方の検討等を行う。平成 25～26 年に第 5 次評価報告書（A R 5）を発表。 I P C C は Intergovernmental Panel on Climate Change の略。	1

	用語	解説	ページ
	光化学オキシダント	工場や自動車から排出される窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）や揮発性有機化合物などが、夏季などに太陽の強い紫外線で光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となる物質。酸化力が強く、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼす。常時監視の測定データが一定の濃度を超えた場合には、注意報や警報が発令される。	16
	光化学スモッグ	光化学オキシダントによって、大気が白くモヤがかかった状態になること。風が弱く、気温が高く、日差しが強い日に発生しやすい傾向がある。	45
	交通需要マネジメント	様々な対策により、自動車の渋滞を減らす取り組み。	45
	国分寺崖線	かつて多摩川が武蔵野台地を削り取ってできた段丘面で、立川市から国分寺市などを經由して世田谷区内の砧、玉川地域南部を通り、大田区の西部に至る延長約30kmの崖の連なり。等々力渓谷はその一部で、高低差は20メートル近くになる。樹林や湧水が今も多く残り、その貴重な自然環境は、世田谷の「みどりの生命線」ともいわれる。	8
	コミュニティサイクル	借りたのとは違う貸出場所にも自転車を返せるレンタサイクルのしくみ。返却のために借りた場所に戻る必要がないため、利用の自由度が高まる。区では「がやリン」の愛称で普及に努めている。	35
さ	再生可能エネルギー	石油、石炭などの枯渇性エネルギーに対して、資源枯渇のおそれのない太陽、水、風、波、地熱、氷雪などの自然物や自然現象、再生産が可能なバイオマスを利用するエネルギーまたはその資源を指す。	2
	在来種	もともとその地域で生息している生物種のこと。これに対し、本来の生息場所以外へ人間によって移動された生物を外来種と呼ぶ。	26
	小水力発電	現在のところ「小水力発電」について厳密な定義はないが、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」が対象とする出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶ。水の流れで水車を回して発電する原理は、水力発電と同じだが、大規模な設備を必要としないため、経済性の面などから普及が期待されている。	34

	用語	解説	ページ
	自立分散型エネルギー	災害時など系統電力が使用できない場合においても、地域内に分散して立地する再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等のエネルギー供給施設から、地域内で必要とされるエネルギー源を確保できる仕組みのこと。	2
	スマートメーター	通信機能を備え、電力の消費状況をリアルタイムで把握し、供給を調節できるメーター。これらの機能に加えて、エネルギー消費量などの「見える化」やホームエネルギーマネジメント（HEMS）機能等を有するものも含め、スマートメーターと称する。	3 5
	生物化学的酸素要求量（BOD）	水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと。主に河川の有機汚濁を測る代表的な指標。Biochemical Oxygen Demand の略。値が大きいほど水質汚濁は著しい。類似の指標であるCOD（化学的酸素要求量）は、主に湖沼や海域に用いられる。	1 6
	生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間の変異性」と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。	2 6
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度規制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策を指す。	4 0
た	ダイオキシン類	ダイオキシンとは、一般には有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ - パラ-ジオキシン（PCDD）を略した呼称で、生殖、脳、免疫系などに対する毒性を有する。平成11年に制定されたダイオキシン類対策特別措置法では、PCDDに加え、同様の毒性を示すポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）も、ダイオキシン類として排出規制等の対象となっている。	1 6
	体験型農園	農園主（農地所有者）が農業経営の一環として開設する農園。利用者は農園主の指導を受けながら農作物の栽培を体験することができる。	2 7
	超小型モビリティ	軽自動車よりも小さく、地域の手軽な移動手段として期待される自動車。通常の自動車より少	3 6



	用語	解説	ページ
		ないエネルギーで省エネ・低炭素化に寄与するとともに、子育て世代や高齢者等の移動支援、外出機会増加などに活用が期待されている。	
	適応策	地球温暖化対策のうち、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する対策のこと。これに対し、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する対策を「緩和策」といい、両者を同時に講じていくことが必要とされる。	12
は	浮遊粒子状物質(SPM)	大気中に浮遊する非常に微細な粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾル等)で、粒径が10μm(マイクロメートル=100万分の1m)以下のもの。浮遊粒子状物質のうち、粒径2.5μm下のものをPM2.5という。	16
ま	木質バイオマス	化石燃料ではない、再生可能な生物由来の有機性資源を「バイオマス」といい、そのうち木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。樹木の伐採や造材の際に発生した枝や葉、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑のほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などが含まれる。	34
ら	緑化地域制度	緑地が不足している市街地において、建築敷地の緑化を推進するための制度。区市町村が都市計画により定めた緑化地域内で一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合には、敷地面積に対し一定割合以上の緑化が義務づけられる。(都市緑地法第34条)	28